茂福ポンプ場電気設備更新工事

詳 細 設 計 図

令和２年

四日市市上下水道局技術部施設課
株　式　会　社　Ｎ　Ｊ　Ｓ

図　面　目　録　（建築）　　（１／２）

図面番号	図　面　名　称	縮尺
D-1	特記仕様書（改修1）	—
D-2	特記仕様書（改修2）	—
D-3	特記仕様書（改修3）	—
D-4	特記仕様書（改修4）	—
D-5	特記仕様書（改修5）	—
D-6	特記仕様書（改修6）	—
D-7	配置図	1/100
	【１号ポンプ棟】	
D-8	１号ポンプ棟　外部仕上表	—
D-9	１号ポンプ棟　内部仕上表	—
D-10	１号ポンプ棟　改修前 平面図	1/100
D-11	１号ポンプ棟　改修後 平面図	1/100
D-12	１号ポンプ棟　改修前 立面図，断面図	1/100
D-13	１号ポンプ棟　改修後 立面図，断面図	1/100
D-14	１号ポンプ棟　１階平面・断面・展開詳細図（1）	1/50
D-15	１号ポンプ棟　１階平面・断面・展開詳細図（2）	1/50
D-16	１号ポンプ棟　１階平面・断面・展開詳細図（3）	1/50
D-17	１号ポンプ棟　２階平面・断面・展開詳細図（1）	1/50
D-18	１号ポンプ棟　２階平面・断面・展開詳細図（2）	1/50
D-19	１号ポンプ棟　２階上部平面・断面・展開詳細図（1）	1/50
D-20	１号ポンプ棟　２階上部平面・断面・展開詳細図（2）	1/50
D-21	１号ポンプ棟　部分詳細図（1）	図示
D-22	１号ポンプ棟　部分詳細図（2）	図示
D-23	１号ポンプ棟　部分詳細図（3）	図示
D-24	１号ポンプ棟　部分詳細図（4）	図示
D-25	１号ポンプ棟　改修前 天井伏図	1/100
D-26	１号ポンプ棟　改修後 天井伏図	1/100
D-27	１号ポンプ棟　撤去建具表	1/50
D-28	１号ポンプ棟　新設建具表	1/50
D-29	１号ポンプ棟　仮設計画図（参考）	1/100
D-30	屋根伏図	1/100
D-31	南・東立面図	1/100
D-32	北・西立面図	1/100

図面番号	図　面　名　称	縮尺
D-33	電気室　仕上表、平・立・断面図、矩計図、建具表、仮設計画図	
D-34	電気室　伏図、軸組図、部材リスト	
S-1	建築工事特記仕様書＜耐震関係＞	—
S-2	構造細目共通図(複合構造物)(1)	—
S-3	構造細目共通図(複合構造物)(2)	—
S-4	構造細目共通図(複合構造物)(3)	—
S-5	構造細目共通図(複合構造物)(4)	—
S-6	構造細目共通図(複合構造物)(5)	—
S-7	構造細目共通図(複合構造物)(6)	—
S-8	構造細目共通図(複合構造物)(7)	—
S-9	構造細目共通図(複合構造物)(8)	—
S-10	構造細目共通図(複合構造物)(9)	—
S-11	構造細目共通図(複合構造物)(10)	—
S-12	構造細目共通図(複合構造物)(11)	—
S-13	構造細目共通図(複合構造物)(12)	—
S-14	１号ポンプ棟　撤去範囲図	1/100
S-15	１号ポンプ棟　撤去範囲軸組図（1）	1/100
S-16	１号ポンプ棟　撤去範囲軸組図（2）	1/100
S-17	１号ポンプ棟　開口新設・閉塞範囲図	1/100
S-18	１号ポンプ棟　開口新設・閉塞 軸組図（1）	1/100
S-19	１号ポンプ棟　開口新設・閉塞 軸組図（2）	1/100
S-20	１号ポンプ棟　補強部材リスト	1/30
S-21	１号ポンプ棟　開口閉塞配筋図（1）	1/30
S-22	１号ポンプ棟　開口閉塞配筋図（2）	1/30
S-23	１号ポンプ棟　開口新設配筋図（1）	1/30
S-24	１号ポンプ棟　開口新設配筋図（2）	1/30
AM-1	特記仕様書　建築機械設備１	—
AM-2	特記仕様書　建築機械設備２	—
AM-3	一般平面図	1/100
AM-4	１号ポンプ棟　換気設備　改修前 平・断面図	1/100
AM-5	１号ポンプ棟　衛生設備　改修前 平面図	1/100

図　面　目　録　（建築）　　（２／２）

図面番号	図　面　名　称	縮尺	図面番号	図　面　名　称	縮尺
AM-6	１号ポンプ棟　換気設備　改修後 平・立面図	1/100			
AM-7	１号ポンプ棟　衛生設備　改修後 平面図	1/100			
AE-1	特記仕様書　建築電気設備１	—			
AE-2	特記仕様書　建築電気設備２	—			
AE-3	建築電気平面図（改修前）	1/100,1/50			
AE-4	建築電気平面図（改修後）	1/100,1/50			
AE-5	電気室　建築設備撤去平面図	1/100			

茂福ポンプ場電気設備更新工事　　工事特記仕様書

総　　則

工事概要　　1．工事場所　四日市市富田浜町29-24

2．工事種目　改修工事

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(以下「標仕」という。)による。

2．特記仕様

（1）項目は、○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の［．．］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（標．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部分完成　⊙無　・有（　　）

部分引渡し　⊙無　・有（　　）

1)保険及び保証・　⊙建設工事保険　（保険証の写しを提出）

⊙請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）

（・管理財物担保特約に加入のこと）

・任意にて加入

2)建設共済等・・　下記の制度について加入すること。

⊙法定外労災保証制度　（加入証明書の写しを提出）

⊙建設業退職金共済制度　当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　共済証紙購入額　請負金額の 1/1000以上

なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

・任意にて加入

※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章	項目	特記事項
①章 一般共通事項	①適用基準等	⊙建築工事標準詳細図　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 28 年版） ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 30 年版）
	②工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。　[1.1.4]
	③品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速（Vo)＝34 m毎秒 地表面粗度　※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20)　・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分　※30 cm　・40 cm
	4 電気保安技術者	・適用する。　・適用しない。　[1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
	⑤条件明示項目	⊙工事用車両の駐車場及び資機材置場　※敷地内　・　[1.3.5] ⊙工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。 ⊙現場工事は月～金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。 ⊙施工作業時間は原則8:30～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。 ⊙施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。 ⊙工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。 ⊙仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。 ⊙工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。 ⊙敷材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ⊙大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ⊙足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。 ⊙道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。 ⊙既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。 ⊙工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、窯場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。
	⑥発生材の処理	⊙振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ⊙音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ⊙工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ⊙同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。 ・2020/　/　～　/　は工事を行わないこと。 ・工事期間は、　/　～　/　とする。尚、　/　～工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ・引渡しを要するもの（　　）　[1.3.12] ⊙特別管理産業廃棄物　※無　⊙有（アスベスト）　処理方法（　　） ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ⊙特定建設資材以外の搬出　⊙構外搬出適正処理 ※　廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土（50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	⑦交通安全管理	交通誘導員　※配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない　[1.3.9]
	⑧建築材料等	※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。　[1.4.5] （　　）
	⑨化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。 1)　合板、木質系フローリング、構造用パネル，集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2)　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3)　接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4)　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5)　1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥo規格品 ④旧ＪＡＳのＦco規格品
	10 特別な材料の工法	改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑪ 技能士	※適用する　・適用しない　[1.6.2] ⊙鉄筋施工　⊙型枠施工　・鉄工　・塗装　・左官（必要に応じて） ※防水施工　・建築大工　・サッシ施工　・内装仕上げ施工
	12 化学物質の濃度測定	施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン　[1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定　・行う　・行わない 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・ 採取方法　・文部科学省の定めるところによる。　・ 報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名　2.測定年月日　3.天候　4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間　6.室名と測定時間　7.測定器具 8.化学物質採取方法　9.分析装置
	⑬ 完成図	⊙提出する　※提出しない　[1.8.1～3] 種類　※改修標仕 表1.8.1による　・ ・配置図及び案内図　・各階平面図 ・各立面図　・断面図 ・仕上表　・施工図 ・施工計画書　・ ※ＣＡＤデータの提出　※提出する（dxf)　・提出しない ・保全に関する資料　提出部数　※１部　・
	⑭ 記　録	工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真　１ 部 ※工程写真　各工程毎　１ 部 ※竣工写真　※内部、外部　２ 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。
	⑮ 設備工事との取合い	施工範囲　※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
	16 設計ＧＬ	※図示のベンチマーク（Ｂ.Ｍ）　mm　（現状地盤はＢ.Ｍ　mm）
	⑰ 完成引渡し後の点検	かし期間は、別に定めた特約（責任施工による保証期間など）を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ⊙工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。
	⑱ 随時検査	予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること
	⑲ 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。
②章 仮設工事	①足場その他	内部足場　種別　※きゃたつ、足場板等　⊙図示　[2.2.1] 外部足場　種別　※くさび緊結式（手すり先行工法）・　[2.2.1] 防護シートによる養生　・行わない　⊙行う 騒音・粉じん等の対策　・行わない　⊙行う（・防音パネル　⊙防音シート）　[2.1.3] 材料、撤去材等の運搬　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1][表2.2.1]
	②養生その他	既存部分の養生　※ビニルシート、合板等　・　[2.3.1] 固定家具等の移動　※行わない　⊙行う(図示)
	③仮設間仕切り	(a)設置箇所　※図示　・　[2.3.2][表2.3.1]
	④監督職員事務所	・設ける　規模等は以下による　・既存施設の一部を使用する　※設けない　[2.4.1] （・規模　㎡程度　・仕上げ；床　、壁　、天井　程度）
	⑤工事用水	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない
	⑥工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　・利用できない
③章 防水改修工事	①既存下地の補修及び処置	※図示による　[3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去　・する　・しない [3.3.2～3][表3.1.1][表3.3.3～10]
	2 アスファルト防水	アスファルトの種類　※3種　・　押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度) 脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所 改修用ドレン　※設ける（　箇所）※銅製　・鉛製　・設けない　[3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質　※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） 厚さ（mm）　※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ（mm）　※35 乾式保護材　製造所の仕様による・ 防水保護のれんがの種類　※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 保護コンクリート仕上り平たんさ種別　・ａ種　・ｂ種　・ｃ種　[3.3.5][8.1.4][表8.1.5] 仕上塗装（P2A,M3D,P0D,P0DI,M3DI,M4DI,工法）　※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識　※設ける　・設けない

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗装
・Ａ種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
⊙Ｂ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	⊙合板張り程度 ・片面フラシュ程度		※無し ・有り

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別

※産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

※暴力団等不当介入に関する事項

1．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	特記仕様書（改修１）（令和元年版）		
縮尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-1

③章 防水改修工事

3 改質アスファルトシート防水

[表3.1.1][3.4.2～3][表3.4.1～3]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さ㎜)	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・
脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材　・製造所の指定する製品
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
施工標識　※設ける　・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水

[表3.1.1][3.5.2～3][表3.5.1～2]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さ㎜)	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・
絶縁用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート　・　[3.5.2]
脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所
機械固定工法に用いる断熱材　※次のいずれかによる　・
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b
接着工法に用いる断熱材
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・ポリエチレンフォーム断熱材
改修用ドレン　※設ける（　箇所）　・設けない
※製造所の指定する製品　・鋼製　・鉛製
施工標識　※設ける　・設けない

⑤塗膜防水

[表3.1.1][3.6.2～3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別	仕上げ塗料等
X-1、X-2	図示による	防水材使用量　3.5kg/㎡	環境対応型弱溶剤系塗料

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・
既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去(L4X工法)　・除去する　[3.2.6]
脱気装置　・設けない　⊙設ける
施工標識　※設ける　・設けない

⑥保証期間

防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑦シーリング

⊙シーリング充填工法　・シーリング再充填工法　[3.1.4][表3.1.2]
・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所　[3.7.2][表3.7.1]
※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする

施 工 箇 所	シーリング材の種類（記号）

シーリングの試験　※行わない　・行う（※簡易接着性試験　・引張接着性試験）

⑧と い

材質　⊙配管用鋼管　・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)　⊙硬質ﾎﾟﾘ塩化ｶﾗｰﾋﾞﾆﾙ管(VP)　[3.8.2(1)]
とい受け金物　※SUS製　・亜鉛メッキ製
ルーフドレン　※JCW301(日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格)　・図示による　[3.8.2(1)]

9 アルミニウム製笠木

表面処理　・AB-1種　※BB-1種　[3.9.2]

④章 外壁改修工事

①施工数量調査

調査範囲　⊙既存モルタル面　⊙躯体コンクリート面　・図示の範囲　[1.5.2]
調査内容　ひび割れ（0.2mm以上）の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、
漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数　※１部

②改修工法の種類

[4.1.4～5]

外壁の種類	種 類	改 修 工 法
・コンクリート打放し仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法　・
⊙モルタル塗り仕上げ	⊙ひび割れ部	・樹脂注入工法⊙Uカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法　・モルタル塗替工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・
・タイル張り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法　・Uカットシール材充填工法
	・欠損部	・タイル部分張替え工法　・タイル張替え工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
	・目地	・目地ひび割れ部改修工法　・伸縮調整目地改修工法
⊙塗り仕上げ	⊙薄付け仕上塗材塗り	・可とう形改修用仕上塗材塗り
	・厚付け仕上塗材塗り	・各種塗料塗り
	・複層仕上塗材塗り	・マスチック塗材塗り

③ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　（・モルタル面　・躯体コンクリート面 ）　[4.1.4][4.3.4]

注入工法の種類	ひび割れ幅(㎜)	注入口間隔(㎜)	注入量(cc/m)	備 考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40　・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130　・	
		・	・	

注入材料　[4.2.2]
※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)
検査（コア抜取り）　・行わない
※行う（抜取り部の補修方法：　）
⊙Uカットシール材充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.5]
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材
・可とう性エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
・シール工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.6]
シール材料　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

4 欠損部改修工法

※充填工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.7]
充填材料　・ポリマーセメントモルタル（・モルタル面　・コンクリート面　・ＣＢ面 ）
・エポキシ樹脂モルタル（　）
・モルタル塗替え工法（改修標仕4.2.2(7)による）

5 浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.10～15][表4.4.3～4]

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/m²) 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・			※25ml
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※25ml
・アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	・25ml ※50ml
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・			※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※50ml

※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする
アンカーピン　[4.2.2]
材質　※ステンレス SUS304、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの　・
注入口付アンカーピン　[4.2.2]
材質　※ステンレス SUS304、呼び径外径６㎜

⑥既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法　[4.6.3][表4.6.2～5]

工 法	処 理 範 囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体　・	⊙ひび割れ部改修工法
⊙高圧水洗工法	※既存仕上面全体　・	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

下地調整材　[4.2.2][4.6.3]
※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　・防水形仕上げ塗材主材を使用

⑦仕上塗材仕上げ

種類、仕上げの形状、工法　[4.1.4][4.2.2][表4.2.4～5]

種 類	呼 び 名	仕 上 の 形 状
⊙薄付け仕上塗材	⊙外装薄塗材Ｅ ・可とう形外装薄塗材Ｅ ・防水形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状 ⊙砂壁状　・ゆず肌状　・ ・ゆず肌状　・凹凸状
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ ・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｅ ・複層塗材ＲＥ ・防水形複層塗材ＣＥ ・防水形複層塗材Ｅ	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状 上塗材　・水系アクリル ・水系アクリルシリコン 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材　・行う
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E	菊水化学工業(株) 下塗り材「ｿﾌﾄﾘﾀﾊﾞｰ」＋上塗り材「ﾋﾞｭｰﾄｯﾌﾟｼﾘｺﾝ」 エスケー化研(株) 下塗り材「水性ﾌﾟﾗｲﾏｰ」＋上塗り材「水性ｴﾝﾎﾞｼﾘｺﾝ」 スズカファイン(株) 下塗り材「ﾘﾍﾞｰｸﾞﾗ」＋上塗り材「水性ｼﾘｺﾝｴﾆ」 上記同等品とする ※塗工法はローラー塗りとする ※塗工程及び塗布量はメーカー仕様による 尚、下塗り材の塗布量は薄塗を適用する

⑧設計数量

外 壁 部 位	種 類	工 法	数 量	備 考
・コンクリート打放し面	・ひび割れ	※Uカットシール材充填工法 ・	m	
	・欠損部	※エポキシ樹脂モルタル充填工法 ・	箇所	
⊙モルタル塗り仕上げ面	⊙ひび割れ	※Uカットシール材充填工法 ・自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.50　m m	外部（ポンプ室）
	・欠損部	※充填工法 ・	m	
	・浮き部	※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・	㎡	

※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。
尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。

⑤章 建具改修工事

①改修工法

・かぶせ工法　⊙撤去工法（・引き抜き工法　⊙はつり工法）　[5.1.3]

2 見本の製作等

・建具見本の製作　・特殊な建具の仮組　[5.1.5]

③アルミニウム製建具

外部に面する建具(フロントサッシは除く)　[5.2.2][表5.2.1]

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(㎜)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－３	Ｗ－４	※ 70	※図示
⊙Ｂ種	Ｓ－５			・100	
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	・70　・100　・	

表面処理　※BB-1種　・BB-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)　[5.2.4][表5.2.2]
内部建具　[5.2.4][表5.2.2]
表面処理　※AC-1又はBB-1種　・AC-2又はBB-2種(※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)

4 網戸

防虫網　[5.2.3]
網の種別　※ステンレス(SUS316)製　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
形　式　※可動式　・固定式

5 樹脂製建具

外部に面する建具（ﾌﾛﾝﾄｻｯｼは製造所の仕様による）　[5.3.2][表5.3.1]

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(㎜)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	Ｗ－４	・ 70	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５		Ｗ－５	・100	
・Ｃ種	Ｓ－６			・	

・防音ドアセット及び防音サッシの適用　種別　・T-A種　・T-B種　[5.3.2][表5.3.2]
・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用　種別　・H-A種　・H-B種　・H-C種　[5.3.2][表5.3.3]

⑥鋼製建具

簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない　・図示による　[5.4.2]

7 鋼製軽量建具

品質規格　※改修標仕表5.5.1による　[5.5.2][5.5.4]
・製造所標準仕様による
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

8 ステンレス製建具

表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　[5.6.2][5.6.4]
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

⑨建具用金物

マスターキー　・製作する　⊙製作しない（既存に合わせる）　[5.7.4]
モノロック　ゴール(　)　美和ロック(　)
シリンダー箱錠　ゴール(　)　美和ロック(　)
シリンダー本締り錠　ゴール(　)　美和ロック(　)
ドアクローザー　ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ
フロアヒンジ　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リョービ
ヒンジクローザー　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
リョービ、デンセイオートテック
押板、取手　樹建工業、ユニオン

10 自動ドア開閉装置

開閉方法　※引き戸　・多機能トイレ用引き戸　[5.8.2～3][表5.8.1～6]
センサーの種類　・光線センサー　・熱線センサー　・

11 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※改修標仕5.9.3による　[5.9.3][表5.9.1]
・製造所標準仕様による

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名 称	特記仕様書（改修２）（令和元年版）		
縮 尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	(株)ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-2

⑤章 建具改修工事

12 量量シャッター

種類　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター　[5.10.2][表5.10.1]
・屋内用防火シャッター　・屋内用防煙シャッター
開閉機能　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式　[5.10.2]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・溶融亜鉛めっき鋼板　[5.10.3]
形状 ※インターロッキング形　・オーバーラッピング形　[5.10.2]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの)　・設ける　・設けない
危害防止機構　・障害物感知装置（自動閉鎖型）
・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能（　　）N/㎡（一般量量・外壁用防火のもの）

13 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式(手動併用)　[5.11.2][表5.11.1]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・　[5.11.3]
形状 ・インターロッキング形　・オーバーラッピング形　[5.11.4]
耐風圧性能（　　）N/㎡

14 その他のシャッター

・オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター

15 ガラス

種類・厚さ ※ 建具表による　[5.13.2]

16 ガラスの留め材

種別(区分は図示による)　[5.13.2]
※シーリング材(SR-1, ｼﾘｺｰﾝ系、9030G)　・ガスケット

17 ガラス用フィルム

品質は、JIS　A5759による
※ガラス飛散防止フィルム　種類（・第２種　・　　）張り面（※内張　・外張）
性能値　※層間変位試験に適合するもの（B法）

⑥章内装改修工事

①改修範囲

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁,床の改修範囲　[6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　⊙図示による範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　⊙図示による範囲
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲
※既存のまま　⊙図示による範囲

②既存床の撤去並びに下地補修

ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ(接着剤とも)　[6.2.2]
・下地モルタルとも(※図示の範囲　・除去範囲全て)
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・図示
合成樹脂塗り床の除去　・機械的除去工法　・目荒工法

③既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修　[4.4.9][6.3.2]
※図示　・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　・行わない)

4 木下地等

表面の仕上げ　機械加工　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　[6.5.1][表6.5.1]
手加工　・Ｈ-Ａ種　・Ｈ-Ｂ種　・Ｈ-Ｃ種　[6.5.1][表6.5.2]
木材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種　[6.5.2][表6.5.3]
木材の品質　※改修標仕6.5.2による　・市販品　[6.5.2][表6.5.4]
樹種　構造材　※杉　・松　・ひのき
造作材　※杉　・松　・ひのき
防腐防蟻処理　※行わない　・行う(箇所一　　)
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。
※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。

5 集成材等

集成材又は単板積層材の材質　[6.5.2]
ホルムアルデヒト放散量　※規制対象外　・第三種

品　名	規格・品質	芯材の種類	施 工 箇 所
・造作用集成材	※１等　・２等	・たも　・なら　・しおじ	図示による
・化粧ばり造作用集成材	※１等　・２等	・単一針葉樹	
・化粧ばり構造用集成材			
・造作用単板積層材			
・直交集成材			

6 接着剤

※木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種　[6.5.3]
※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤の　[6.8.2][6.14.2]
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

7 床板張り

フローリング及び縁甲板張り床　[表6.5.10]

下張り用床板	※無し	
	・有り　※合板張り　ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・	
床　板	※単層フローリング(標仕19.5.2による) ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種	
	・縁甲板	※ひのき

8 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　屋内（※19形　・25形）　屋外（※25形　・19形）　[6.6.2][表6.6.1]
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない　[6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない
耐震補強　・行う（図示）
屋外軒天井及びピロティ天井補強　※図示

⑨軽量鉄骨壁下地

スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

10 ビニル床シート

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　　)　[6.8.2～3]

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)	備　考
※発泡層のないもの	※ＦＳ	・無地 ※マーブル柄	・2.5 ※2.0	
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地		
・				

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

11 ビニル床タイル

[6.8.2]

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※単層ビニル床タイル	ＴＴ	※2.0	
・複層ビニル床タイル	ＦＴ	・	
・コンポジションビニル床タイル	ＫＴ	・	

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

12 帯電防止ビニル床タイル

[6.8.2]

種　類	厚さ(mm)	性　能
※単層ビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値　1.0x109 Ω以下又は 漏えい抵抗値　1.0x1010 Ω以下
・複層ビニル床タイル	・	
・コンポジションビニル床タイル	・	

13 誘導用及び注意喚起用床材

視覚障害者用床タイル　[6.8.2]

種　類	寸法(mm)	施工箇所
・塩化ビニル製	※300×300	
・レジンコンクリート製	・	
・磁器又はせっ器質タイル		

⑭ ビニル幅木

高さ（mm）　※60　・75　・100

15 カーペット敷き

・繊じゅうたん　[6.9.2～3][表6.9.1～2]

種　別	パイル形状	色柄　等	備　考
・Ａ種	・カットパイル	※無地	
・Ｂ種	・ループパイル	・柄物(標準品)	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タフテッドカーペット　[6.9.2～3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長（mm）	工　法	帯電性
・カットパイル	※５～７	※全面接着工法 ・グリッパー工法	人体帯電圧 ※３kv以下
・ループパイル	※４～６		
・カット、ループパイル併用	・		

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タイルカーペット　[6.9.2～3][表6.9.2]

パイル形状	種類	寸法（mm）	総厚さ（mm）	施工箇所
・ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500 ・	※6.5	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

・下敷き材　種類　※第二種二号　厚さ　8.0mm

16 合成樹脂塗床

[6.10.3][表6.10.4～8]
・弾性ウレタン塗床材　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材　※薄膜流しのべ仕上げ（※平滑　・防滑）
・厚膜流しのべ仕上げ（※平滑　・防滑）
・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑）
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

17 フローリング張り

[6.11.2～7][表6.11.1～4]

種　別	樹　種	工　法	塗　装	
※天然木化粧複合フローリング ・単層フローリング	※なら ・ひのき	※釘止め工法 （・A種・B種・C種） ・接着剤併用釘留め	※塗装品 ・無塗装品	
・モザイクパーケット張り				

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

18 畳敷き

種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　※Ｄ種（ＫＴ－Ⅲ）　[6.12.2][表6.12.1]

⑲ せっこうボード その他ボード張り

[6.13.2][表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	無石綿　※6　・8　・
・ロックウール化粧吸音板	DR	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ（※9（不燃）　・12　・　） ・凹凸ﾀｲﾌﾟ（※12(不燃)　・15　・19　・　）
⊙せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)　・9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)　化粧無（下地張り用） 化粧有（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)　・15.0(不燃)
・シージング石こうボード	GB-S	・12.5(不燃)
・化粧せっこうボード	GB-D	・12.5(不燃)　・9.5（準不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	・9.5
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ1.2
・パーティクルボード		
・化粧けい酸カルシウム板	0.8FK	※6

合板類、繊維板、パーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　※適用する　・適用しない

20 せっこうボードの目地処理

目地処理の種類等　[6.13.3][表6.13.5]
・継目処理工法　施工場所（壁塗装下地、クロス下地　　）
・突付け工法　施工場所（　　）
・目透し工法　施工場所（　　）

21 壁紙張り

[6.14.3]

施　工　箇　所	壁紙の種類	防火性能	備　考
便所、洗面所、脱衣室	※量産ｸﾛｽ　・	・不燃　・準不燃　・難燃	
		・不燃　・準不燃　・難燃	

モルタル及びプラスター面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種・ＲＣ種　[表7.2.4]
石こうボード及びその他ボード面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種・ＲＣ種　[表7.2.7]
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

22 ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ張り

タイルの種類　[6.16.3]

施工箇所	形状寸法(mm)	用途による区分		耐凍害性 無	耐凍害性 有	色調 標準	色調 特注	うわぐすり 無釉	うわぐすり 施釉	役物 無	役物 有
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※外装タイル　・　　）
内装タイル　・改良積上げ張り　[6.16.3][表6.16.4]
※壁タイル接着剤張り　[6.16.4][表6.16.6]

23 セルフレベリング

セルフレベリング材の種類　・せっこう系　※セメント系　[6.17.2][表6.17.1]

24 断熱材

(標19.9.2～3)

種　類		施工箇所	厚さ（mm）	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温板	※２種b	※一般部	※25	※ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの
	※３種b	・接地部分	※25	
・現場発泡断熱材		※断熱材補修部分		ノンフロンタイプ ・HFCタイプ 難燃性・3級　・2級 ・難燃材料相当品
		・一般部	※15	

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	特記仕様書（改修３）（令和元年版）		
縮 尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-3

⑥章 内装改修工事

25 フリーアクセスフロア (標20.2.2)

施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
脱衣室（樹脂製）	300		・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・ビニル床シート

スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示

26 可動間仕切 (標20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6　・0.8) ・	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・

遮音性　・あり（　　）　・なし

27 移動間仕切り (標20.2.4)

操作方法　・手動式　・電動式　・部分電動式
パネル表面材（・　　）　遮音性（・　　）
パネル及び圧着装置の操作方法　（・　　）

28 トイレブース (標20.2.5)

パネル表面材　※高圧メラミン樹脂系化粧板（アルミ製コナーエッジ付き）
・ポリエステル樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き)
脚 部　(ｽﾃﾝﾚｽ製)　※幅木タイプ　・脚金物タイプ

㉙ 階段滑り止め (標20.2.6)

材種　※ステンレス製ビニルタイヤ入り　・
寸法　※幅 35mm　・　取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

30 黒板及びホワイトボード (標20.2.8)

種類		寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※ホーロー		※緑　・黒	※平面　・曲面　・
	※焼付け		※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ホーロー		※白	

31 ブラインド

・既存再使用する（養生方法　　）[2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.12)

形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・１本操作コード ※２本操作コード	・アルミスラット　・80 ・クロススラット　・100	

32 ロールスクリーン

材種・品質（　　）(標20.2.13)
操作方法（　　）

33 カーテン

・既存再使用する（養生方法　　）[2.3.1][5.1.6]
・新設する (標20.2.14)

施工箇所	名称・品質	ひだの種別	形式
		・箱ひだ等　・片ひだ	・片引　・引分
		・箱ひだ等　・片ひだ	・片引　・引分

防炎加工　消防庁認定の　㋑　とする
カーテンレール　・アルミニウム製　※ステンレス製　※C型又はD型
カーテンきれ地のはぎれ　※半幅未満は使用しない　・一幅未満は使用しない
暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。
・両端　・上部　※召合わせ

34 点検口

天井点検口　※アルミニウム製　(※額縁タイプ　・目地タイプ)
床点検口　※アルミニウム製　・ステンレス製　受け枠(・　　)

35 流し台ユニット

種類	寸法	適用内容	規格・品質等
流し台	※1200　・1500　・	トラップ付	※優良住宅部品
コンロ台	※600　・700　・	バックガード付	

⑦章 塗装改修工事

①材料一般

・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。[7.1.3]
・次の箇所を除き防火材料とする。（　　）
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

②下地調整

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]
下地調整 [表7.2.1～7]

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種 ※RB種　・RC種	新規はRA種(不透明塗り)
鉄鋼面	・RA種 ※RB種　・RC種	新規はRA種
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種　・RC種	新規鋼製建具はRC種 鋼製建具以外の新規はRA種
モルタル、プラスター面	・RA種 ※RB種　・RC種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びALCパネル面	・RA種 ※RB種　・RC種	新規はRA種
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種　・RC種	新規せっこうボードで目地処理(継目処理)工法はRA種

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4～6]
・行わない　・行う(補修範囲及び補修方法は図示)

③錆止め塗料塗り

塗料種別 [7.3.2]
鉄鋼面　※A種（　　）　・B種 [表7.3.1]
仕上げＥＰ－Ｇの場合　・A種(　　)　※B種
亜鉛めっき鋼面　※A種　・B種 [表7.3.2]
仕上げＥＰ－Ｇの場合　・A種(　　)　※C種
錆止め塗料塗り [表7.3.3～4]
鉄鋼面塗り替えの場合の種別　・A種　・B種　※C種
亜鉛めっき面の塗りの種別　・A種　・B種　※C種
亜鉛めっき面ＥＰ－Ｇ塗り替えの場合の種別　・A種　・B種　※C種
新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別　※標仕18.3.3による

④合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

塗り工法 [7.4.1～5][表7.4.1～3]

下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種　・2種	新規(屋外　※A種・B種　屋内　A種※B種) 塗替え(※B種　・　)
鉄鋼面	※1種　・2種	・A種　※B種　・C種
亜鉛めっき面	※1種　・2種	※改修標仕7.4.5よる　・

5 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)

塗替えの場合の下地調整　・RA種　※RB種　・RC種 [7.2.5～6]
塗り工法の種別　・A種　※B種 [7.7.2][表7.7.1]

⑥耐候性塗料塗り（DP）

塗替えの場合の下地調整　・RA種 ※RB種 ・RC種　[7.2.2][表7.2.1] ～ [7.2.7][表7.2.7]
・鉄鋼面　工法は、表7.8.1　種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.2][表7.8.1]
⊙亜鉛めっき面　工法は、表7.8.2　種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.3][表7.8.2]
上塗種別
・ JISK5659（１級）　ふっ素系樹脂塗料
・ JISK5659（２級）　シリコン系樹脂塗料
・ JISK5659（３級）　ポリウレタン系樹脂塗料
・コンクリート面、押出成型セメント板面 [7.8.4][表7.8.3]
工法は、表7.8.3　種別は(・A-1種　・A-2種　・B-1種　・B-2　・C-1種　・C-2種)
上塗種別
・ JISK5658　主要原料　ふっ素樹脂(1級)
・ JISK5658　主要原料　シリコーン樹脂(2級)
・ JISK5658　主要原料　ポリウレタン樹脂(3級)

⑦つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) [7.9.2～5][表7.9.1～4]

下地の種類	塗り工法
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	新規(・Ａ種　・Ｂ種)　塗替え(※Ｂ種　・　)
木部	新規(※Ａ種　・　)　塗替え(※Ｂ種　・　)
鉄鋼面	新規(・Ａ種　・Ｂ種)　塗替え(※Ｂ種　・　)
亜鉛めっき鋼面	新規(・Ａ種　・Ｂ種)　塗替え(※Ｂ種　・　)

塗替えの場合のシーラー　※改修標仕 7.9.2による　・行わない

8 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)

塗り工法の種別　・A種　※B種　・C種 [7.10.2][表7.10.1]

9 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り(EP-T)

新規の塗りの種別　・A種　・B種 [7.11.2][表7.11.1]
塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種別	
合成樹脂エマルション模様塗り	※RB種	※A種	
	・RC種	※C種	
平滑な塗料塗り	※RB種	・A種	・B種
	・RC種	・C-1種	・C-2種

10 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

塗り工法の種別　・A種　※B種 [7.12.2][表7.12.1]
塗料の種別　※１液形　・２液形

11 オイルステイン塗り(OS)

木部　工法は改修標仕表7.13.1による [7.13.2][表7.13.1]

12 木材保護塗料塗り(WP)

工法　・A種　※B種 [7.14.2][表7.14.1]

⑧章 耐震改修工事

①鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]

種類の記号・	径
⊙ ＳＤ295Ａ	※　Ｄ16以下
・ ＳＤ345	※　Ｄ19以上

2 溶接金網

網目の形状　(※ 150x150　・ 100x100　・50×50　)　[8.2.2]
鉄線の径 (mm)（※ 6.0　・3.2　　)

③鉄筋の材料試験

※JIS規格品については径の異なるごとに１ｔ未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。 [8.2.3]

④継手及び定着

鉄筋の継手方法 [8.3.4][表8.3.3]
・径Ｄ19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手
⊙重ね継手
継手位置　※標仕各部配筋参考図による　・図示 [8.3.4]
定着長さ　※改標仕[表8.3.4]による　・図示 [8.3.4][表8.3.4]

5 帯筋組立の形

※各部配筋参考図図1.1による　・図示 [8.3.4]

⑥壁の配筋及び補強

※標仕各部配筋参考図４節による　・図示 [8.3.7]

7 ガス圧接

圧接部の確認試験 [8.3.8]
※超音波探傷試験　・引張試験

⑧コンクリートの種類及び強度

コンクリートの種類　※普通コンクリート　・軽量コンクリート [8.1.3]

普通コンクリートの類別　※I類　・II類 [8.1.3][表8.1.1]
仕上りの平たんさ種別　・ａ種　・ｂ種　・ｃ種 [8.1.4][表8.1.5]
普通コンクリートの設計基準強度 [8.1.4]

設計基準強度Ｆo	施工箇所
※ 21 (N/mm^2)	耐震補強躯体全て
・ 24 (N/mm^2)	壁

軽量コンクリートの設計基準強度 [8.1.3～4][8.9.1～2][表8.9.1]

設計基準強度Ｆo (N/mm^2)	気乾単位容積質量 (t/m^3)	種別	施工箇所
※ 21 (N/mm)	※1.9種度	※１種	
・			

⑨コンクリートの材料

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種 [8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントＢ種　適用箇所（　　）
・フライアッシュセメントＢ種　適用箇所（　　）
・アルカリシリカ反応による区分　※Ａ
・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない

⑩ モルタル及びグラウト材 [8.2.6][8.2.12]

グラウト材　※無収縮グラウト材　(圧縮強度　45Ｎ/mm2以上)
太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル)　マスターフロー540グラウト(BASFポゾリス)
ノンシュリンクライトグラウト(ＡＢＣ商会)　デンカ　プレタスコン　TYPE-1(電気化学工業)
社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの

柱底等の均しモルタル　※無収縮モルタル　・モルタル
太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル)　マスターフロー870グラウト(BASFポゾリス)
ノンシュリンクライトグラウト(ＡＢＣ商会)　デンカ　プレタスコン　TYPE-1(電気化学工業)
社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの

⑪ 無筋コンクリート [8.11.1～3]

種類	設計基準強度Ｆo (N/mm^2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所
※普通コンクリート	※18	※15又は18	※25	

⑫ 調合管理強度

構造体強度補正値（Ｓ） [8.2.5][表8.2.4]
（普通ポルトランドセメント）

打設期間	補正値(N/mm2)	備考
3/ 1～7/ 9　9/ 9～11/23	3.0	
11/24～2/28	6.0	
7/10～9/ 8	6.0	暑中コンクリート

⑬ コンクリートの試験

※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。 [8.8.2～3]
20m^{3}以下の場合の試験については、監督職員の指示による。
20～50m^{3}の場合は任意の一車より試料を採取し、各３個供試体を作成する。
50m^{3}以上は 改修標仕8.8.3による。

⑭ 型枠

打ち放し仕上げの種別 [8.1.4]

種別	施工箇所	
・Ａ 種		
※Ｂ 種	壁	
・Ｃ 種		

外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し　・20　※図示 [8.7.8]

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	特記仕様書（改修４）（令和元年版）		
縮尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-4

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

⑧章 耐震改修工事

15 鉄骨製作工場
・監督職員の承諾する工場 [8.1.5]
・(社)全国鉄構工業協会、(株)日本鉄骨評価センター認定工場（下記認定グレード以上）
（・S ・H ・M ・R ・J ）
施工管理技術者 ・配置する ・配置しない [8.1.6]

16 鉄骨工作図
※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、
国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。 [8.13.2]

17 溶接管理技術者
・配置する ・配置しない [8.15.2]

18 鋼材
鋼材の材質、規格は下表による。 [8.2.8]

材 質	品名又は使用箇所	規 格
		※JISの規格品
		※JISの規格品
		※JISの規格品

19 高力ボルト
※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト [8.2.9]
径（ ）
すべり係数試験 ・実施する ※実施しない [8.14.2]
試験方法（ ）、試験片の摩擦面の状態（ ）

20 鋼材の材料試験
※JIS規格品については種類の異なるごとに１ｔ未満の場合は規格証明書 [8.2.13]
の提出を省略することができる。

21 溶接施工
エンドタブの種類 ※鋼製タブ [8.15.7]
代替タブを使用する場合は、セラミックスタブとし、以下の書類を提出し、監督職員の承諾
を得ること。
・セラミックスタブの使用実績
・AW検定協議会の代替エンドタブ技量認定資格者または日本エンドタブ協会によるエンド
タブ施工講習（溶接技能者・固形タブ・A級）修了者の資格証
・鉄骨製作工場における施工実績
エンドタブの切断 ・行う（ ） ・行わない
スカラップ ※改良型スカラップ

22 溶接部の試験
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う(9mm以上) ・行わない [8.15.12]
試験箇所数 耐震ブレース ※改修標仕8.15.12による ・
その他 ※標仕7.6.12(イ)による ・

23 錆止め塗料
・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種別は、下記とする。 [8.17.3]
・JIS K 5625 ・JIS K 5674
・DP塗装の場合 JIS K 5552 + JIS K 5551(2回)
耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う ※行わない

24 耐火被覆材 [8.18.2～7]

種	別	所要性能及び適用構造部位
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
・耐火板張り		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

㉕ 既存コンクリート面の目荒し
適用範囲 [8.21.3][8.22.3]
※既存コンクリートとの打継ぎ面
※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面
・
目荒らしの範囲
※柱、梁面 打継ぎ面又は接合面全体の３/４以上
※壁面 打継ぎ面又は接合面全面の１/３程度
・
目荒らしの程度
※平均深さ５～１０mmで最大深さ１５mm程度の凹部を施す

㉖ あと施工アンカーの材料
・金属拡張アンカー [8.2.4]
※接着系アンカー
接着剤の材質及びカプセルの種類 （ガラス管タイプ）
日本デコラックス（株） ケミカルアンカーR、RSタイプ
旭化成ジオテック（株） ARケミカルセッターSUPER LL AP
日本ヒルティ(株) HVU-G／EA もしくは同等品以上
接合筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼（D16以上SD345）
・全ねじボルト

㉗ あと施工アンカーの施工
施工管理技術者 ※置く ・置かない [8.12.2]

㉘ あと施工アンカーの穿孔
穿孔前の埋込み配管等の探査 [8.12.4]
範囲 ⊙あと施工アンカー施工部分全て ・図示
方法 ⊙探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。
・はつり出しによる
穿孔方法 ⊙低騒音、低振動工法とする（工法については、監督員の承諾を得ること）

㉙ あと施工アンカーの確認試験
施工確認試験 [8.12.5][8.12.7]
※全数打音試験を行う.
⊙引張試験は試験個所数は標準仕様書に準ずる。引張荷重は設計強度の２／３以上とする。
場所については監督職員の指示による.

㉚ 既存構造体との取り合い
グラウト材の品質管理 [8.21.9][8.22.7]
※圧縮強度試験を行う（3日,28日、封かん養生）
※コンシステンシー試験を行う.

⑨章 環境配慮改修工事

①一般事項
労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針
（建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針）を遵守すること。
・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。

②アスベスト含有建材の処理工事
アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1]
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ ⊙行う ・行わない
施工箇所及び工法 ※図示

3 アスベストの含有調査
分析による確認 ・行う（下表による） ・行わない

材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)

4 アスベスト含有吹付け材の除去
アスベスト含有吹付材の有無 ・有 ・無 [9.1.3]
除去吹付材（ ）含有場所（ ）
吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う
アスベスト粉じん濃度測定 ※行う

表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測 定 場 所	測 定 点 （各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	(注)１
	測定２	施行区画周辺又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	(注)１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	1点	空気の流れを確認
	測定５	負圧・除じん装置の排出吹出し口（処理作業室外の場合）	1点	(注)２
	測定６	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	―
処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	(注)１
	測定８	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	大気

(注)１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
(注)２．集じん・排気装置の性能確認

表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

	測 定 3	測定1，2，4，6，7，8	測 定 5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離 ※行う
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で
埋立処分する
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融
又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する
資料を監督職員に提出し、承認を得ること。

5 アスベスト含有仕上塗材の除去
アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。

アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無
除去仕上塗材（ ）含有場所（ ）
アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材（吹付仕上） ・下地調整材（ローラー仕上）
吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地
調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。

撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による
外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法
足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。
除去工法
吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去
・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法
・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル３(アスベスト含有成形板)の除去
工法と同等とする。
除去工法の試験施工 ※行う ・行わない
作業場の隔離及び養生
※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止
処理技術指針」による
・隔離養生不要 ・その他（ ）
官公署等への届出
労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない
石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない
大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない
外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく
届出は不要とする。
アスベスト粉じん濃度測定 ※行う（試験施工時） ・行わない [9.1.3]

表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測 定 場 所	測 定 点	備考
試験施工時	測定1	※施行区画周辺又は、敷地境界・図示による	２方向各１点	

(注)１．試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。
なお、アスベストの飛散が確認された場合は、除去工法及び養生方法を再検討し、
監督職員と協議すること。
なお、工法の再選定する場合は、協議の上契約変更を行うことができる。

表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定1
計数機器	
メンブレンフィルタの直径	25mm
試料の吸引流量	5l/min
試料の吸引時間	120 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上
定量限界	0.5 f/l

処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で
埋立処分する
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融
又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

6 アスベスト含有保温材等の除去
アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 [9.1.4]
除去保温材（ ）含有場所（ ）
作業場の隔離 ・行う ・行わない
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で
埋立処分する
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融
又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑦ アスベスト含有成形板の除去
アスベスト含有成形板の有無 ⊙有 ・無 [9.1.5]
除去成形板（ アスベストテックス ）含有場所（ 壁：湯沸、便所、詰所 ）
作業場の隔離 ・行う ⊙行わない
処分方法 ⊙埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

8 特記事項
※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事 業 名	令和２年 公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市 富田浜町 地内		
名 称	特記仕様書（改修５）（令和元年版）		
縮 尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	(株) ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-5

個人情報取扱注意事項

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	特記仕様書（改修６）（令和元年版）		
縮尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-6

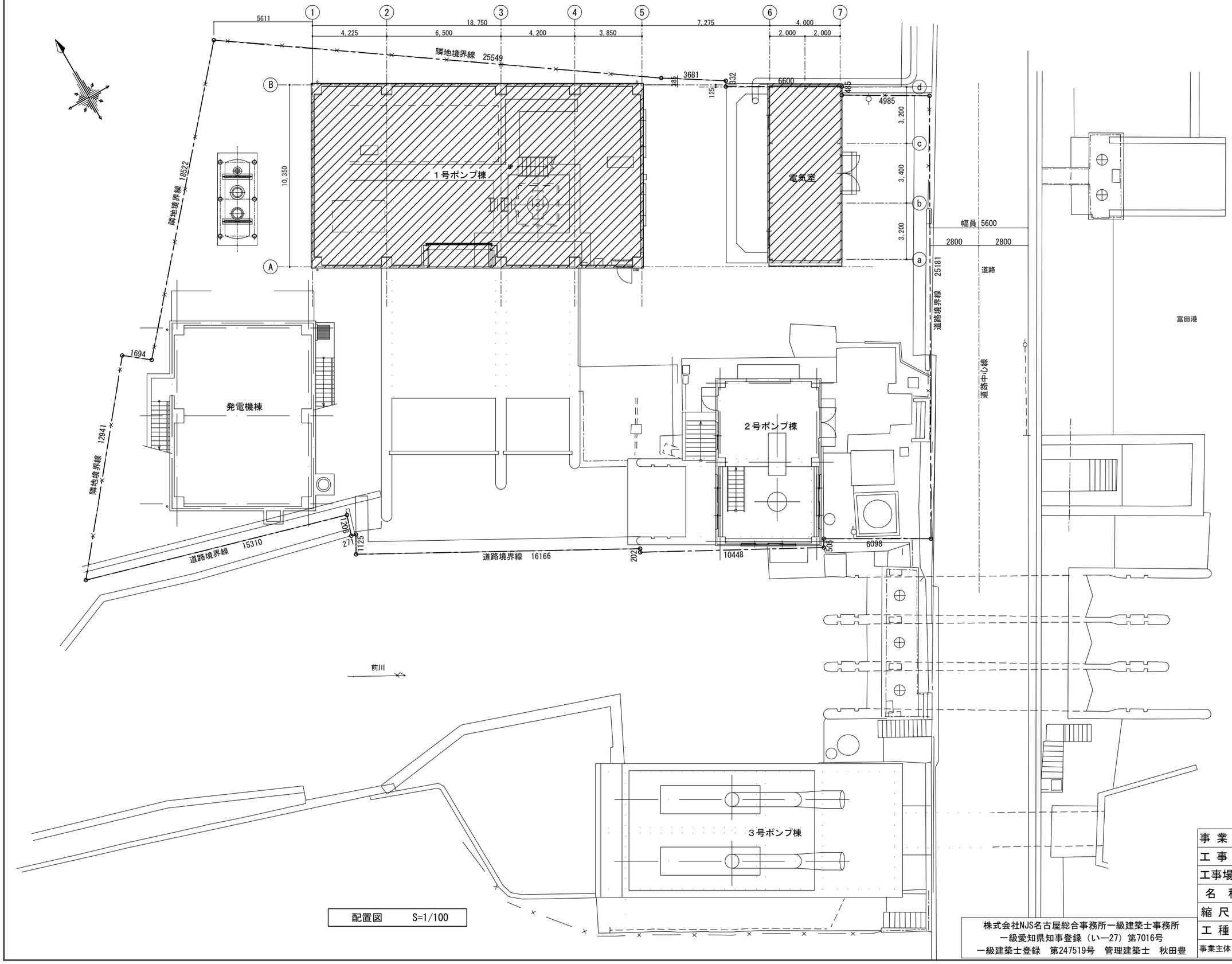

配置図　S=1/100

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	配置図		
縮尺	1/100	設計年月日	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-7

仕上表

共通事項

1. 外部仕上表及び内、外部付属物の適用分類、詳細番号は、⊙印のついたものを適用する。
2. 仕上表に記載の詳細番号のうち、（例）１－０２－３は建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を示す。
3. 特記以外の木、鉄部の塗装はＳＯＰとする。但し、和室回りは除く。
4. 付属物のうち、置名札、床点検口、掲示板、案内板、ピクトグラフ、階段表示板等は、平面図による。
5. 付属物のうち、カーテンボックス、ブラインドボックス、ブラインド、天井点検口等は天井伏図による。
6. 改修後のＰＦ板、木毛板等打込み箇所は、別図による。
7. 改修後の内壁の見え掛りとなるＰＦ板打込み部分は、ＧＢ厚１２．５直張り（継目処理工法）とし、塗装は、その部屋の壁面と同様とする。
8. 改修後の壁のボード張りは水平方向に継手は設けない。
9. 改修後の天井仕上ボード張りのうち、ＧＢ（ＮＴ）及びＲＢ（下地ＧＢ共）は突付け張りとし、天井回り縁は、アルミ製、天井付き目地とする。
10. 改修後の直接地業工事に接する内部床のコンクリート下地には、防湿層としてポリエチレンフィルム厚０．１５の敷込みを行う。ただし、床仕上げがビニル床タイル、ビニル床シート及び合成樹脂塗床、床用塗料の場合とする。
11. 改修後の打放し仕上げの出隅部分は、面取り（面巾20）を行う。二重天井内及び打ちのまま部分は突角。
12. 特記なき限り、シーリングの種別は標準仕様書による。
13. 工事区分については、仕上表参照のこと。

略　号

C	コンクリート下地
CB	コンクリートブロック下地
W	木造下地
S	軽量鉄骨下地
GB-R	せっこうボード
GB-NC	不燃被覆せっこうボード（化粧有り：トラバーチン模様）
GB-D（木目）	木目化粧せっこうボード
GB-S	シージングせっこうボード
GB-F	強化せっこうボード
ケイカル板	けい酸カルシウム板（タイプ2）
DR	ロックウール化粧吸音板　トラバーチン模様
DR（凹凸）	ロックウール化粧吸音板　凹凸模様
DR（軒天）	ロックウール化粧吸音板　軒天井用：トラバーチン模様
DR（軒天凹凸）	ロックウール化粧吸音板　軒天井用：凹凸模様
ＰＦ板	押出法ポリスチレンフォーム保温材
木毛板	木質系セメント板
TB	テラゾーブロック
外装薄塗材（E）	外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材
内装薄塗材（Ｓｉ）	内装けい酸質系薄付け仕上塗材
内装薄塗材（E）	内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材
被厚塗材　（Ｓｉ）	けい酸質系被厚仕上塗材
Ｃ（B）	コンクリート下地（打放シB）
Ｃ（C）	コンクリート下地（打放シC）
M	モルタル
軽量吹付	軽量骨材仕上塗材（パーミキュライト　ｔ５）

被厚塗材　（CE）	ポリマーセメント系被厚仕上塗材
被厚塗材　（E）	合成樹脂エマルション系被厚仕上塗材
被厚塗材　（RE）	反応硬化形合成樹脂エマルション系被厚仕上塗材
被厚塗材　（RS）	合成樹脂溶液系被厚仕上塗材
CL	クリヤラッカー塗り
DP	耐候性塗料塗り
EP－G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
EP－G（水系）	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（屋内水系塗料塗り）
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
EP－M	多彩模様塗料塗り
EP－T	合成樹脂エマルション模様塗料塗り
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
OS	オイルステイン塗り
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
WP	木材保護塗料塗り
◥	シーリング表示

外部付属物及び詳細番号

- 屋上点検口　・５－２１－１準用　・図　示
- 屋上管類貫通部　・５－２２－１　・図　示
- 太陽光発電基礎 避雷針基礎 ＜空調室外機基礎＞　・５－２２－２　・５－２２－３
- 屋上換気塔　・５－２１－２　・図　示
- 煙　突　・図　示
- ⊙タラップ　・８－３１－２準用　⊙図　示
- ⊙と　い　⊙５－３１，３２準用　・φ（114、89）
- ルーフドレン　・５－３２－１準用　・φ（100、75）　・５－３３－１
- トップライト　・図　示
- ＥＸＰ．Ｊ金物　・既製品
- 笠木兼用避雷導体
- 手すり　・アルミ　・図　示　・ステンレス（図示）　・スチール（図示）
- 旗　竿　・図　示
- くつふきマット　・8-21-2　（マットは塩ビ製とする。）
- くつ洗い流し　・８－２２－１　・８－２３－２
- グレーチング　・図　示
- 電気用ハンドホール蓋　・図　示
- 手摺タラップ　・８－３１－１
- 文字板　・図　示
- 庁名板　・図　示
- 郵便受　・図　示
- ⊙目地　⊙図　示
- 落し込式取手　・図　示

内部付属物及び詳細番号

- システムキッチン　・図　示
- 流し台　・６－１１－１　・図　示
- フード　・６－１１－２　・図　示
- コンロ台　・６－１１－１　・図　示
- 流し上部水切り　・６－１１－３　・図　示
- つり戸だな　・６－１１－５　・図　示
- 水切りだな　・図　示
- 脱衣箱　・６－３２－１　・図　示
- 天井点検口　・３－４２－２
- 床点検口　・既製品
- 便所へだて　・既製品　・６－２２
- 多機能便所　・図　示　・６－２５－１
- 便所手すり　・６－２７－１、４
- トラフ　・１－２１－
- あしふきマット（2F脱衣室）　・８－２１－１準用
- タラップ　・８－３１－１
- 手摺付タラップ　・８－３１－１
- フック
- 浴室まわり　・図　示　・６－３１－
- 車止め
- カーテンボックス　・鋼　製　・３－３１－１，２
- ブラインドボックス　・３－３２－５・６・７　・アルミ製　・３－３１－３
- 屋内掲示板　・既製品
- 手すり　・樹脂製　・７－１２－５　準用　・図　示
- 階段手すり　・アルミ　・図　示　・７－１２－５，６，７　準用
- 吸音壁　・図　示
- 断熱材打込み　・７－０１－１　・７－０１－２
- 押　入　・６－４６－１　準用
- ホイストレール　・図　示
- クレンガーダー　・図　示
- マンホール蓋　・図　示
- 置名札　・８－４３－１
- ピクトグラム　・８－４４－１
- 庁舎案内板、各階案内板　・８－４３－１
- 各種家具　・図　示（家具リストによる）
- 落し込式取手　・図　示
- クレーンレール　・図　示

外部仕上表

	床 下地	床 仕上	床 詳細番号	床 改修内容	巾木 下地	巾木 仕上	巾木 詳細番号	巾木 改修内容	外壁 下地	外壁 仕上	外壁 詳細番号	外壁 改修内容
改修前	C				C	モルタル刷毛引き	－	(一部) D	C	アクリルリシン吹付 モルタル塗り	－	(一部) D
改修後					C	C打放し（B）増打ｔ25	2-02-6	(一部) d	C	外装薄塗材（E） C打放し（B）増打ｔ25	2-02-6	(一部) d

	屋根 下地	屋根 仕上	屋根 詳細番号	屋根 改修内容	パラペット 下地	パラペット 仕上	パラペット 詳細番号	パラペット 改修内容	軒裏	庇 下地	庇 仕上	庇 詳細番号	庇 改修内容	附属物・備考
改修前	C	－ 防水モルタル金コテ仕上ｔ30 亜砂利コンクリートコテミガキｔ60 保護モルタルｔ15 アスファルト防水 特記目地材(20)：(アスファルトコンパウンド) 特記目地板：(発泡スチロールエラスタイト)	－	F	C	立上り － 防水モルタル金コテ仕上 押えレンガ アスファルト防水	－	F		C	天端 防水モルタルｔ30	－	D	鋼製扉場（新設） アルミ製階段（既製品）（新設） ステンレス製タラップ（撤去、新設） 8-31-3
					C	天端、はな － 防水モルタル金コテ仕上	－	F		C	はな・下端 アクリルリシン吹付	－	D	
改修後	C	既存のまま	－	f	C	立上り 既存のまま	－	f						
					C	天端、はな 既存のまま	－	f						

	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容		仕上	詳細番号	改修内容	
改修前																									
改修後																									

仕上材料の厚さ 改修後の	材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考	材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考
	GB－R	仕上	12.5	12.5	NM－８６１９	けい酸カルシウム板（タイプ2）		12	10	NM－８５７８
		下地	12.5			押出法ポリスチレンフォーム保温材		25	25	
	GB（N）	下地		9.5	NM－８６１３ 又は同等	壁　紙				
	GB（NT）			9.5						
	GB（W）			12.5	不燃（個別認定）					
	DR			12	NM－８５９９					

改修内容凡例

改修前	改修後
A：仕上撤去	a：仕上新設
B：図示の仕上撤去	b：図示の仕上新設
C：下地共撤去	c：下地共新設
D：図示の下地共撤去	d：図示の下地共新設
E：下地の調整	e：塗装の塗り替え
F：既存のまま	f：既存のまま
O：今回工事	O：今回工事
□：次回工事	□：次回工事

凡例 ▨ ：今回改修対象を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　外部仕上表		
縮尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-8

内部仕上表

階	改修別	室名	床 下地	床 仕上	床 詳細番号	床 改修内容	幅木 下地	幅木 仕上	幅木 高さ	幅木 詳細番号	幅木 改修内容	腰壁 下地	腰壁 仕上	腰壁 高さ	腰壁 詳細番号	腰壁 改修内容	壁 下地	壁 仕上	壁 詳細番号	壁 改修内容	柱型仕上	柱型 詳細番号	柱型 改修内容	天井 下地	天井 仕上	天井 高さ	天井 詳細番号	天井 改修内容	梁型仕上	梁型 詳細番号	梁型 改修内容	備考
一階	改修前	機械室	c	モルタル金鏝目地切 無筋Ｃｔ270	—	(一部) B		――				c	ＡＥＰ モルタル金鏝	1200	—	(一部) D	c	ＡＥＰ モルタル金鏝	—	(一部) D	C打放し	—	F	c	ロックウール吹付ｔ20	直天	—	F	C打放し	—	F	
	改修後	機械室	c	モルタル塗りｔ30 無筋Ｃｔ270	1-01-1	(一部) b		――				c	ＥＰ-Ｇ Ｃ打放し（Ｂ）増打ｔ20	1200	2-02-11	(一部) d	c s	ＥＰ-Ｇ Ｃ打放し（Ｂ）増打ｔ20 押出成形セメント板 素地	2-02-11 図示	(一部) d	既存のまま	—	f		既存のまま		—	f	既存のまま	—	f	防水板（新設９
二階	改修前	詰所	豆砂利Ｃ ＋ キーストーン ＰＬ	ビニル床タイル モルタル塗りｔ30	—	F	c s w	ソフト巾木 ソフト巾木 ソフト巾木	60 60 60	— — —	F (一部) D (一部) D		――				c s w	ＡＥＰ モルタル金鏝ｔ20 ＡＥＰ 石こうテーパーボードｔ12 ＡＥＰ 石こうテーパーボードｔ12	— — —	(一部) D (一部) D (一部) D	ＡＥＰ Ｃ打放し	—	F	s	ＡＥＰ 石こうボードｔ９	2400	—	F	モルタル金鏝ｔ20 Ｃ打放し	—	F	
	改修後	詰所		既存のまま		f	c s	既存のまま ソフト巾木	60 60	— 2-11-1	f (一部) d		――				c s	ＥＰ-Ｇ Ｃ打放し（Ｂ）増打ｔ20 ＥＰ-Ｇ ＧＢ－Ｒｔ12.5	2-02-11 図示	(一部) d (一部) d	既存のまま	—	f		既存のまま		—	f	既存のまま	—	f	
	改修前	便所	豆砂利Ｃ ＋ キーストーン ＰＬ	ビニル床タイル モルタル塗りｔ30	—	F	c w	ソフト巾木 ソフト巾木	60 60	— —	F (一部) D		――				c w	ＡＥＰ モルタル金鏝ｔ20 ＡＥＰ アスベストテックスｔ６	— —	(一部) D (一部) D	ＡＥＰ モルタル金鏝 ｔ20	—	(一部) B	s	ＡＥＰ アスベストテックスｔ６ 目透し貼	2250	—	(一部) D	——			手洗い（取外し）,化粧鏡（取外し） タオル掛け（取外し）
	改修後	便所		既存のまま		f	c s	既存のまま ソフト巾木	60 60	— 2-11-1	f (一部) d		――				c s	ＥＰ-Ｇ Ｃ打放し（Ｂ）増打ｔ20 ＥＰ-Ｇ ケイカル板ｔ６	2-02-11 図示	(一部) d (一部) d	ＥＰ-Ｇ モルタル塗り ｔ20	2-02-12	(一部) b	s	ＥＰ-Ｇ ケイカル板ｔ６目透し貼	2250	3-01-1	(一部) d	——			手洗い（復旧）,化粧鏡（復旧） タオル掛け（復旧）
	改修前	湯沸	豆砂利Ｃ ＋ キーストーン ＰＬ	ビニル床タイル モルタル塗りｔ30	—	F	c w	ソフト巾木 ソフト巾木	60 60	— —	F (一部) D		――				c w	ＡＥＰ モルタル金鏝ｔ20 ＡＥＰ アスベストテックスｔ６	— —	(一部) D (一部) D	——			s	ＡＥＰ アスベストテックスｔ６ 目透し貼	2250	—	(一部) D	——			流し台（取外し）,吊戸棚（取外し） 水返し（取外し）
	改修後	湯沸		既存のまま		f	c s	既存のまま ソフト巾木	60 60	— 2-11-1	f (一部) d		――				c s	ＥＰ-Ｇ Ｃ打放し（Ｂ）増打ｔ20 ＥＰ-Ｇ ケイカル板ｔ６	2-02-11 図示	(一部) d (一部) d	——			s	ＥＰ-Ｇ ケイカル板ｔ６目透し貼	2250	3-01-1	(一部) d	——			流し台（復旧）,吊戸棚（復旧） 水返し（復旧）
	改修前	ファンルーム	豆砂利Ｃ ＋ キーストーン ＰＬ	ビニル床タイル モルタル塗りｔ30	—	F	s c	モルタル塗りｔ30 アスベストテックスｔ６ モルタル塗りｔ30	100 100	— —	F (一部) D		――				s c	グラスウールｔ50貼 アスベストテックスｔ６ グラスウールｔ50貼	— —	D D	グラスウール ｔ50貼	—	F	s	グラスウールｔ50貼 アスベストテックスｔ６	≒2100	図示	B	グラスウール ｔ50貼	図示	B	
	改修後	ファンルーム		既存のまま		f	c	既存のまま モルタル塗りｔ30	100	— —	f (一部) d		――				s c	グラスウールｔ50貼 ケイカル板ｔ６ グラスウール吸音材 ｔ50（32ｋ）	図示 2-02-13	d d	既存のまま	—	f	s	グラスウールｔ50貼 ケイカル板ｔ６	≒2100	図示	b	グラスウール ｔ50貼	図示	b	
二階 上部	改修前	給気消音スペース																（別図参照）														
	改修後	給気消音スペース																（別図参照）														
	改修前	排気消音スペース																（別図参照）														
	改修後	排気消音スペース																（別図参照）														

特記
床：ビニル床タイル下地モルタル
天井等板材：アスベストテックス
上記はアスベスト含有建材であるため適切な撤去方法を実施すること。

凡例 ▨：今回改修対象を示す。

改修後の仕上材料の厚さ

材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考	材料名	種別	壁(m/m)	天井(m/m)	備考
GB－R	仕上	12.5	12.5	NM－８６１９	けい酸カルシウム板（タイプ２）		12	10	NM－８５７８
	下地	12.5			押出法ポリスチレンフォーム保温材		25	25	
GB（N）	下地		9.5	NM－８６１３ 又は同等	壁　　紙				
GB（NT）			9.5						
GB（W）			12.5	不燃（個別認定）					
DR			12	NM－８５９９					

改修内容凡例

改修前	改修後
Ａ：仕上撤去	ａ：仕上新設
Ｂ：図示の仕上撤去	ｂ：図示の仕上新設
Ｃ：下地共撤去	ｃ：下地共新設
Ｄ：図示の下地共撤去	ｄ：図示の下地共新設
Ｅ：下地の調整	ｅ：塗装の塗り替え
Ｆ：既存のまま	ｆ：既存のまま
○：今回工事	○：今回工事
□：次回工事	□：次回工事

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　内部仕上表		
縮尺	－	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-9

改 修 前

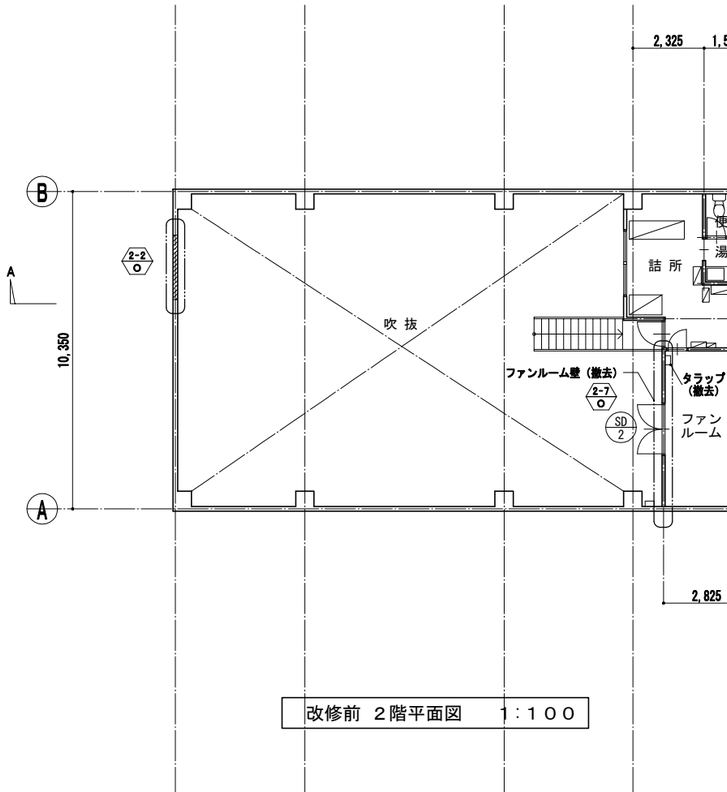

改修前 ２階平面図　１：１００

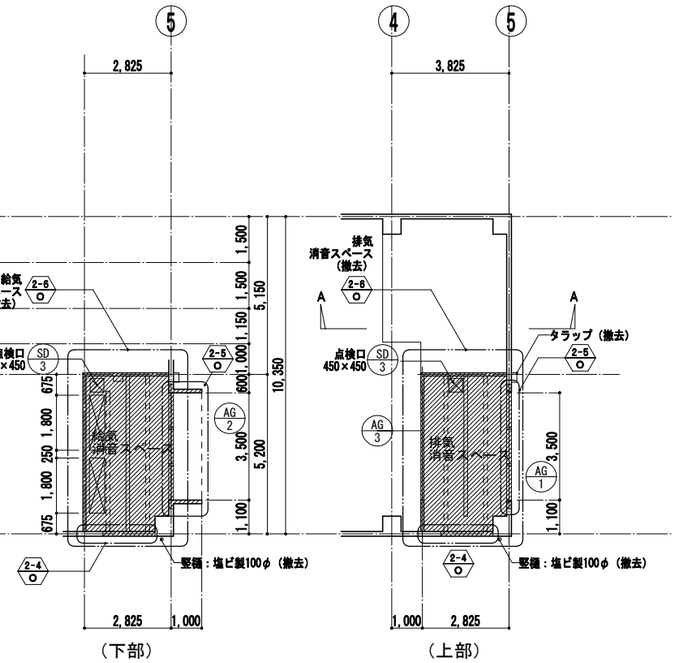

（下部）

（上部）

改修前 ２階上部平面図 １：１００

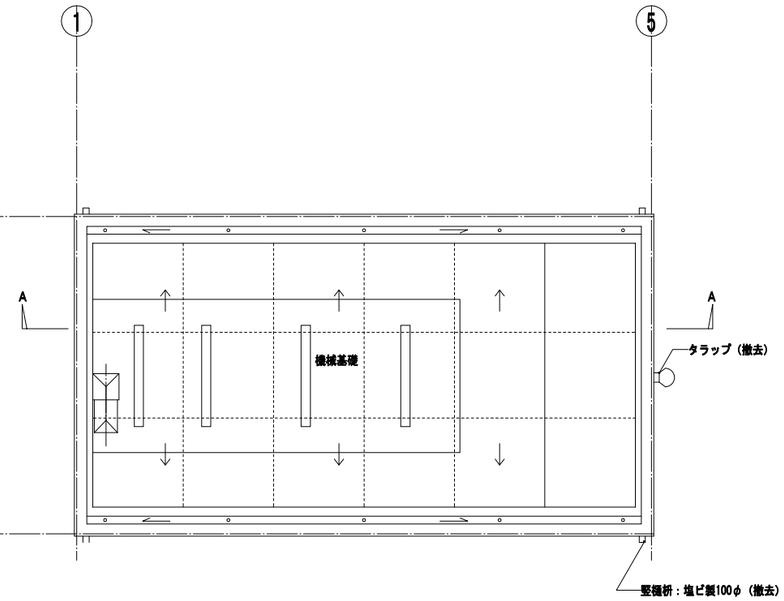

改修前　屋階平面図　１：１００

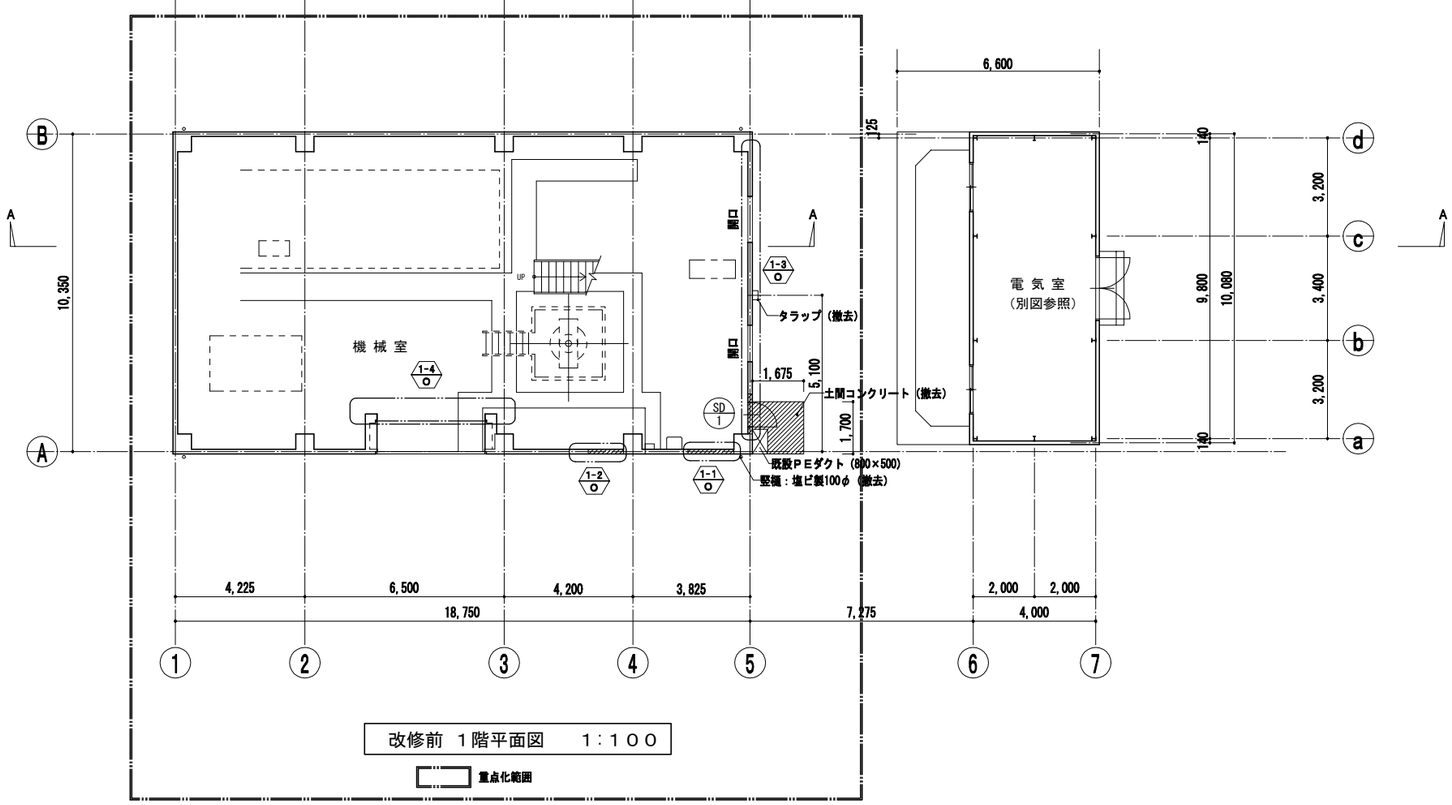

改修前 １階平面図　１：１００

重点化範囲

凡例		
1		改修工事範囲を示す
2	※ / ○	改修部分の詳細図の番号を表す 下段の「○」は改修前（既存）を表す
3	SD / ＊	撤去建具の建具符号を表す
4		撤去する範囲を示す

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	１号ポンプ棟　改修前 平面図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-10

改 修 後

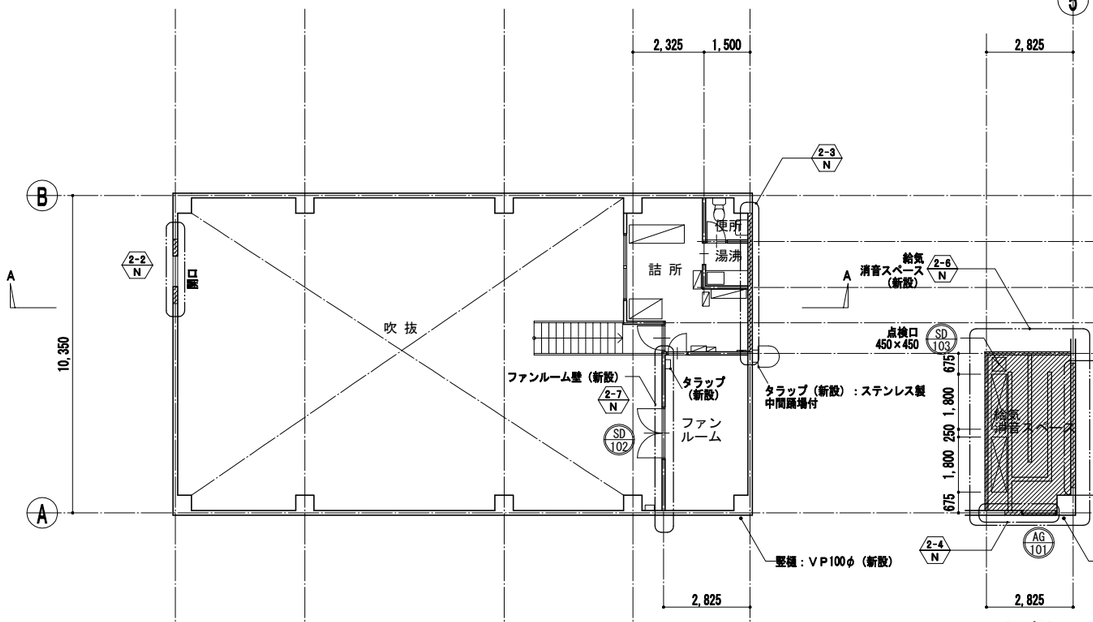

改修後 ２階平面図　１：１００

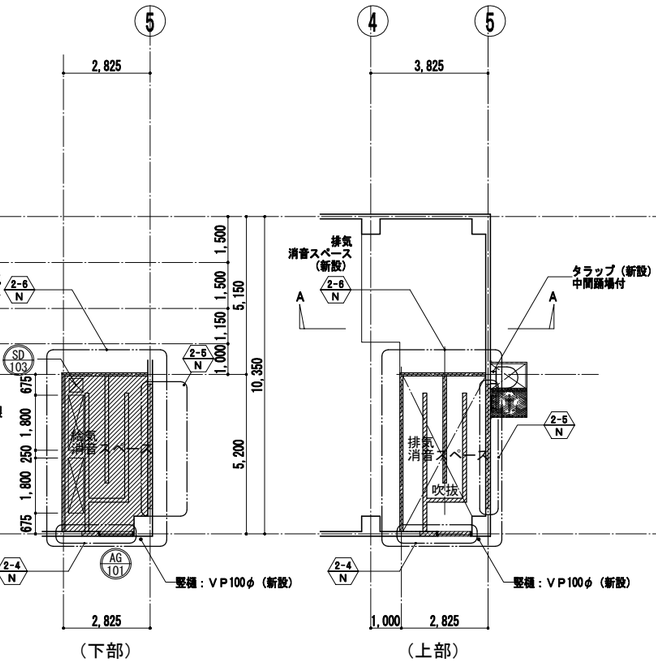

（下部）

（上部）

改修後 ２階上部平面図 １：１００

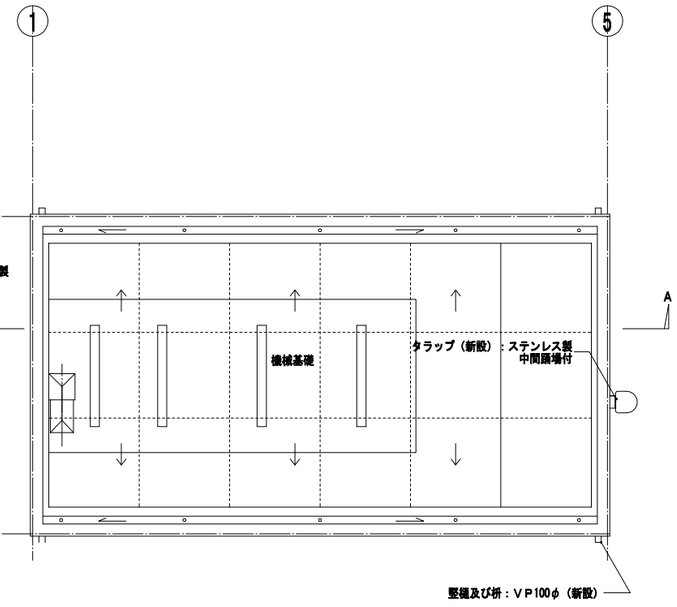

改修後　屋階平面図　１：１００

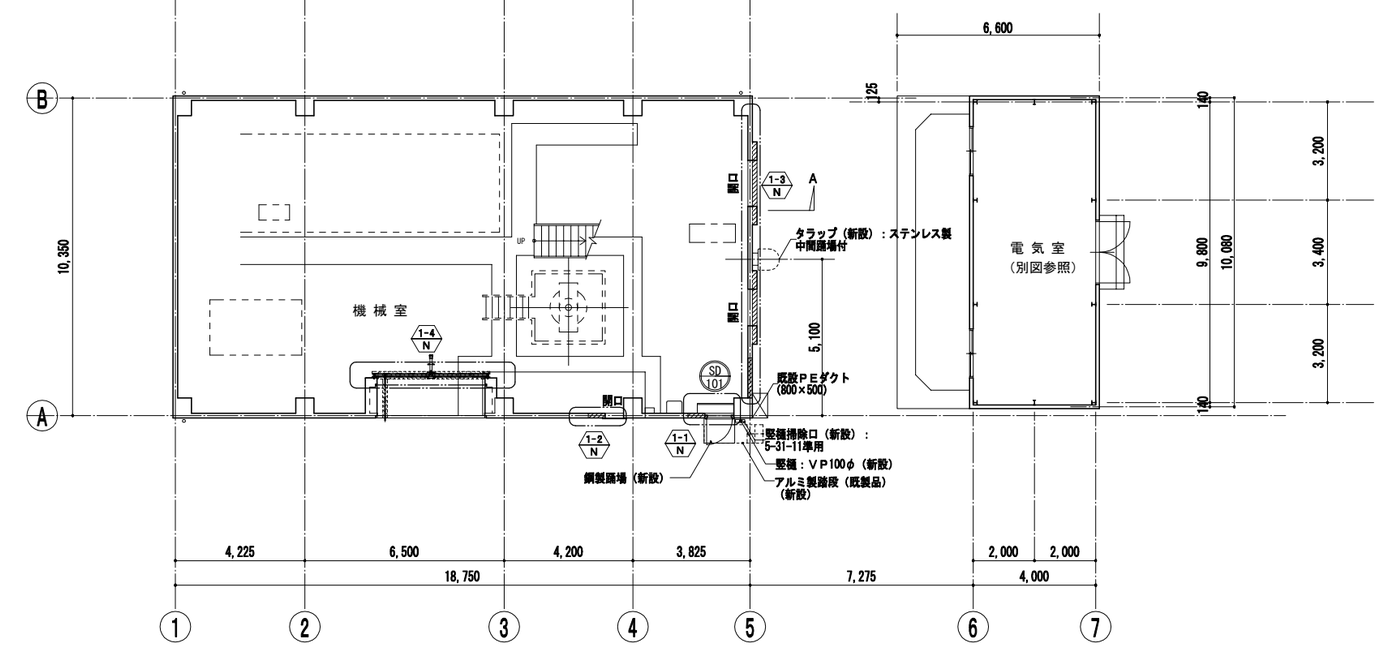

改修後 １階平面図　１：１００

凡例		
1		改修工事範囲を示す
2	番号 / N	改修部分の詳細図の番号を表す 下段の「N」は改修後（新設）を表す
3	SD / *	新設建具の建具符号を表す
4		新設範囲を示す

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	１号ポンプ棟　改修後 平面図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-11

改 修 前

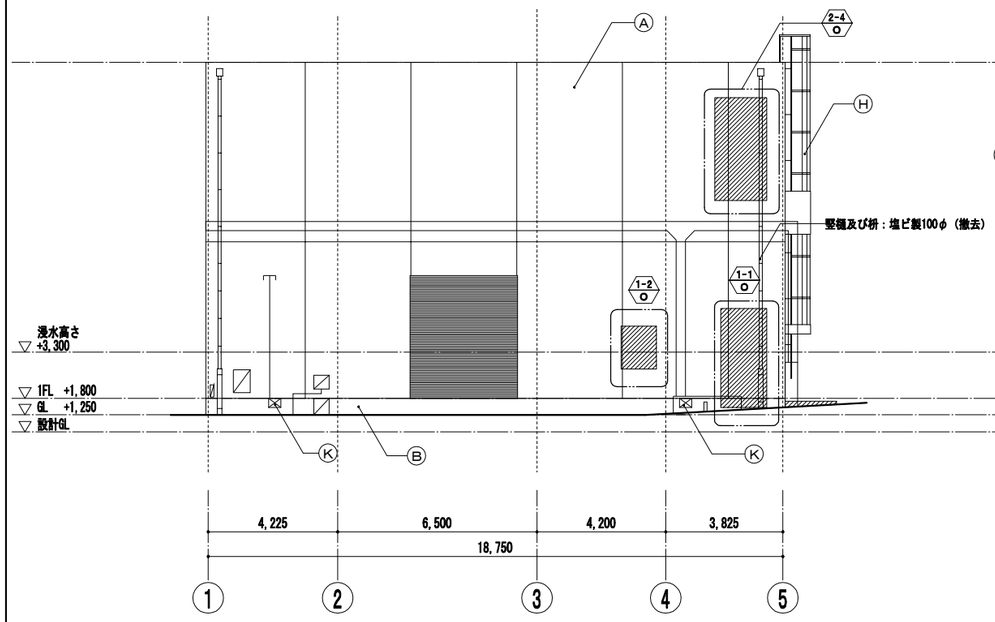

改修前 南立面図　　1：100

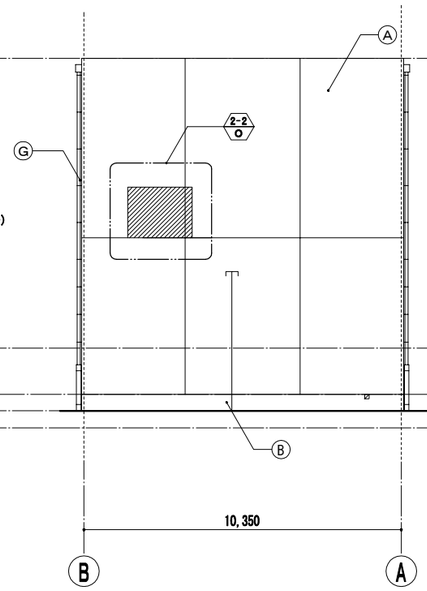

改修前 西立面図　　1：100

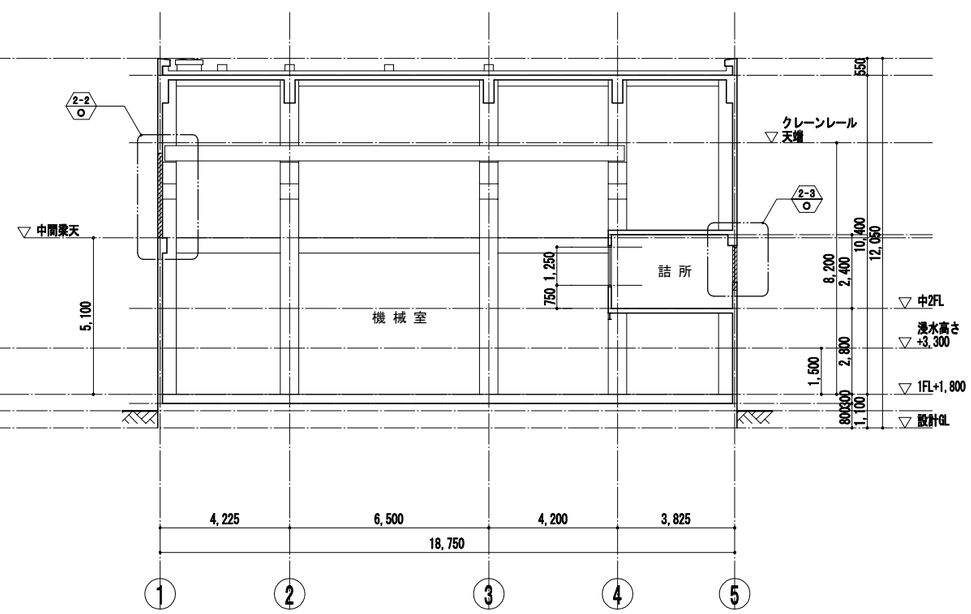

改修前 A−A立面図　1：100

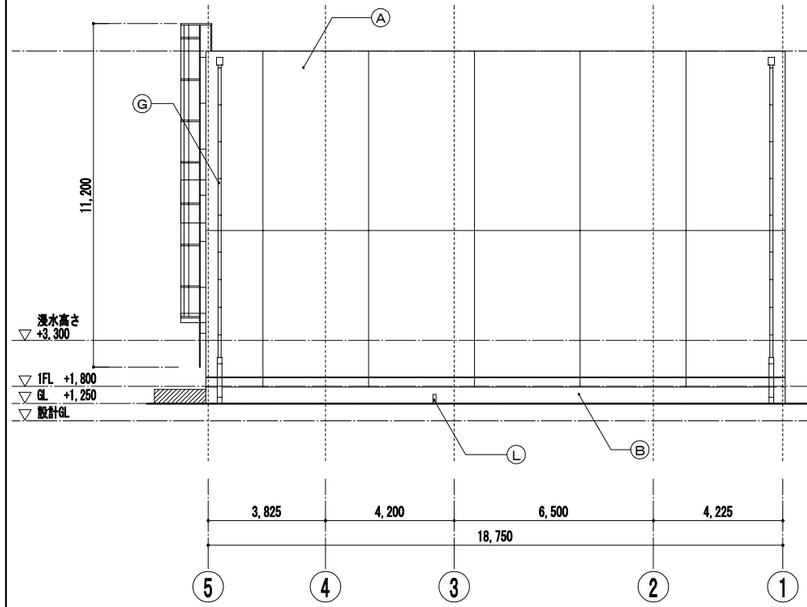

改修前 北立面図　　1：100

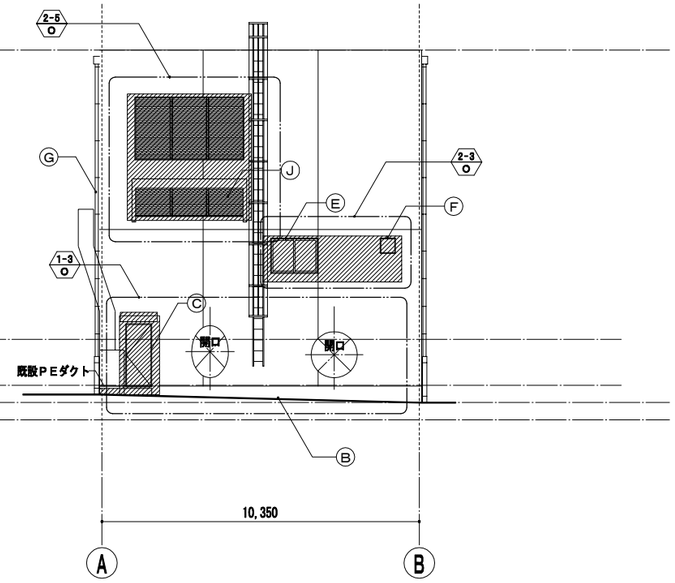

改修前 東立面図　　1：100

凡例		
1		改修工事範囲を示す
2	※ O	改修部分の詳細図の番号を表す 下段の「O」は改修前（既存）を表す
3	SD ＊	撤去建具の建具符号を表す
4		撤去する範囲を示す

符号	仕上	符号	仕上	符号	仕上
Ⓐ	モルタル塗り　アクリル系リシン吹付	Ⓔ	アルミサッシ（エアタイト）	Ⓘ	給排気用アルミガラリ
Ⓑ	モルタル刷毛引き	Ⓕ	アルミサッシ（上り出し）	Ⓙ	スリーブ
Ⓒ	防音扉	Ⓖ	竪樋	Ⓚ	開口部
Ⓓ	スチールドア	Ⓗ	タラップ	Ⓛ	床ピット排水管

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	１号ポンプ棟　改修前 立面図, 断面図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-12

改 修 後

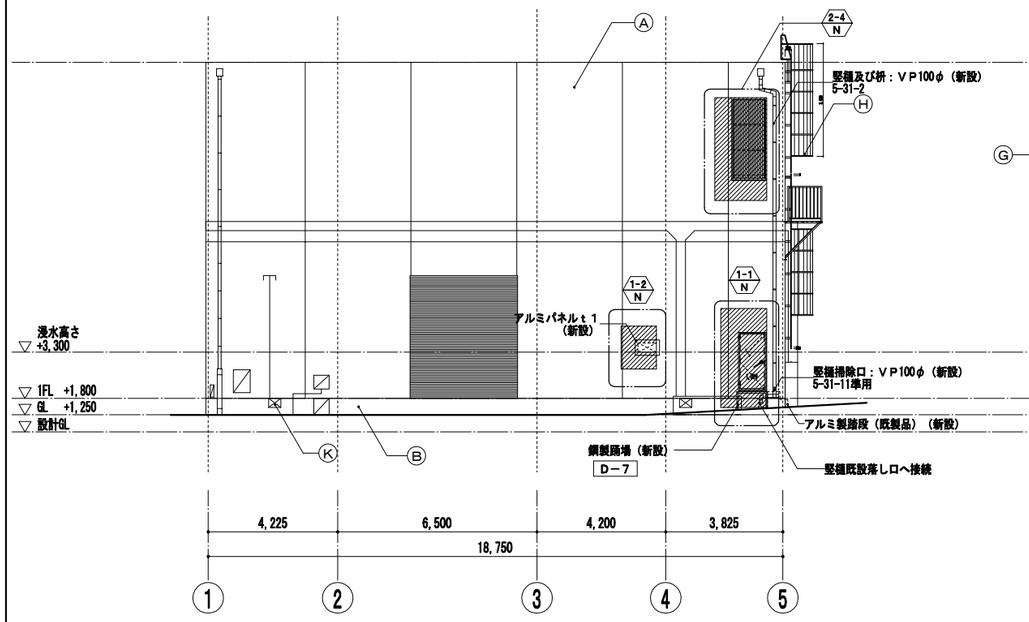

改修後 南立面図　　1：100

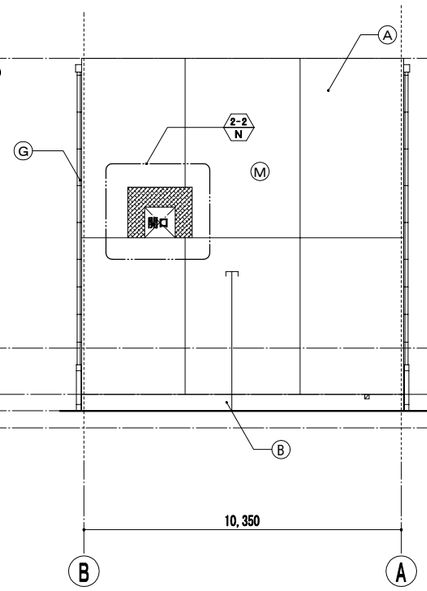

改修後 西立面図　　1：100

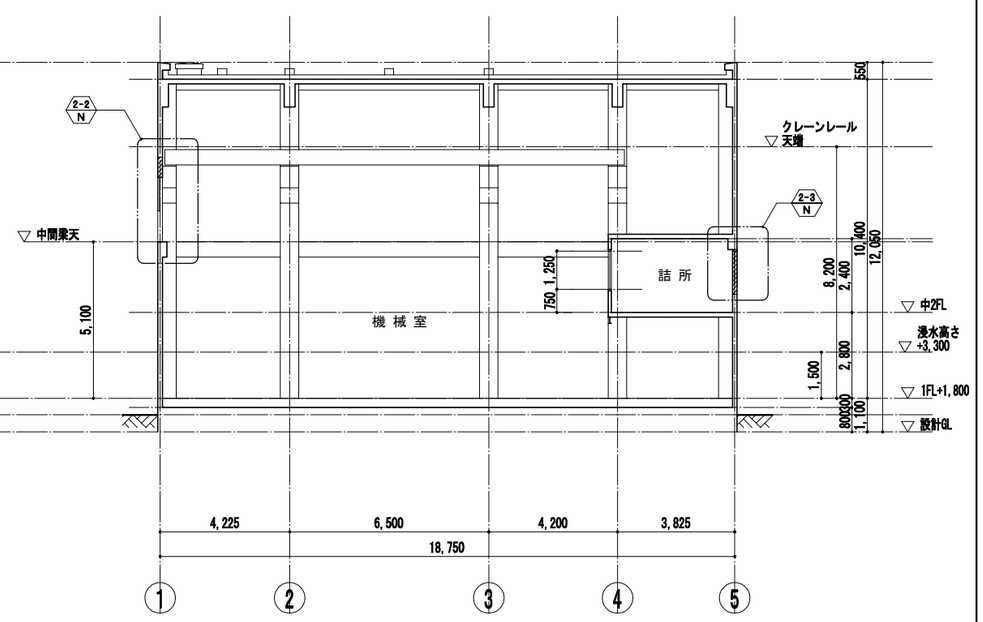

改修後 A－A立面図　1：100

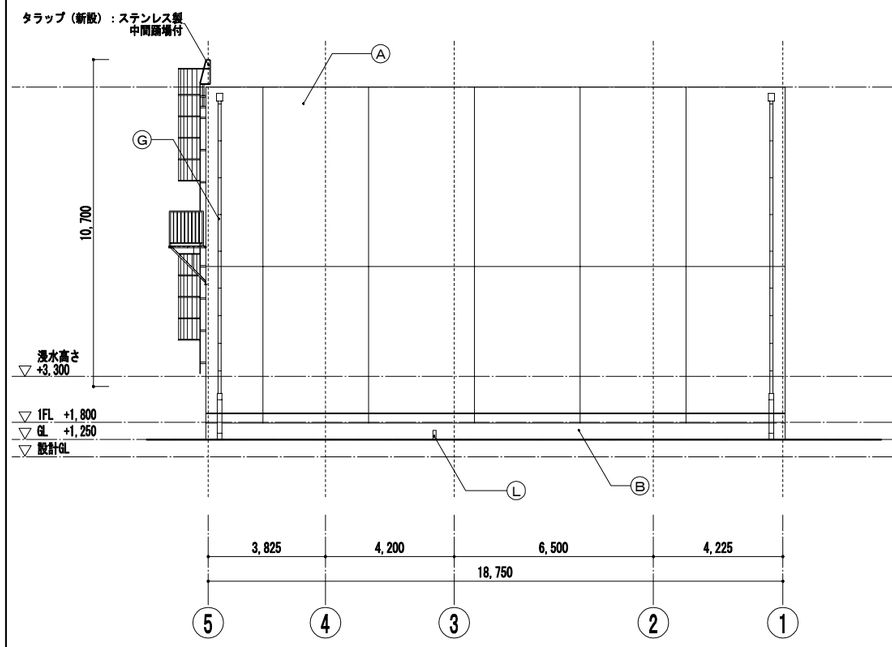

改修後 北立面図　　1：100

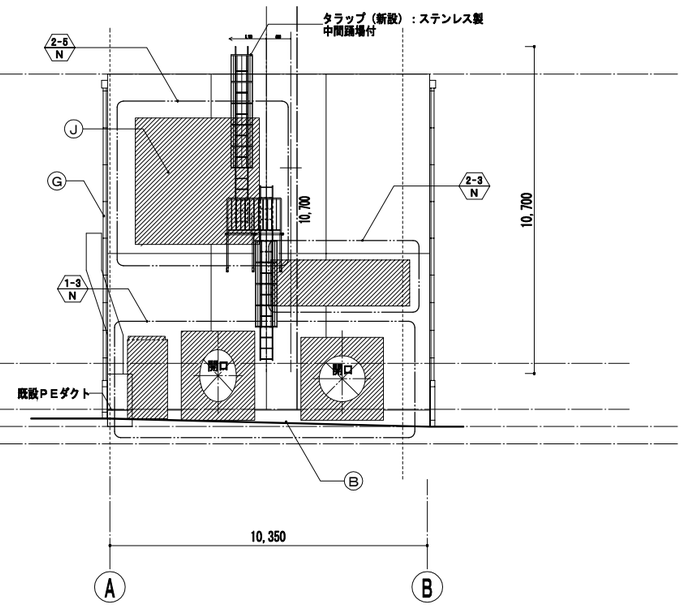

改修後 東立面図　　1：100

凡例		
1		改修工事範囲を示す
2	※ N	改修部分の詳細図の番号を表す 下段の「N」は改修後（新設）を表す
3	SD ＊	新設建具の建具符号を表す
4		新設範囲を示す
5	ＳＰ	防音ドアー

符号	仕上	符号	仕上	符号	仕上
Ⓐ	モルタル塗り　アクリル系リシン吹付	Ⓔ	アルミサッシ（エアタイト）	Ⓘ	給排気用アルミガラリ
Ⓑ	モルタル刷毛引き	Ⓕ	アルミサッシ（上り出し）	Ⓙ	スリーブ
Ⓒ	防音扉	Ⓖ	竪樋	Ⓚ	開口部
Ⓓ	スチールドア	Ⓗ	タラップ：ステンレス製（新設）中間踊場付	Ⓛ	床ピット排水管

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	１号ポンプ棟　改修後 立面図, 断面図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-13

1-1 ○ 1階A通り4～5間コンクリート壁撤去 （改修前） 1：50

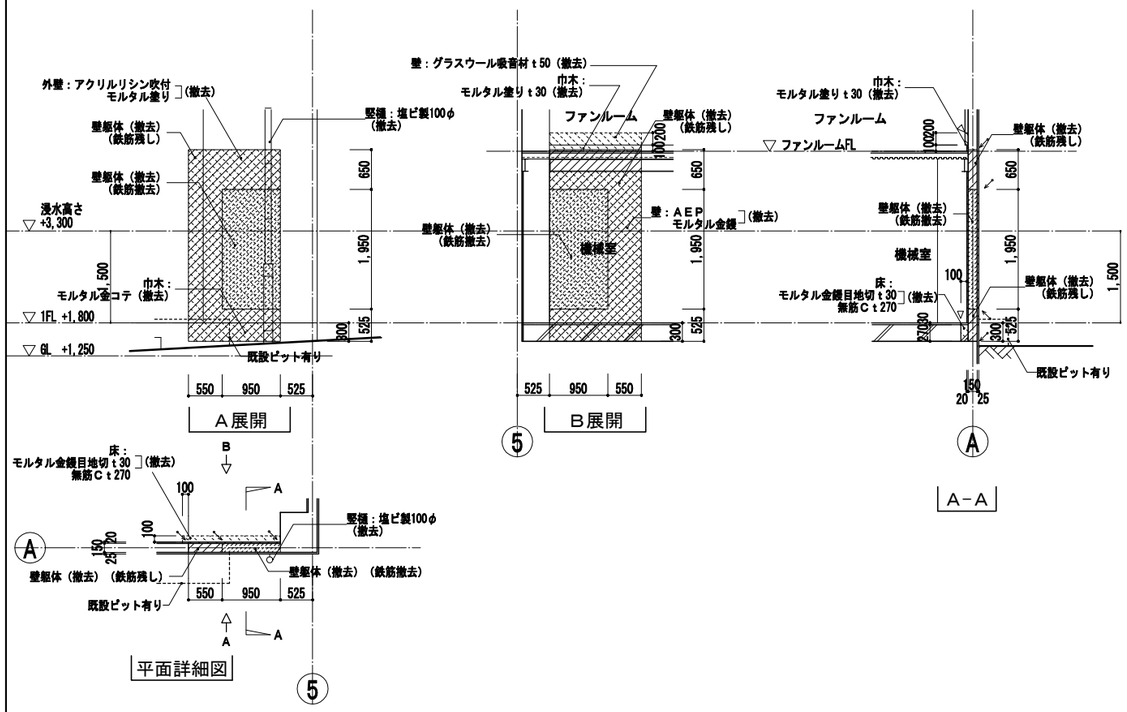

1-1 N 1階A通り4～5間 開口新設 （改修後） 1：50

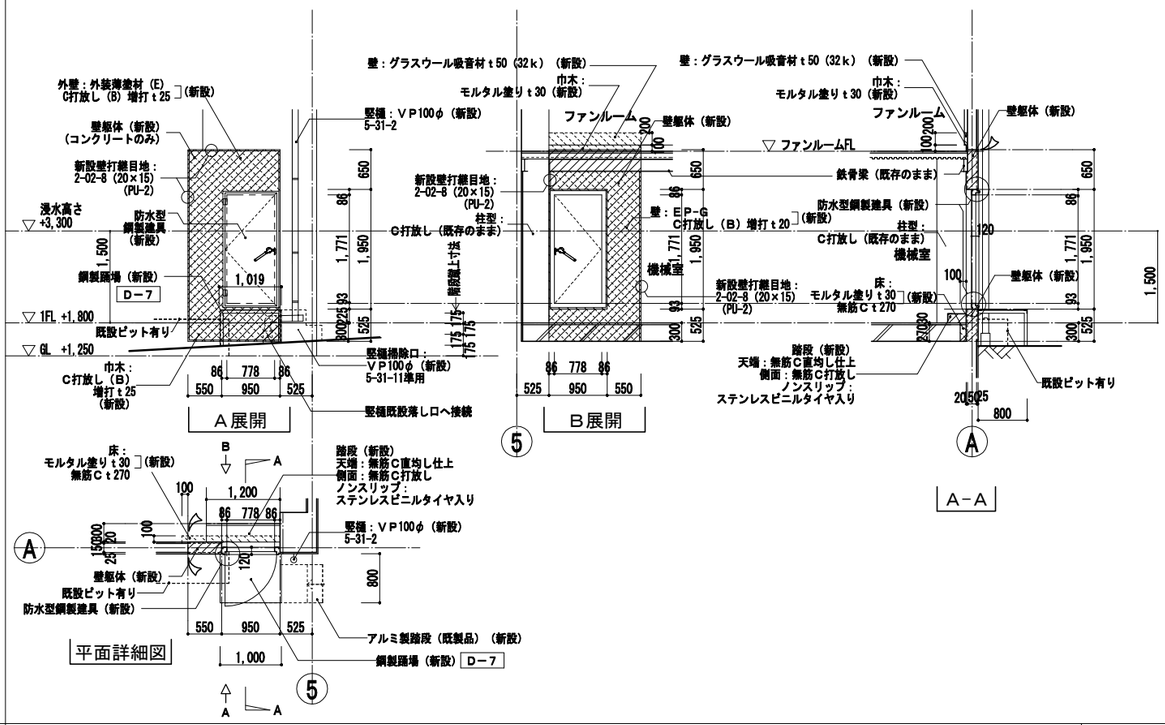

1-2 ○ 1階A通り3～4間コンクリート壁撤去 （改修前） 1：50

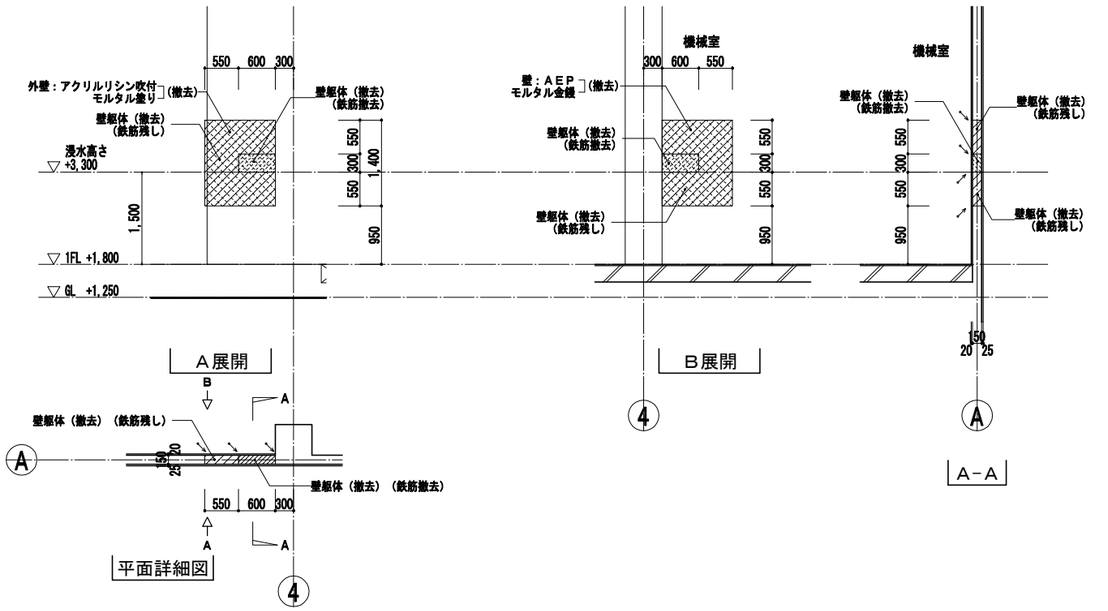

1-2 N 1階A通り3～4間 開口新設 （改修後） 1：50

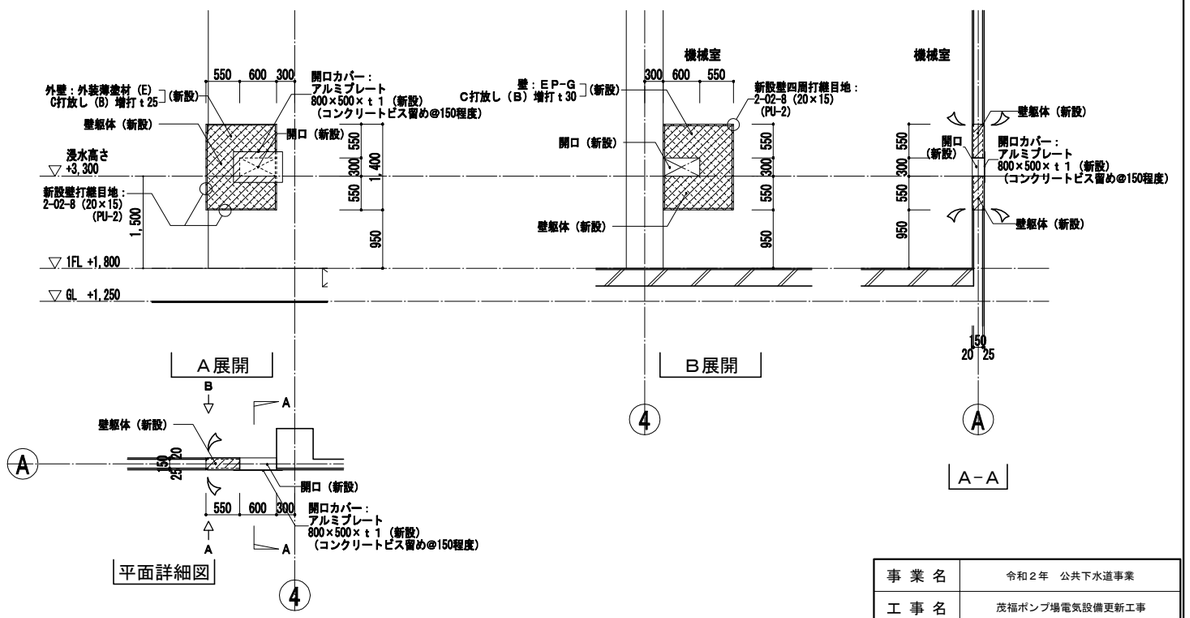

凡例
特記なき限り 部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
部分は仕上の撤去範囲を示す。
表示部はカッターによる切断位置を示す。
表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

凡例
特記なき限り 部分は躯体の新設範囲を示す。
部分は仕上の新設範囲を示す。
新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図（1）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-14

1-3 ○ 1階５通りＡ～Ｂ間コンクリート壁撤去，鋼製建具撤去　（改修前）　1：50

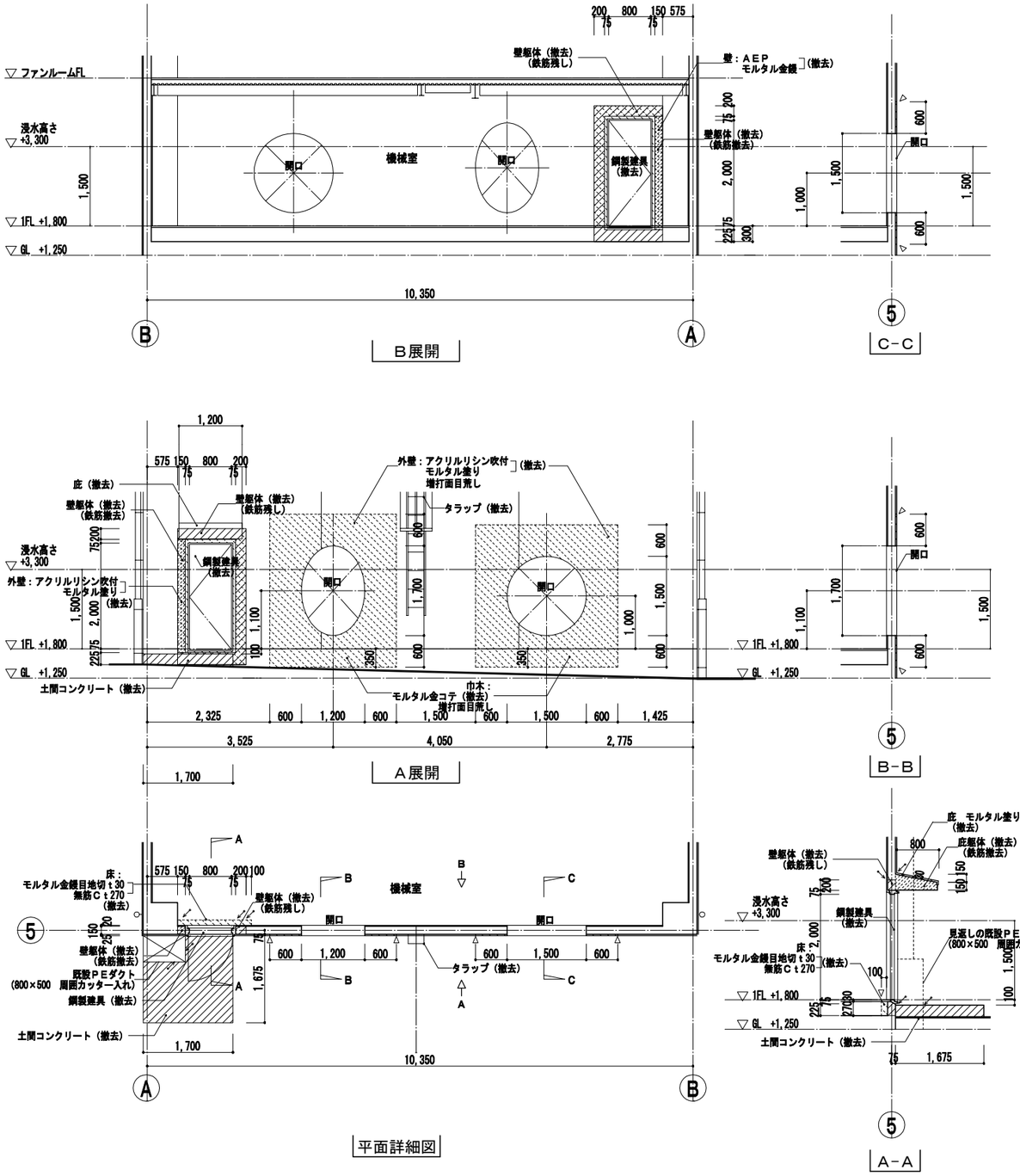

凡例
特記なき限り　部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
部分は仕上の撤去範囲を示す。
表示部はカッターによる切断位置を示す。
表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

1-3 N 1階５通りＡ～Ｂ間開口閉塞，開口増打補強　（改修後）　1：50

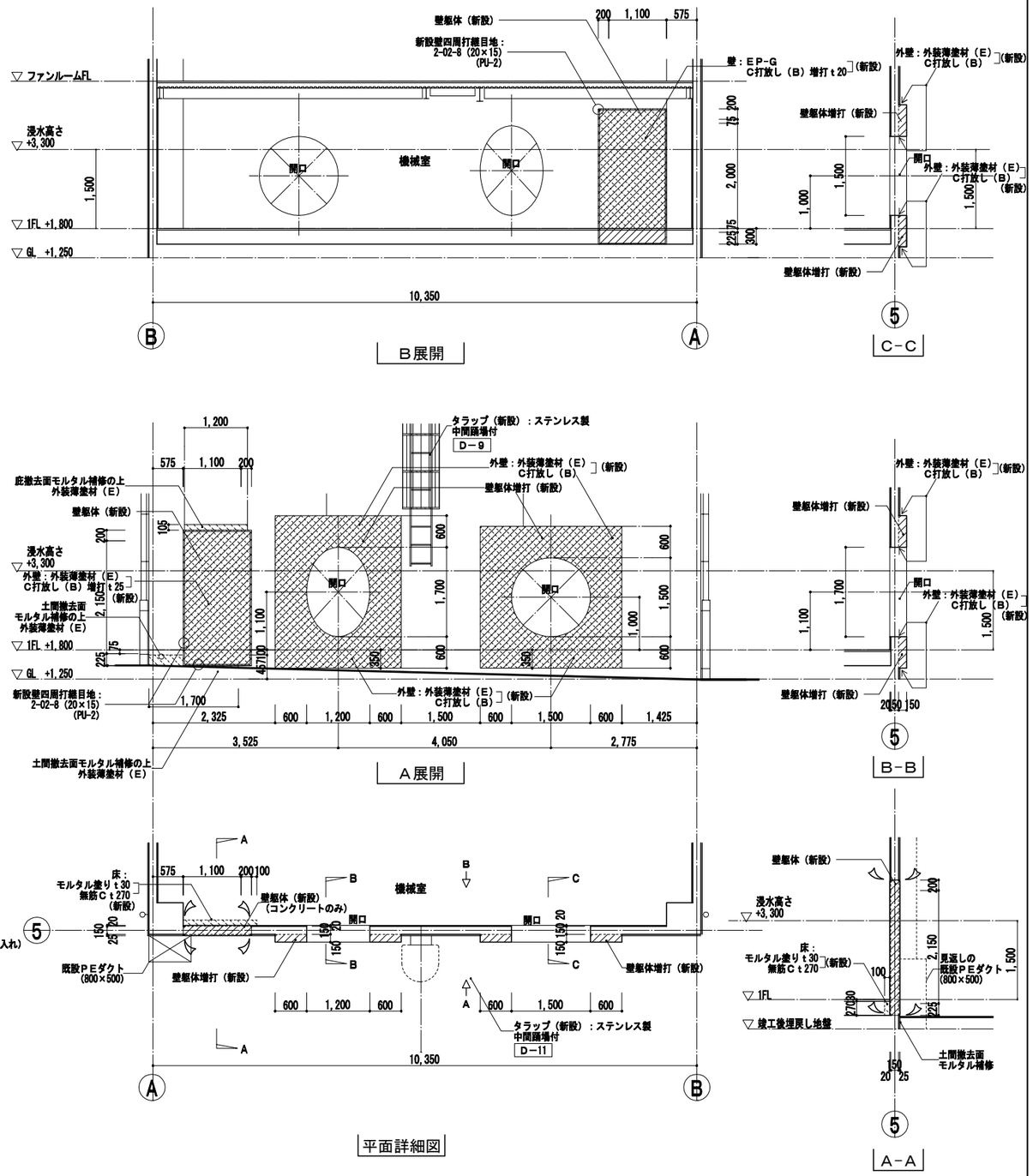

凡例
特記なき限り　部分は躯体の新設範囲を示す。
部分は仕上の新設範囲を示す。
新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図（2）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-15

1-4 O　1階A通り2～3間搬入扉前床無筋コンクリート撤去　（改修前）　1：50

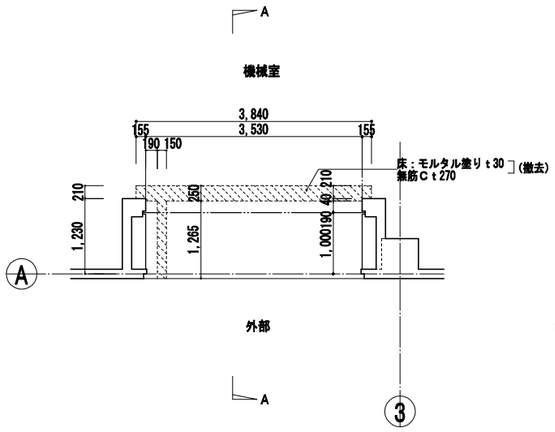

平面

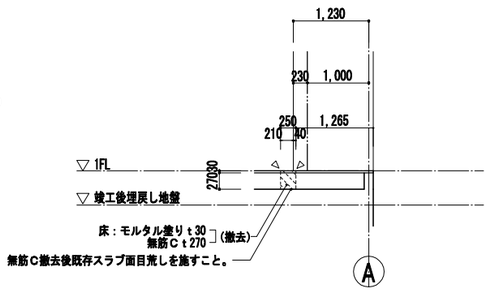

Ａ－Ａ

凡例
特記なき限り　部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
部分は仕上の撤去範囲を示す。
表示部はカッターによる切断位置を示す。
表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

1-4 N　1階A通り2～3間搬入扉前防水板新設（改修後）　1：50

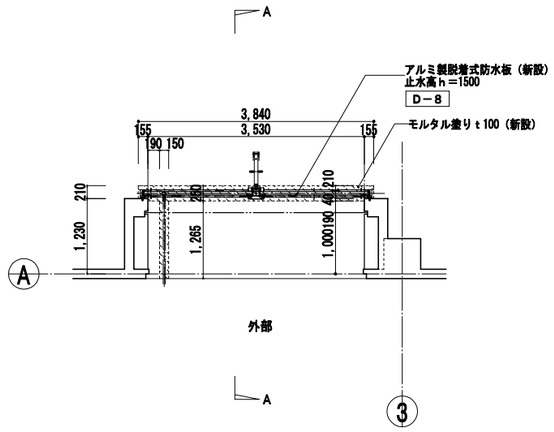

平面

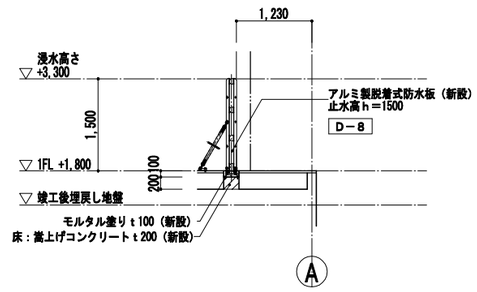

A－A

凡例
特記なき限り　部分は躯体の新設範囲を示す。
部分は仕上の新設範囲を示す。
新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟 1階平面・断面・展開詳細図（3）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-16

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

2-1 ○ 欠 番

2-1 N 欠 番

1：50

2-2 ○ 2階1通りA～B間コンクリート壁撤去（改修前）

1：50

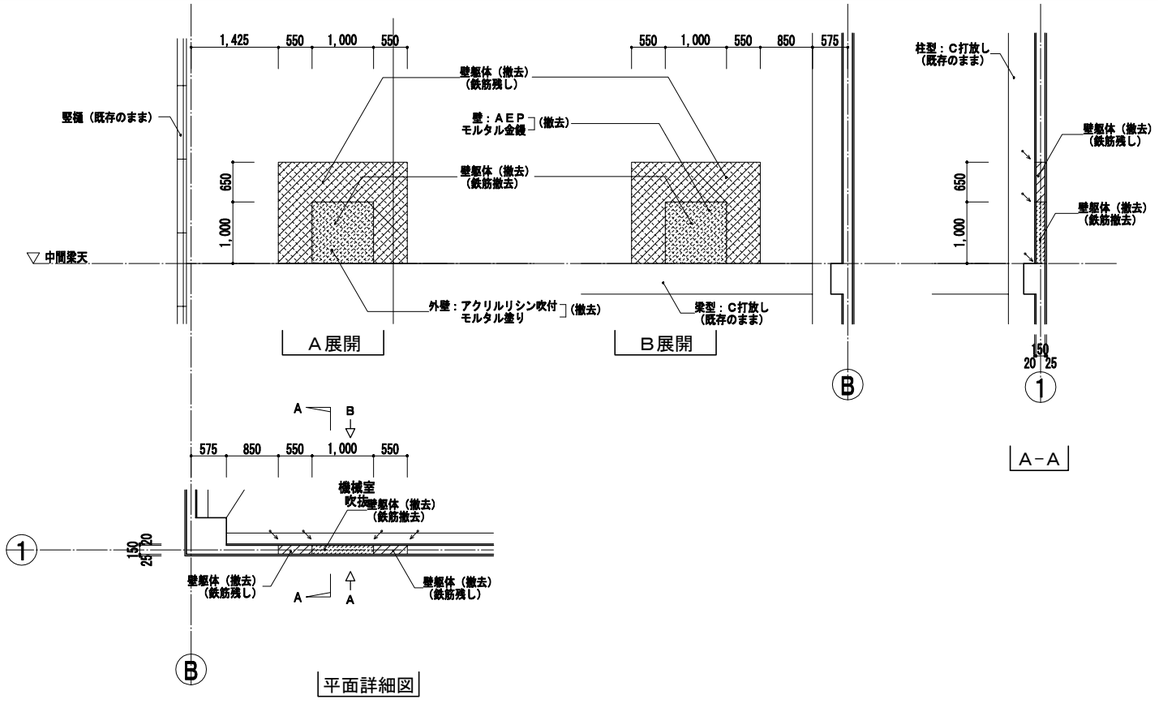

凡例
特記なき限り
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
部分は仕上の撤去範囲を示す。
表示部はカッターによる切断位置を示す。
表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

2-2 N 2階1通りA～B間コンクリート壁撤去（改修後）

1：50

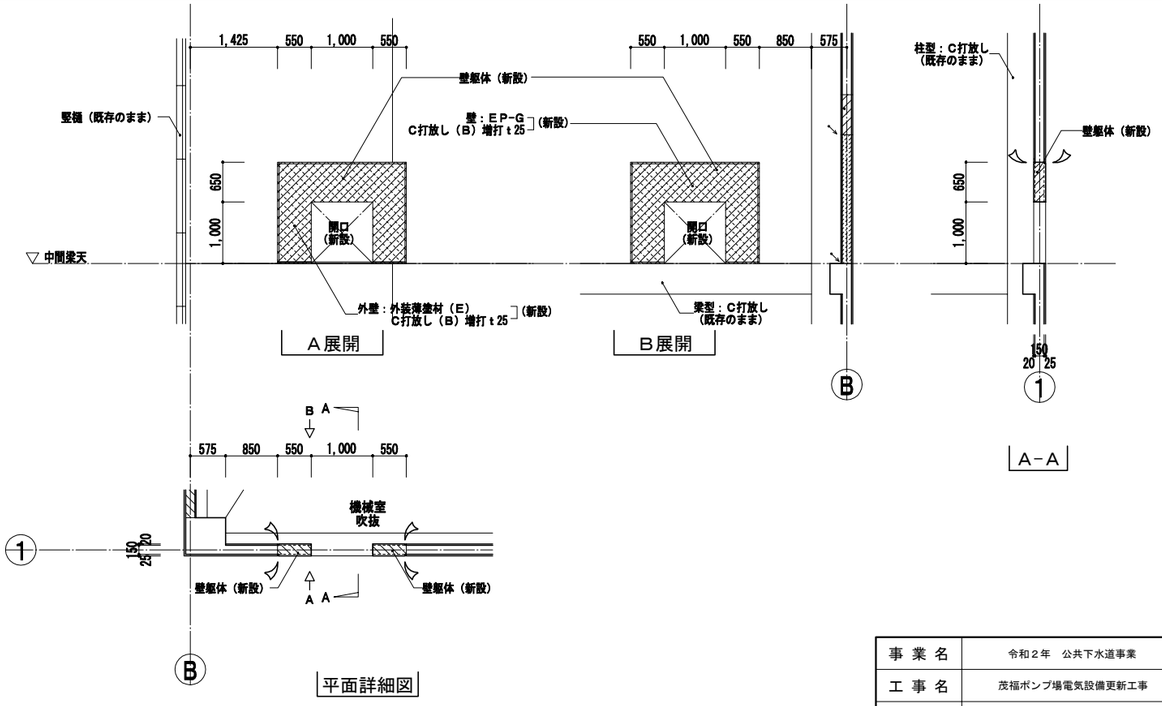

凡例
特記なき限り
部分は躯体の新設範囲を示す。
部分は仕上の新設範囲を示す。
新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名 称	１号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図（1）		
縮 尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-17

2-3 ○ 2階5通りA～B間コンクリート壁撤去（改修前）　1：50

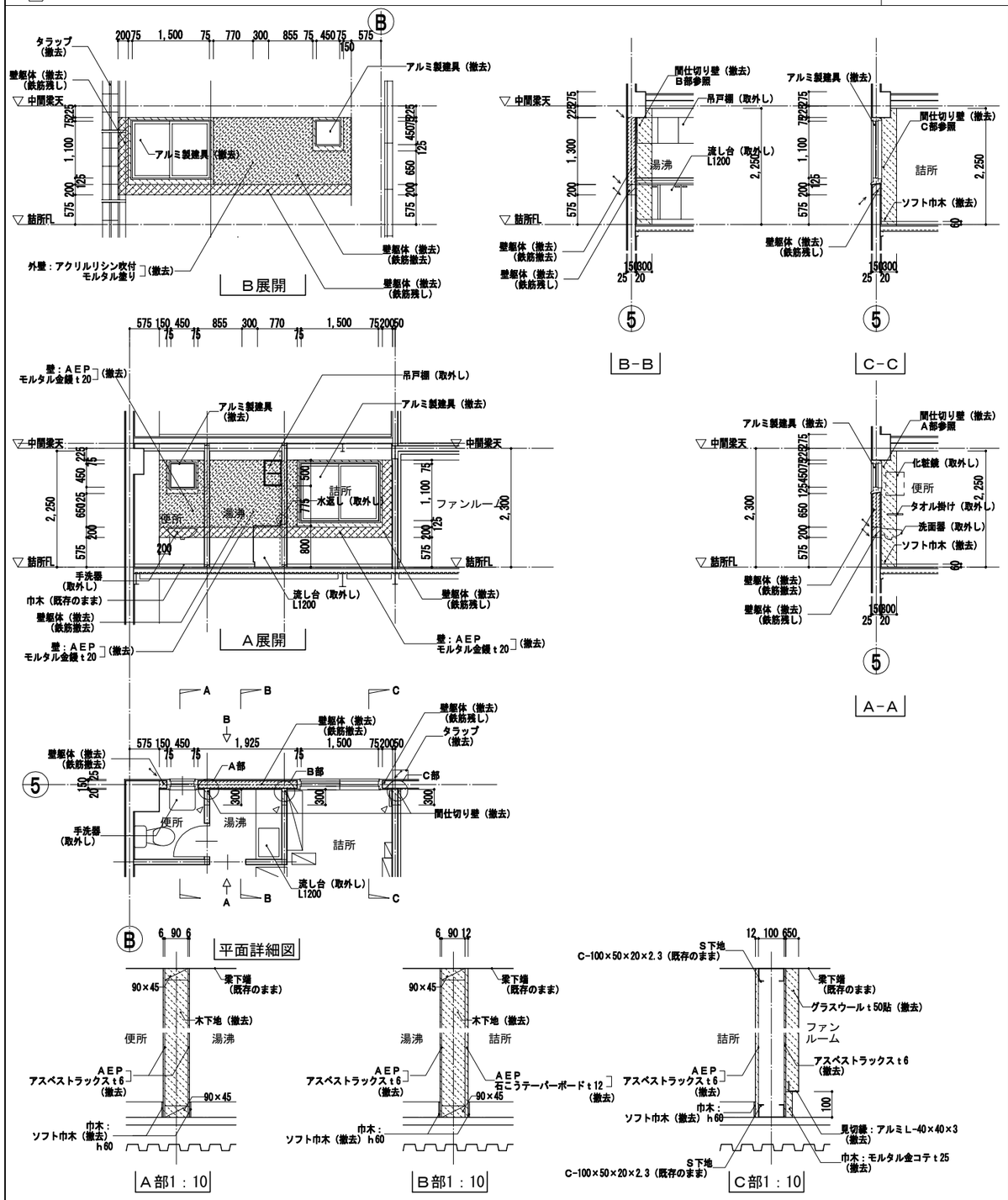

2-3 N 2階5通りA～B間　開口閉塞（改修後）　1：50

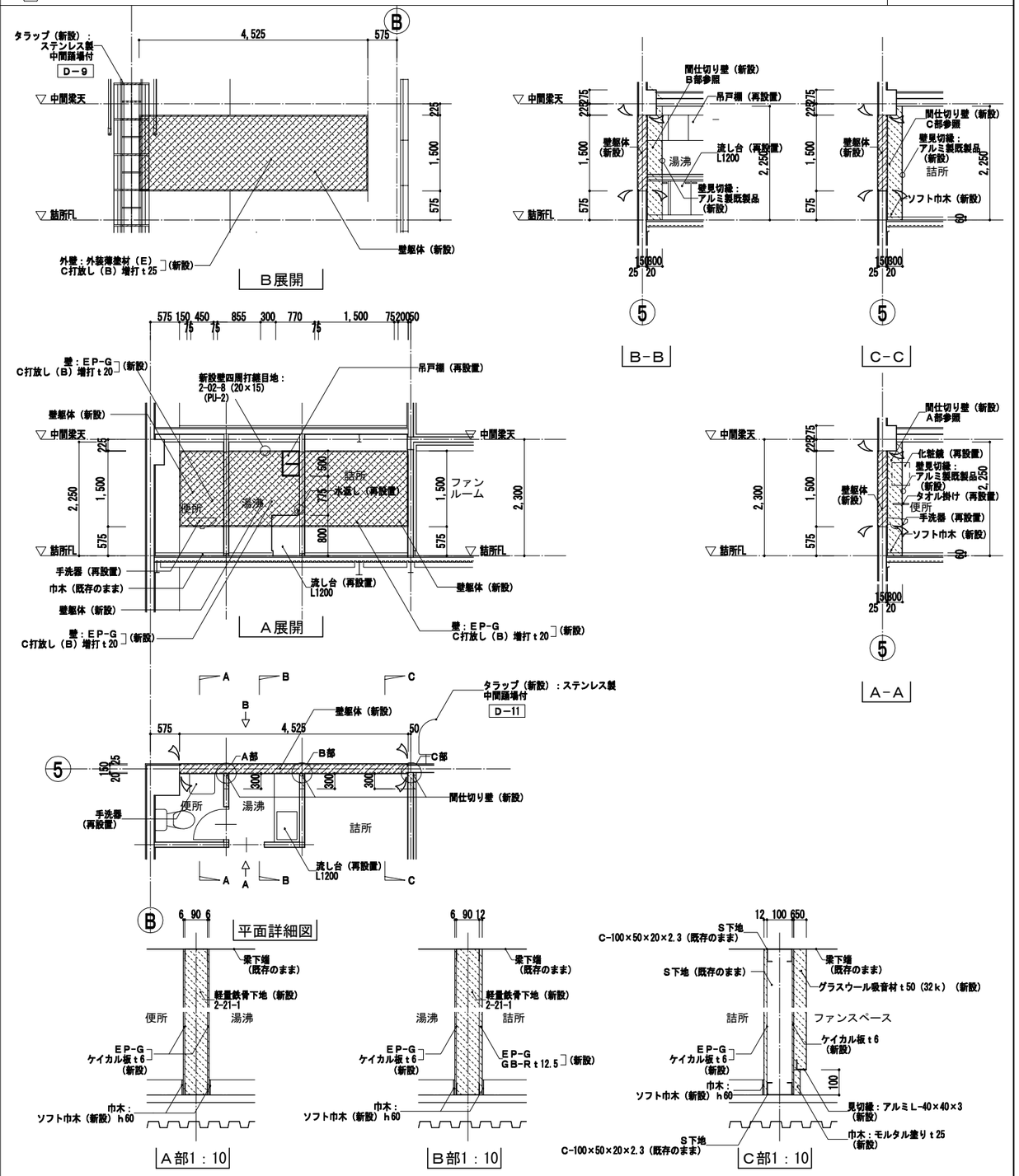

凡例

特記なき限り
- 部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
- 部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
- 部分は仕上の撤去範囲を示す。
- 表示部はカッターによる切断位置を示す。
- 表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

凡例

特記なき限り
- 部分は躯体の新設範囲を示す。
- 部分は仕上の新設範囲を示す。
- 新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	１号ポンプ棟 2階平面・断面・展開詳細図（2）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-18

2-4 ２階上部Ａ通り４～５間コンクリート壁撤去（改修前）　2-5 ２階上部５通りＡ～Ｂ間コンクリート壁，フード，ガラリ撤去（改修前）　2-6 ２階上部給気，排気消音スペース（撤去）（改修前）　2-7 ２階ファンルーム壁（一部撤去）（改修前）　　１：５０

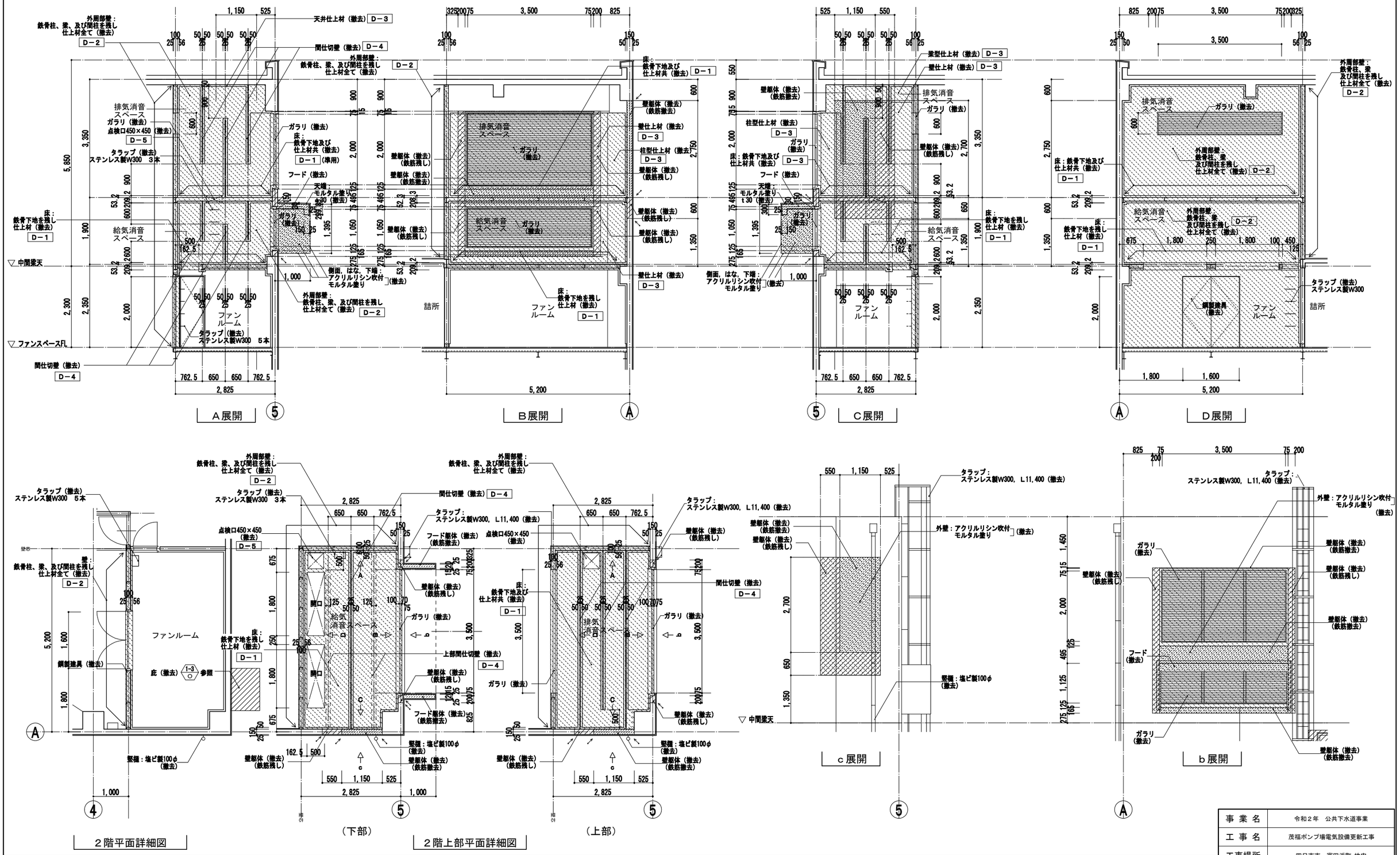

凡例
特記なき限り　部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋残し）
部分は躯体の撤去範囲を示す。（鉄筋撤去）
部分は仕上等の撤去範囲を示す。
表示部はカッターによる切断位置を示す。
表示部はカッターによる仕上材切断位置を示す。

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　2階上部 平面・断面・展開詳細図（1）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-19

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

2-4 N　2階上部A通り4～5間アルミ製縦型防水ガラリ新設（改修後）　2-5 N　2階上部5通りA～B間　開口閉塞（改修後）　2-6 N　2階上部給気，排気消音スペース（新設）（改修後）　2-7 N　2階ファンルーム壁（一部新設）（改修後）　1：50

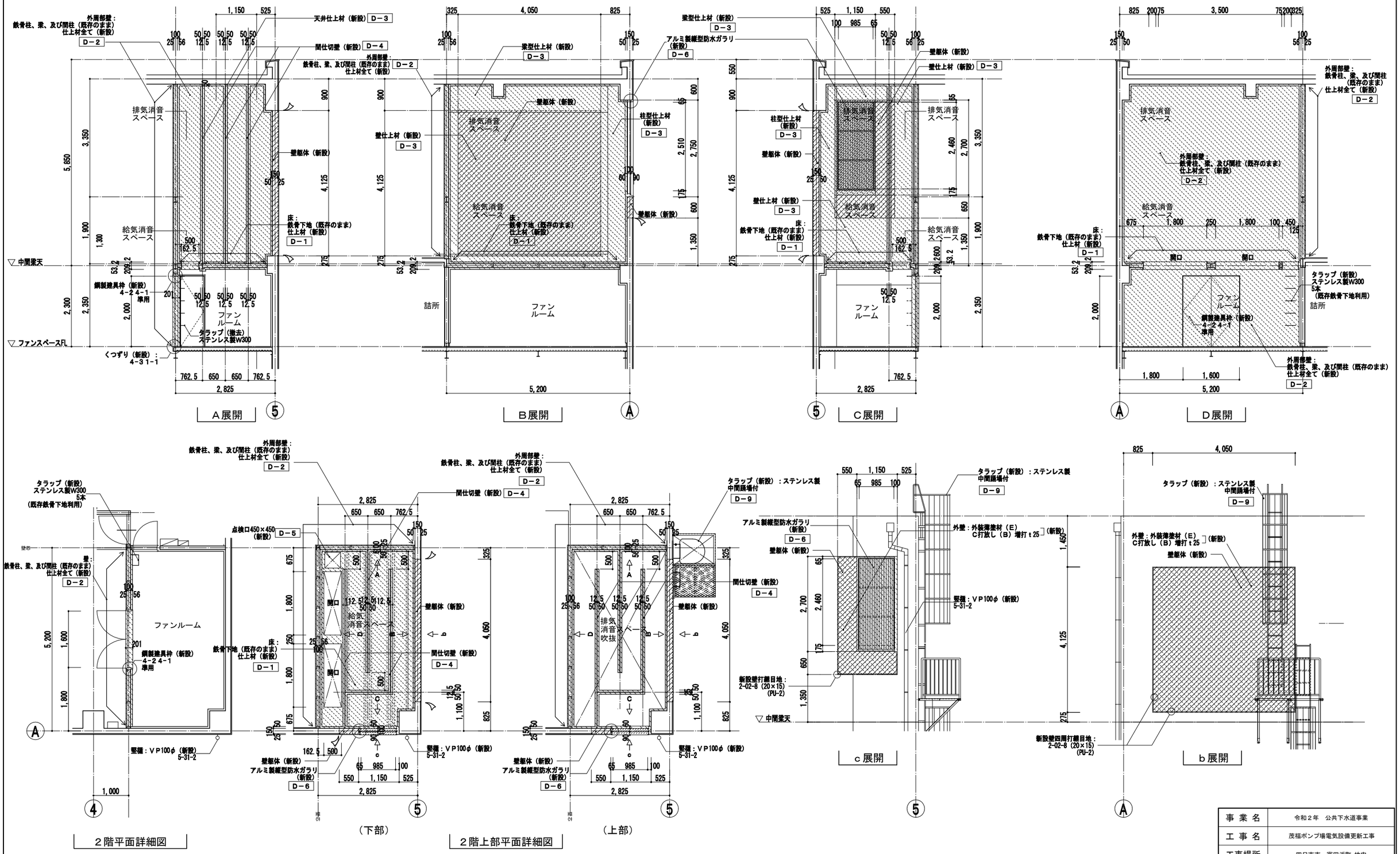

凡例
特記なき限り　部分は躯体の新設範囲を示す。
部分は仕上の新設範囲を示す。
新設壁打継目地：2-02-8（20×15）（PU-2）を示す。

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　2階上部 平面・断面・展開詳細図（2）		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-20

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

Ｄ－１　給排気消音スペース床（撤去）（新設）　１：１０

（撤去）

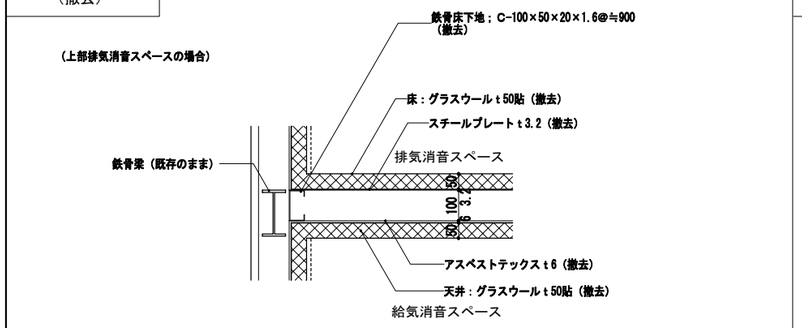

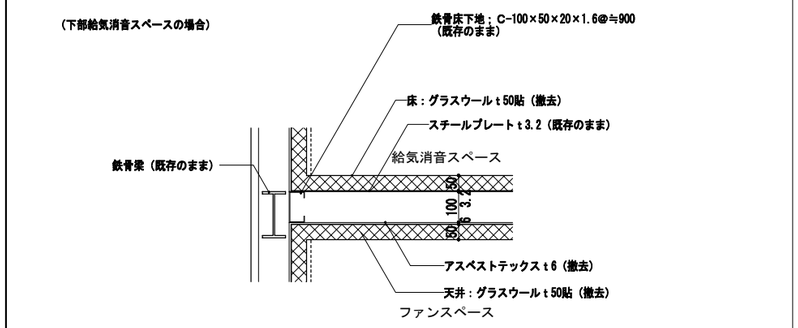

（新設）

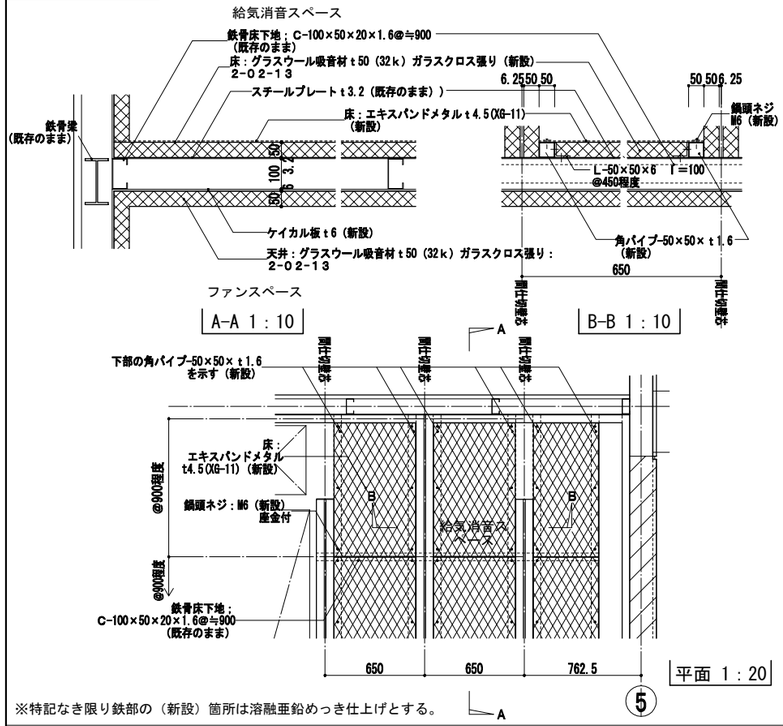

※特記なき限り鉄部の（新設）箇所は溶融亜鉛めっき仕上げとする。

Ｄ－２　給排気消音スペース外周部壁（撤去）（新設）　１：１０

（撤去）

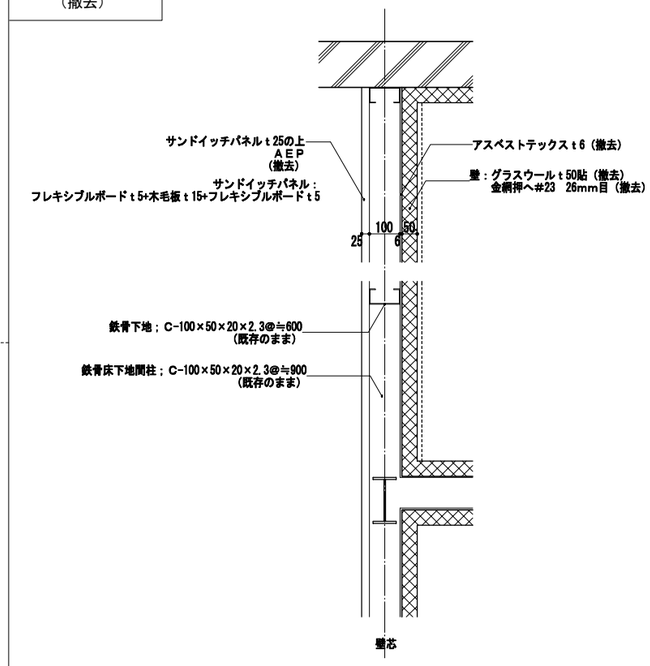

（新設）

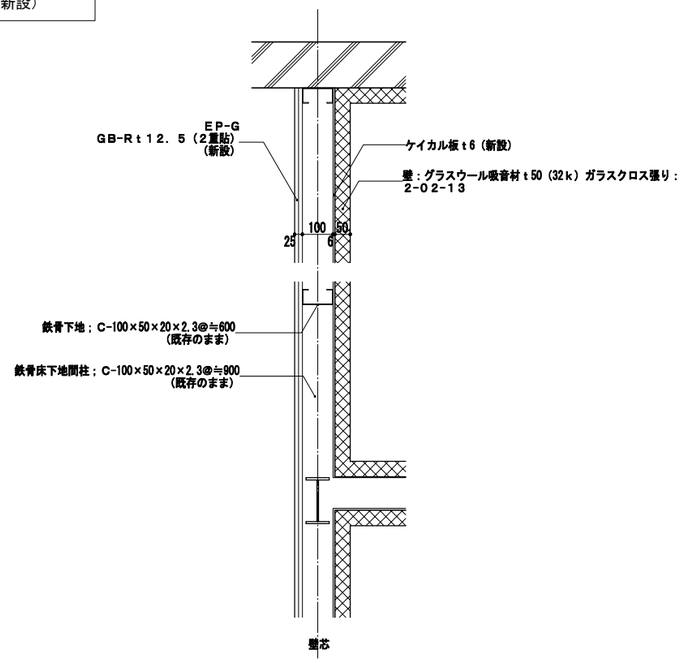

Ｄ－３　給排気消音スペースＲＣ壁，天井，柱型　グラスウール（撤去）（新設）　１：１０

（撤去）

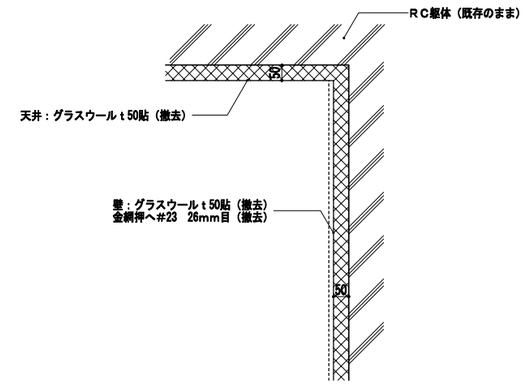

（新設）

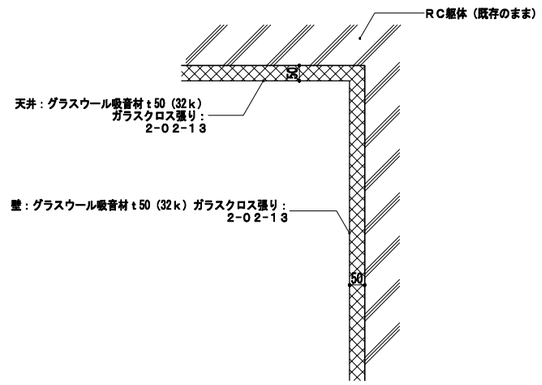

特記
アスベストテックスはアスベスト含有建材であるため適切な撤去方法を実施すること。

部分詳細図（１）

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　部分詳細図（1）		
縮尺	図示	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-21

D－4　給排気消音スペース間仕切壁（撤去）（新設）　（参考図）　1：10

（撤去）

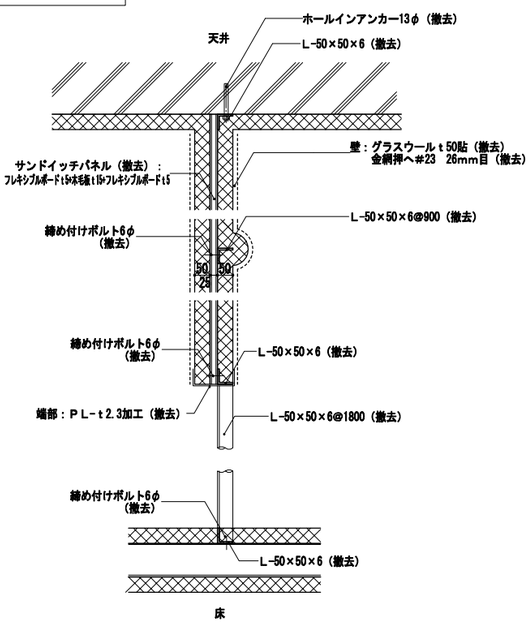

（新設）

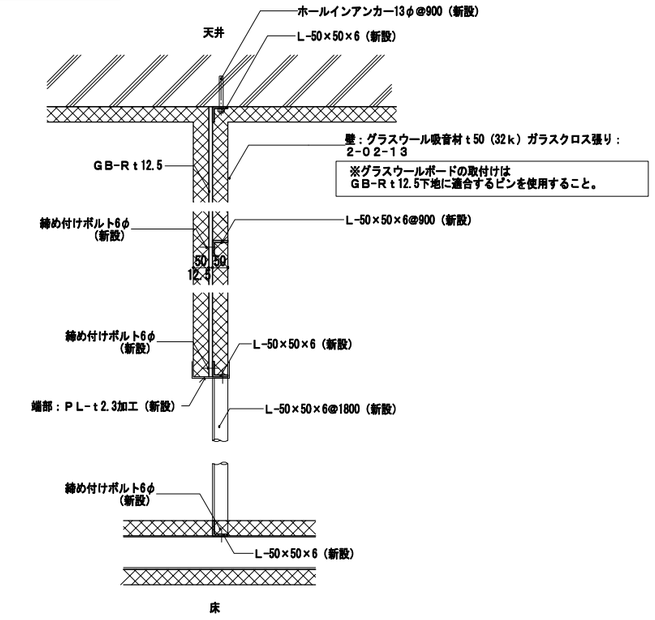

D－5　給排気消音スペース点検口（撤去）　（新設）　1：10

（撤去）　SD 3

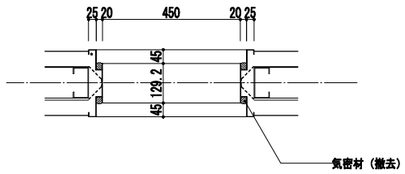

（新設）　SF 103

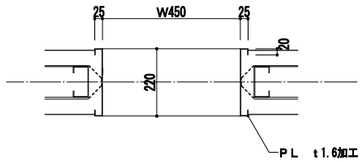

D－6　アルミ製縦型防水ガラリ（新設）　1：10

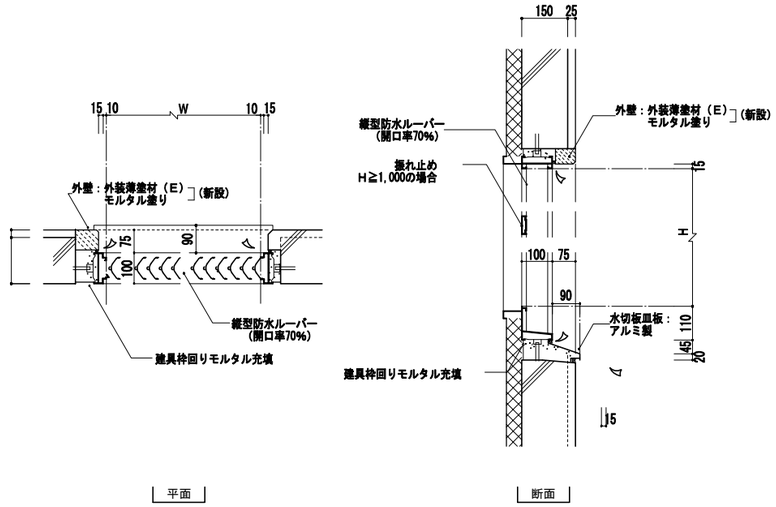

※ ⌒ 表示はシーリング10×10を示す

D－7　鋼製踊場（新設）　特記なき限りアングル及びエキスパンドメタルは溶接組み立てとする。　1：10

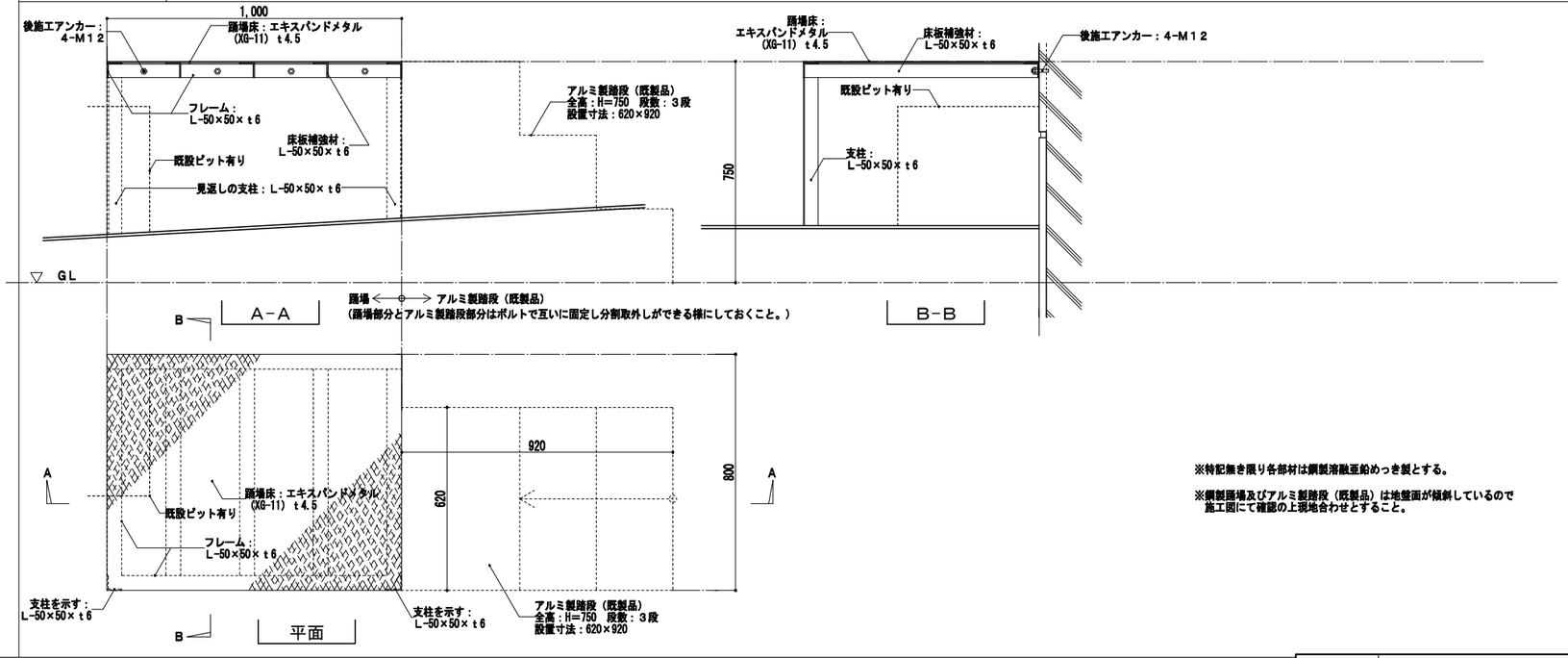

※特記無き限り各部材は鋼製溶融亜鉛めっき製とする。

※鋼製踊場及びアルミ製踏段（既製品）は地盤面が傾斜しているので
施工図にて確認の上現地合わせとすること。

部分詳細図（２）

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名称	１号ポンプ棟　部分詳細図（2）		
縮尺	図示	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-22

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

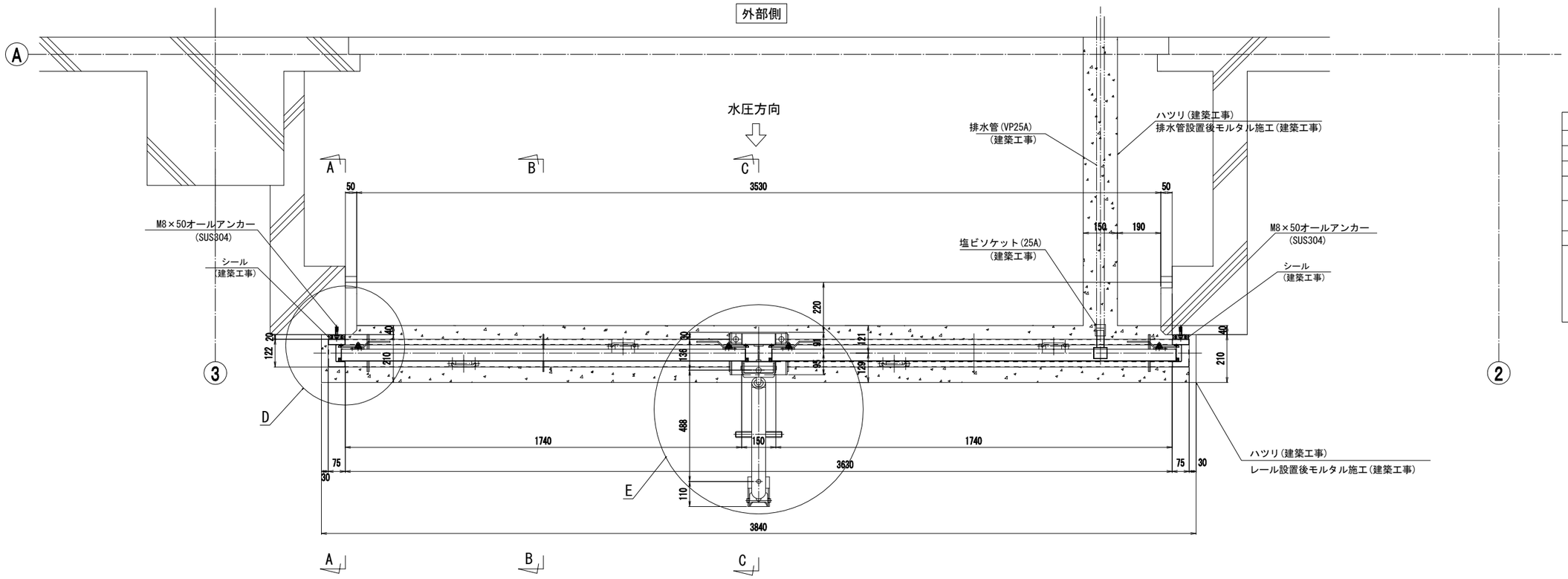

平面図　S=1/10

設 計 仕 様		
符　号	D-8	
形　式	脱着式防水板	
門　数	1基（2連3段）	
開口幅（有効幅）		3.630m
設計水深（有効高）	外水深	1.500m
	内水深	0.000m
水密方式	3方ゴム水密	
重　量	上段パネル	18.4Kg/枚
	中段パネル	18.4Kg/枚
	下段パネル	19.7Kg/枚
	中間支柱	21.3Kg/本
	サポート	9.6Kg/本

A-A矢視　S=1/10

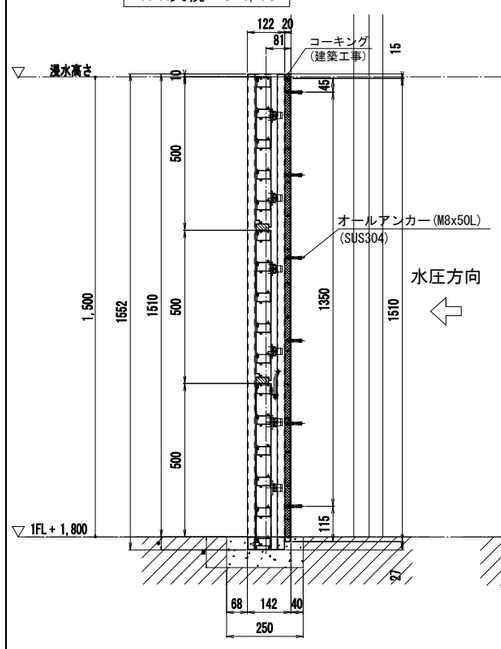

B-B矢視　S=1/10

C-C矢視　S=1/10

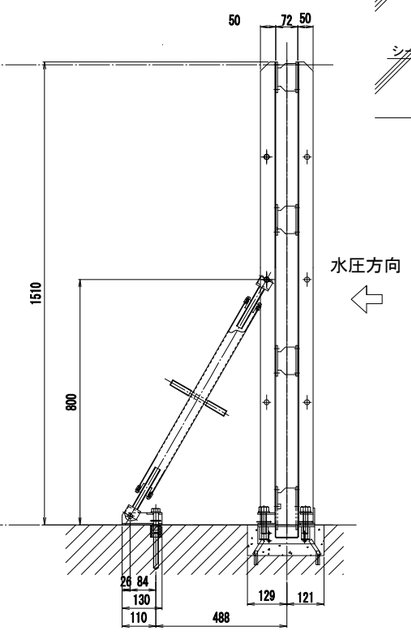

D部詳細　S=1/5

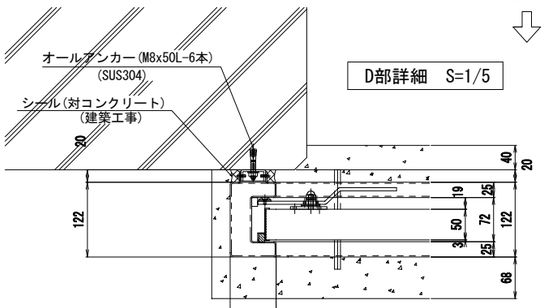

E部詳細　S=1/5

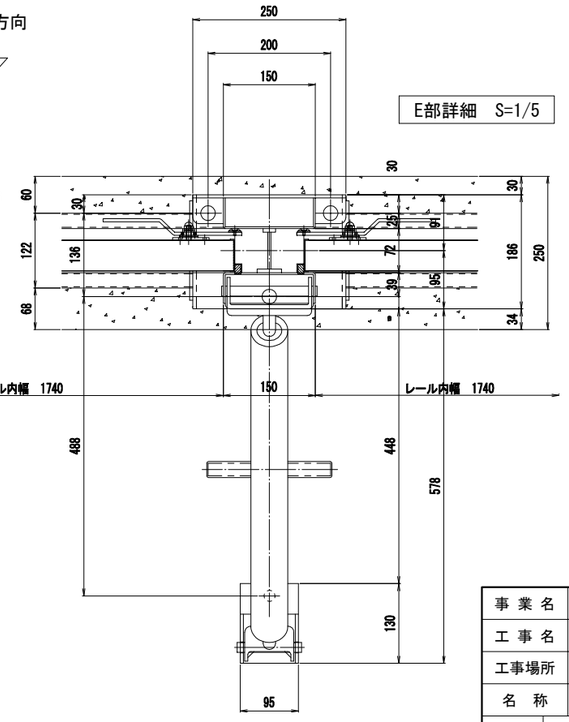

部分詳細図（３）

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町　地内		
名　称	１号ポンプ棟　部分詳細図（３）		
縮　尺	図示	設計年月	平成 31年 3月
工　種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-23

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

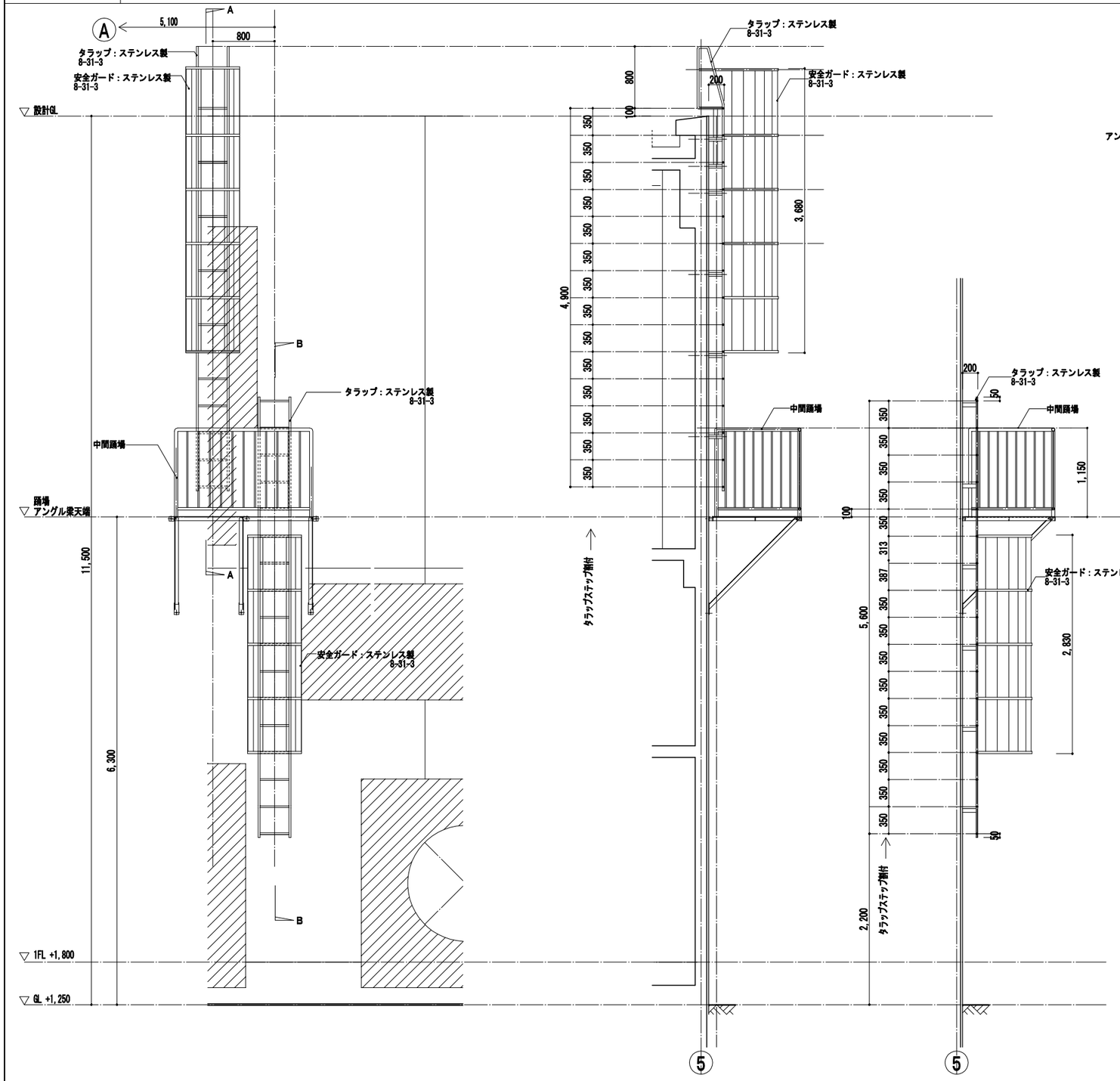

立面詳細　　A－A　　B－B

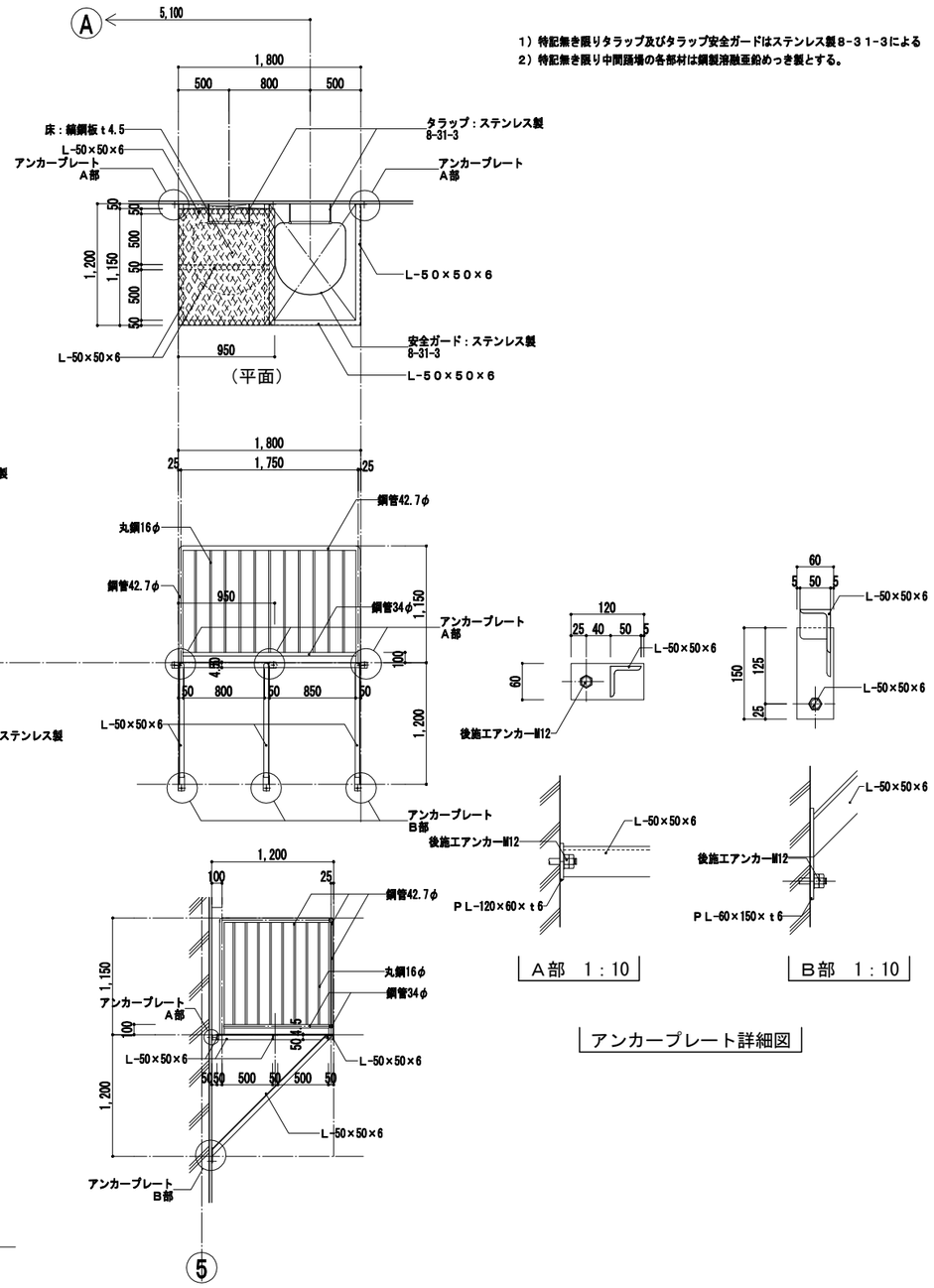

中間踊場詳細図

1）特記無き限りタラップ及びタラップ安全ガードはステンレス製8-31-3による
2）特記無き限り中間踊場の各部材は鋼製溶融亜鉛めっき製とする。

部分詳細図（4）

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　部分詳細図（4）		
縮尺	図示	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-24

改 修 前

改修前 ２階天井伏図 １：１００

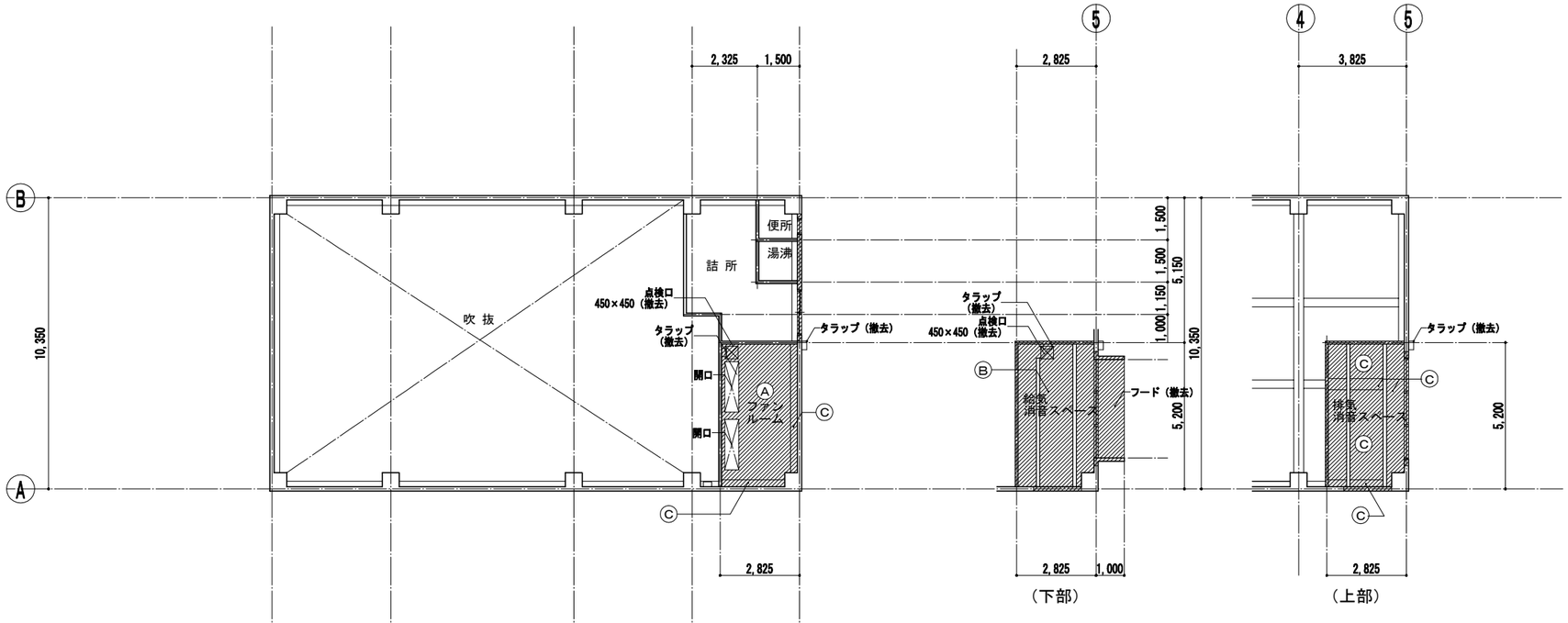

改修前 ２階上部天井伏図1：１００

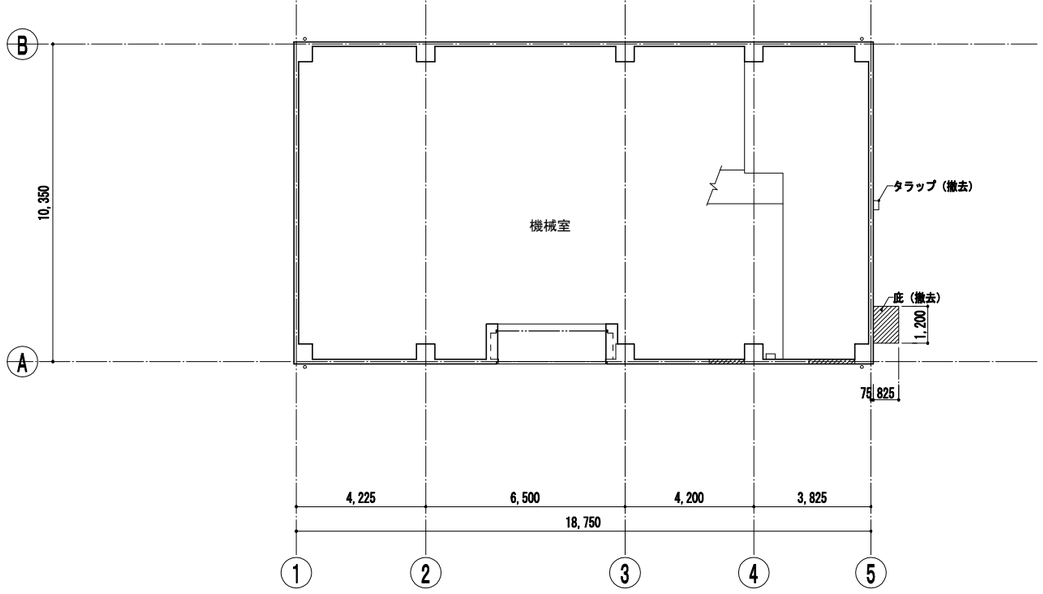

改修前 １階天井伏図 １：１００

天井伏図 ・凡 例		
符号	仕上	下地
Ⓐ	天井仕上材（撤去） D-3	S（既存のまま）
Ⓑ	天井仕上材及びS下地（撤去） D-1	S（撤去）
Ⓒ	グラスウール t 50貼（撤去）	C（既存のまま）

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事 業 名	令和２年 公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市 富田浜町 地内		
名 称	１号ポンプ棟 改修前 天井伏図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-25

改 修 後

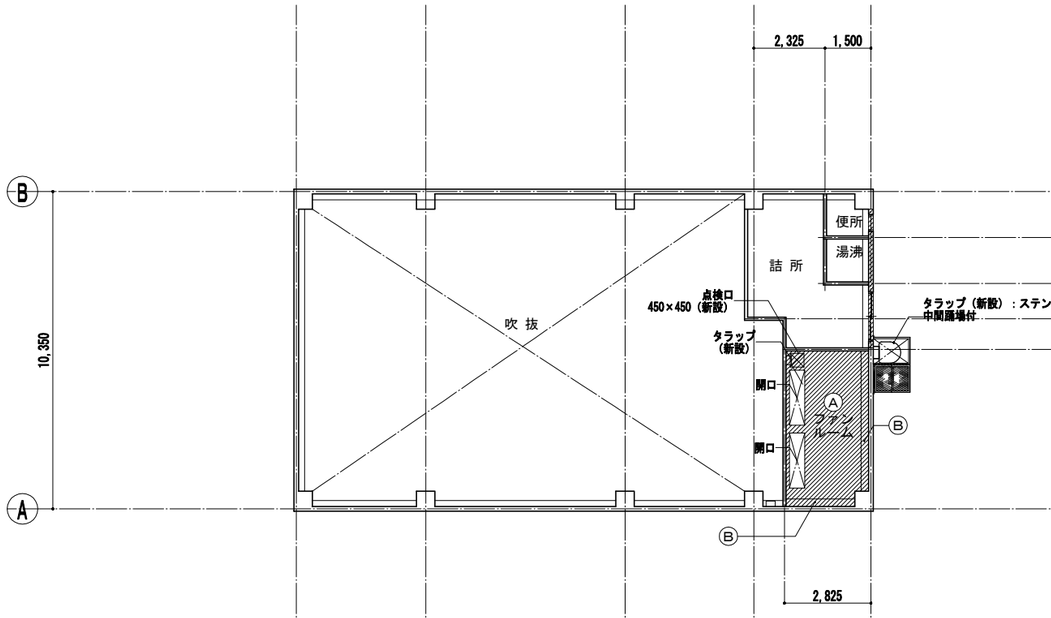

改修後 ２階天井伏図 １：１００

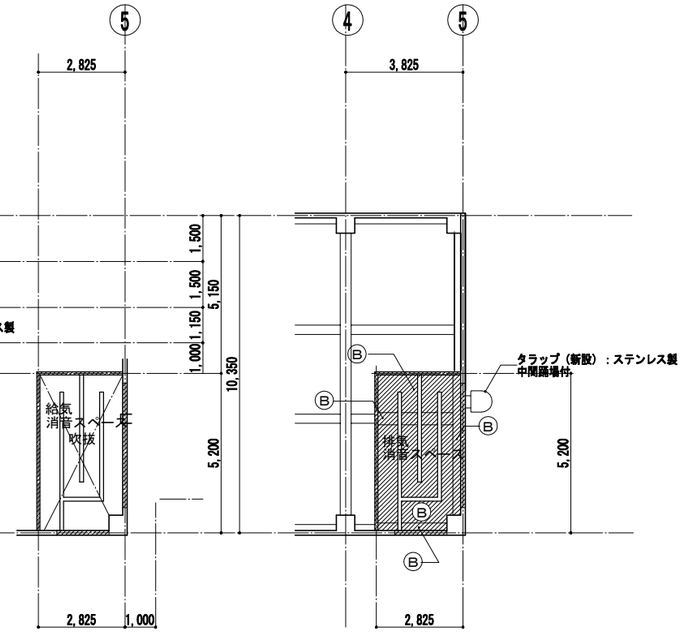

改修後 ２階上部天井伏図1：１００

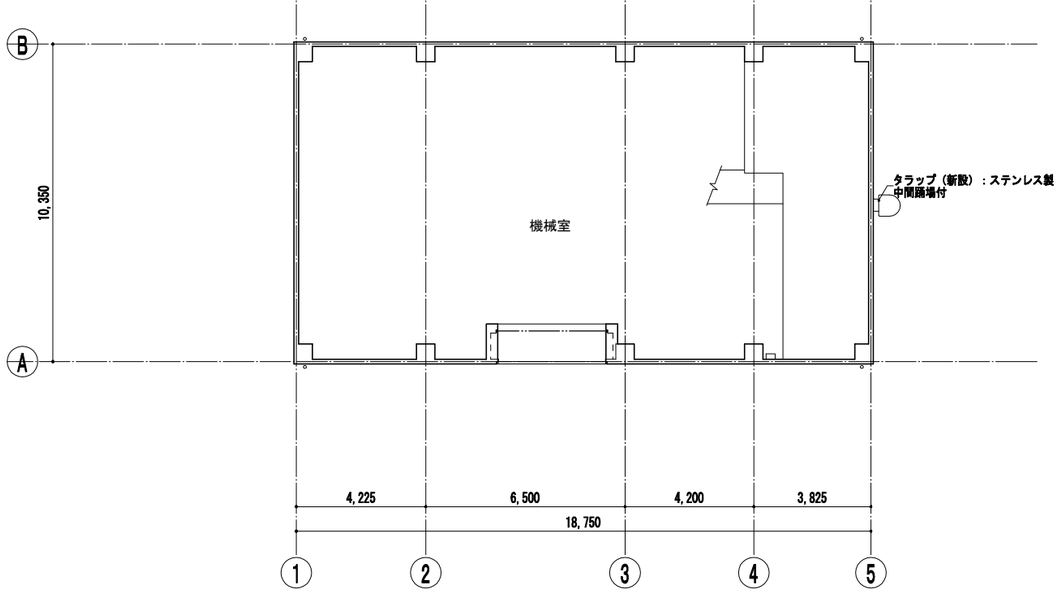

改修後 １階天井伏図 １：１００

天井伏図 ・凡 例		
符号	仕上	下地
Ⓐ	天井仕上材（新設） D-3	S（既存のまま）
Ⓑ	グラスウール吸音材（32ｋ）ｔ50貼（新設）	C（既存のまま）

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事 業 名	令和２年 公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市 富田浜町 地内		
名 称	１号ポンプ棟 改修後 天井伏図		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-26

撤去建具表

符号・名称・個数	SD 1 片開きフラッシュ防音ドア 1 1-1	SD 2 両開きフラッシュドア 1 2-7	SD 3 片開きフラッシュ二重ドア 2 2-6		AW 1 すべり出し窓 1 2-3	AW 2 引き違い窓 1 2-3	
場所	１Ｆ：機械室	２Ｆ：ファンルーム	２Ｆ上部：給気消音スペース, 排気消音スペース		２Ｆ：便所	２Ｆ：湯沸	
仕上（枠共）	ＳＯＰ	ＳＯＰ	ＳＯＰ		アルミ製	アルミ製	
建具 見込（ランマ）	４０	４０	４０		—	—	
建具 硝子（ランマ）	—	—	—		Ｆｔ４	Ｐｔ５	
建具 ガラリ	—	—	—		—	—	
建具枠 見込 取合 沓摺	１００ — —	１００ — —	２２０ D-5 —		７０ — —	７０ — —	
建具金物	丁番, グレモンハンドル, シリンダー錠	丁番, フランス落し, モノロック錠	丁番, ハンドル				
その他			建具内グラスウール充填				
形状・寸法	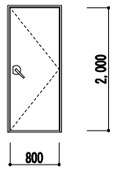	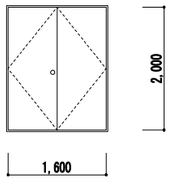	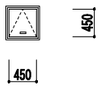			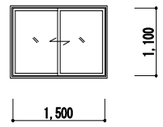	

符号・名称・個数	AG 1 固定ガラリ 1 2-5	AG 2 固定ガラリ 1 2-5	AG 3 固定ガラリ 1 2-6				
場所	２Ｆ上部：排気消音スペース	２Ｆ上部：給気消音スペース	２Ｆ上部：排気消音スペース				
仕上（枠共）	アルミ製	アルミ製	アルミ製				
建具 見込（ランマ）	–	–	–				
建具 硝子（ランマ）	–	–	–				
建具 ガラリ	横型	横型	横型				
建具枠 見込 取合 沓摺	７０ — —	７０ — —	７０ — —				
建具金物							
その他							
形状・寸法	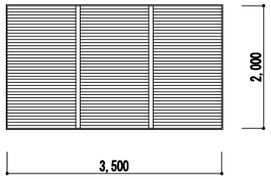	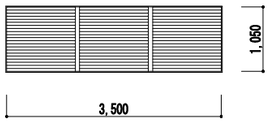	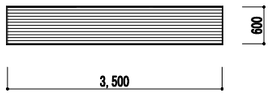				

符号・名称・個数							
場所							
仕上（枠共）							
建具 見込（ランマ）							
建具 硝子（ランマ）							
建具 ガラリ							
建具枠 見込 取合 沓摺							
建具金物							
その他							
形状・寸法							

共通事項

1. 特記なき限り外部はシリンダ箱錠（内部サムターン）とし内部は本締り付きモノロックとする。
   但し、押板、押棒の場合は、シリンダ本締りとする。
2. パイプスペース、ダクトスペースの点検扉の錠はシリンダ本締り錠（特記なき限り同一キー）とする。
3. 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
4. ＡＨ、ＦＨを除きＤＣの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め（防火戸を除く）をつける。
   壁仕上げボード類等の場合は床付とする。（但し、通行に支障のあるものは除く。）
5. 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
6. アルミニウム製窓の締り金物、接続口操作レバーの位置は床から１，５００以内とする。
7. 大型、気密鋼製建具はシリンダ本締り錠付きとする。
8. 特記なき限り内部建具ガラリはイ型とする。（枠廻り詳細による。）
9. 特記なき限り鋼製戸の見込みは４０mmとする。
10. 防火戸の位置は建具配置図による。
11. 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行なわないものとする。
12. ＳＳＤ下地力骨等は全てＳＵＳとする。

建具略号

種別	戸	窓	ガラリ	オーバーヘッドドア	低障子	ふすま	シャッター	網戸
アルミニウム製	ＡＤ	ＡＷ	ＡＧ	AOD			ＡＳ	ａＷ
鋼製	ＳＤ	ＳＷ	ＳＧ	SOD			ＳＳ	
鋼製軽量	ＬＤ						ＬＳ	
ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS	SSN
木製	ＷＤ	ＷＷ	ＷＧ		Ｐ	Ｈ		

ガラス略号

Ｆ	型板ガラス	
Ｐ	フロート板ガラス	
Ｎ	網入型板ガラス	
ＮＰ	網入みがき板ガラス	

金物略号

ＤＣ	ドアクローザー
ＡＨ	オートヒンジ
ＦＨ	フロアヒンジ
ＰＨ	ピボットヒンジ

ガラリ

イ型	ロ型	ハ型
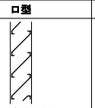 開口率３０％	開口率３０％	開口率３０％

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　撤去建具表		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-27

新設建具表

符号・名称・個数	SD 101 片開きフラッシュ防水ドア 1 1-1 N	SD 102 両開きフラッシュドア 1 2-7 N	SF 103 床点検口 1 2-6 N
場所	１Ｆ：機械室	２Ｆ：ファンルーム	２Ｆ上部：給気消音スペース
仕上（枠共）	ＤＰ（１級）	ＳＯＰ	ＳＯＰ
建具 見込（ランマ）	メーカー仕様	４０	―
建具 硝子（ランマ）	―	―	―
建具 ガラリ	―	―	―
建具枠 見込 取合 沓摺	１２０（参考）メーカー仕様による / メーカー仕様による / メーカー仕様による	１００ / ４-２４-１準用 / ４-３１-１	２２０ / ― / ―
建具金物	メーカー標準仕様金物一式 ＤＣ	丁番, フランス落し, ＤＣ, 上げ落し, レバーハンドル錠	
その他	防水性能　0.02以下（m3/ｈ/m2）　建具内グラスウール充填		
形状・寸法	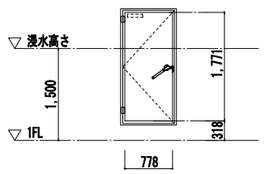	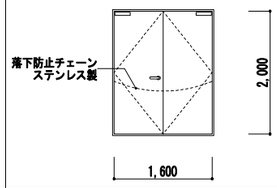	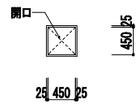

符号・名称・個数	AG 1 固定ガラリ 1 2-4 N
場所	２Ｆ上部：排気消音スペース
仕上（枠共）	無着色陽極酸化塗装複合皮膜（Ｂ-１種）
建具 見込（ランマ）	-
建具 硝子（ランマ）	-
建具 ガラリ	縦型　開口率７０％
建具枠 見込 取合 沓摺	１００ / D-6 / D-6
建具金物	
その他	アルミ製膳板額縁Ｗ＝６０　アルミ製水切皿板Ｗ＝９０
形状・寸法	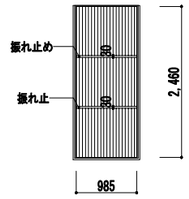

符号・名称・個数	
場所	
仕上（枠共）	
建具 見込（ランマ）	
建具 硝子（ランマ）	
建具 ガラリ	
建具枠 見込 取合 沓摺	
建具金物	
その他	
形状・寸法	

共通事項

1. 特記なき限り外部はシリンダ箱錠（内部サムターン）とし内部は本締り付きモノロックとする。
   但し、押板、押棒の場合は、シリンダ本締りとする。
2. パイプスペース、ダクトスペースの点検扉の鍵はシリンダ本締り錠（特記なき限り同一キー）とする。
3. 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
4. ＡＨ、ＦＨを除きＤＣの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め（防火戸を除く）をつける。
   壁仕上げボード類等の場合は床付とする。（但し、通行に支障のあるものは除く。）
5. 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
6. アルミニウム製窓の締り金物、排煙口操作レバーの位置は床から１，５００以内とする。
7. 大型、気密鋼製建具はシリンダ本締り錠付きとする。
8. 特記なき限り内部建具ガラリはイ型とする。（枠廻り詳細による。）
9. 特記なき限り鋼製戸の見込みは４０mmとする。
10. 防火戸の位置は建具配置図による。
11. 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行なわないものとする。
12. ＳＳＤ下地力骨等は全てＳＵＳとする。

建具略号

種別	戸	窓	ガラリ	オーバーヘッドドア	紙障子	ふすま	シャッター	網戸
アルミニウム製	ＡＤ	ＡＷ	ＡＧ	ＡＯＤ			ＡＳ	ａＷ
鋼製	ＳＤ	ＳＷ	ＳＧ	ＳＯＤ			ＳＳ	
鋼製軽量	ＬＤ						ＬＳ	
ステンレス製	ＳＳＤ	ＳＳＷ	ＳＳＧ				ＳＳＳ	ＳＳＮ
木製	ＷＤ	ＷＷ	ＷＧ		Ｐ	Ｈ		

ガラス略号

Ｆ	型板ガラス
Ｐ	フロート板ガラス
Ｎ	網入型板ガラス
ＮＰ	網入みがき板ガラス

金物略号

ＤＣ	ドアクローザー
ＡＨ	オートヒンジ
ＦＨ	フロアヒンジ
ＰＨ	ピボットヒンジ

ガラリ

イ型	ロ型	ハ型
開口率３０％	開口率３０％	開口率３０％

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	１号ポンプ棟　新設建具表		
縮尺	1/50	設計年月	平成 31年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-28

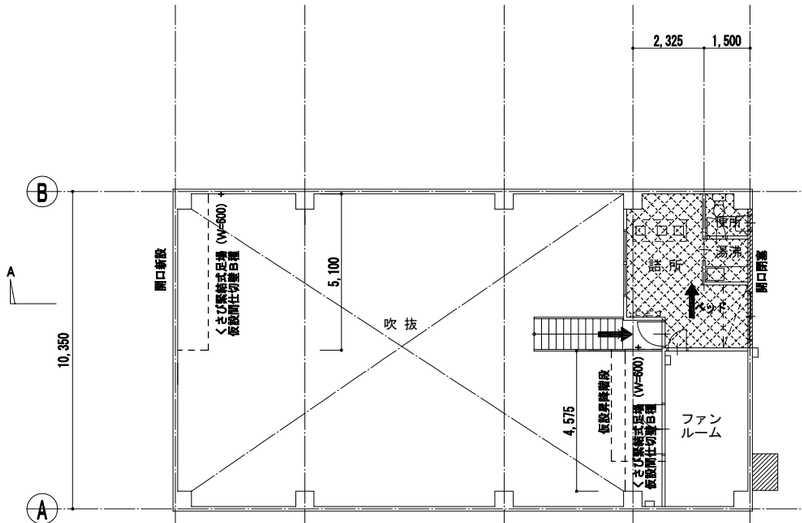

２階仮設計画平面図（参考図）1：１００

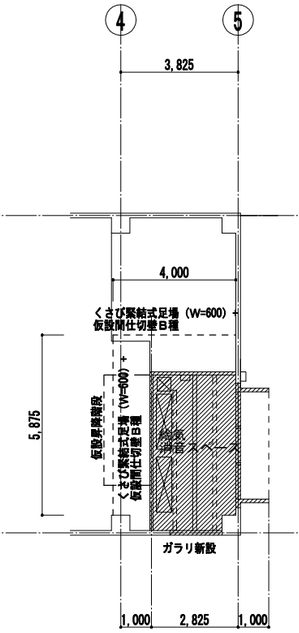

（下部）

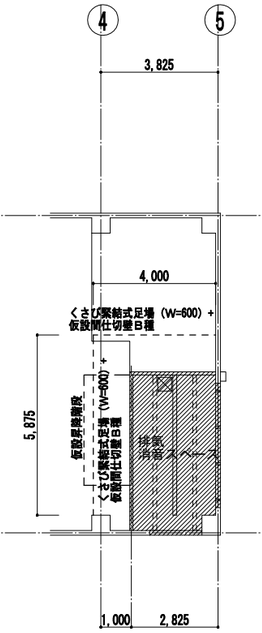

（上部）

２階上部仮設計画平面図（参考図）１：１００

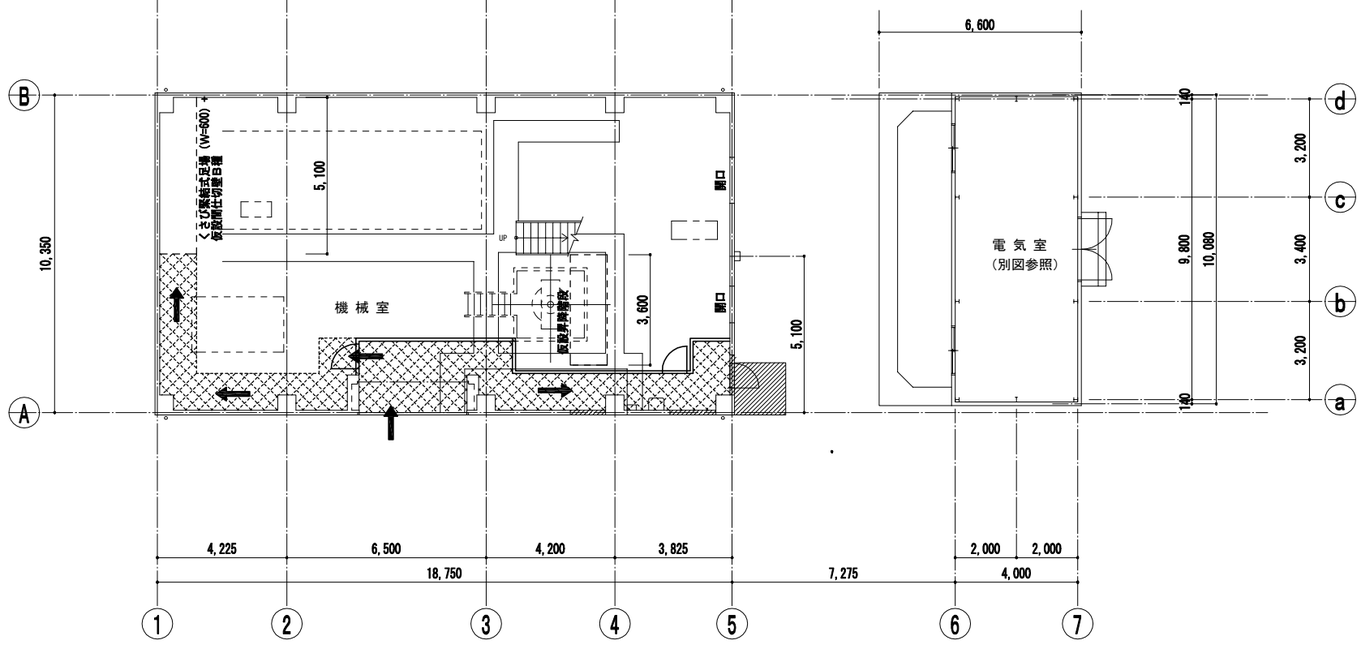

１階仮設計画平面図（参考図）　1：１００

—·—·— くさび緊結式足場（W=600）+防音シート

— — — くさび緊結式足場（W=600）+仮設間仕切壁Ｂ種

═══ 仮設間仕切壁　Ｂ種（不燃）
（軽量鉄骨壁下地＋片面石こうボード）

▨ 作業ヤード＋床養生シート

⬅ 工事用動線

注記

本図は参考図とし仮設間仕切り、足場等は現場監督員と調整のこと。
仮設間仕切りは気密性を確保するため、継目、床、天井部にテープを貼ること。
特記なき限り仮設間仕切内の設備機器等はシートにより養生のこと。
内部什器類は、工事に支障のある部分は同室内で移動し、元に戻すこと。
内部養生シートは防炎Ⅱ類とする。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事 業 名	令和２年　公共下水道事業		
工 事 名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名　称	１号ポンプ棟 仮設計画平面図（参考）		
縮 尺	1/100	設計年月	平成 31年 3月
工 種		設 計 者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-29

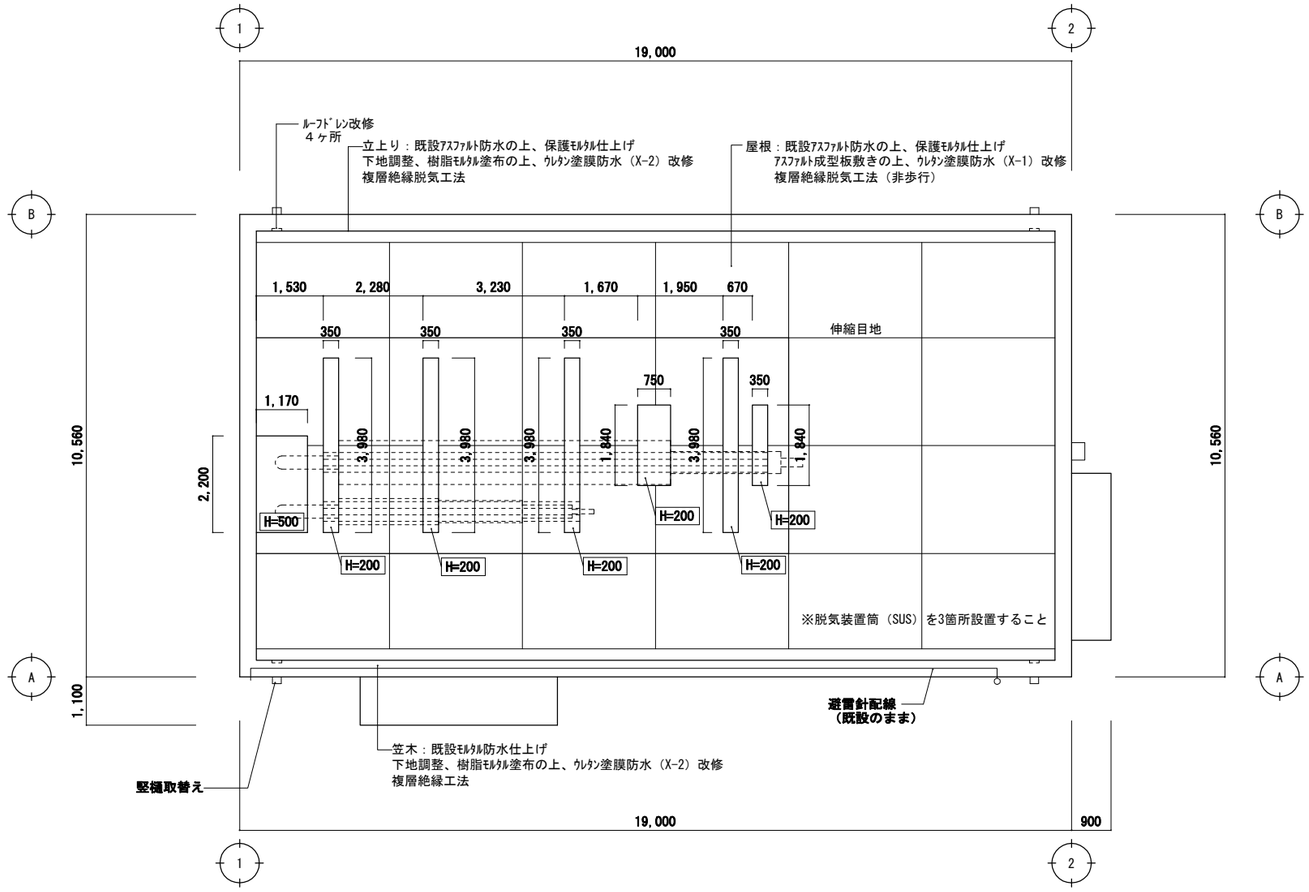

屋根伏図　S:1/100

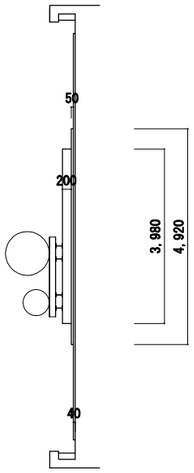

屋根断面図　S:1/100

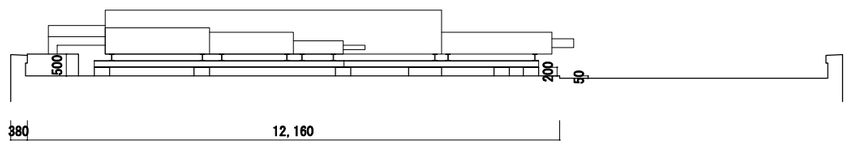

屋根断面図　S:1/100

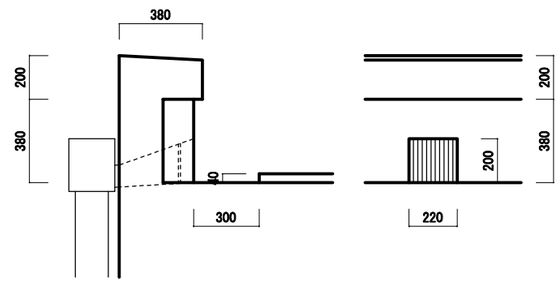

パラペット詳細図　S:1/20

茂福ポンプ場電気設備更新工事設計図	訂正	備考
		・ﾌﾟﾗｲﾏｰはOTﾌﾟﾗｲﾏｰA（田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ）とする。
		・ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ改修はﾘｰﾄﾞﾚﾝC（田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ）同等品とする。

宮田建築設計事務所
三重県四日市市日永西一丁目　28－3　Tel 059（347）7224
Fax 059（347）7227
三重県知事登録 1－537号　一級建築士 270497号　宮田　陽一

屋根伏図	（ポンプ室）	scale S:1/100、S:1/20	no D-30
パラペット部詳細図		date 2,010 年　3 月　17 日	
approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

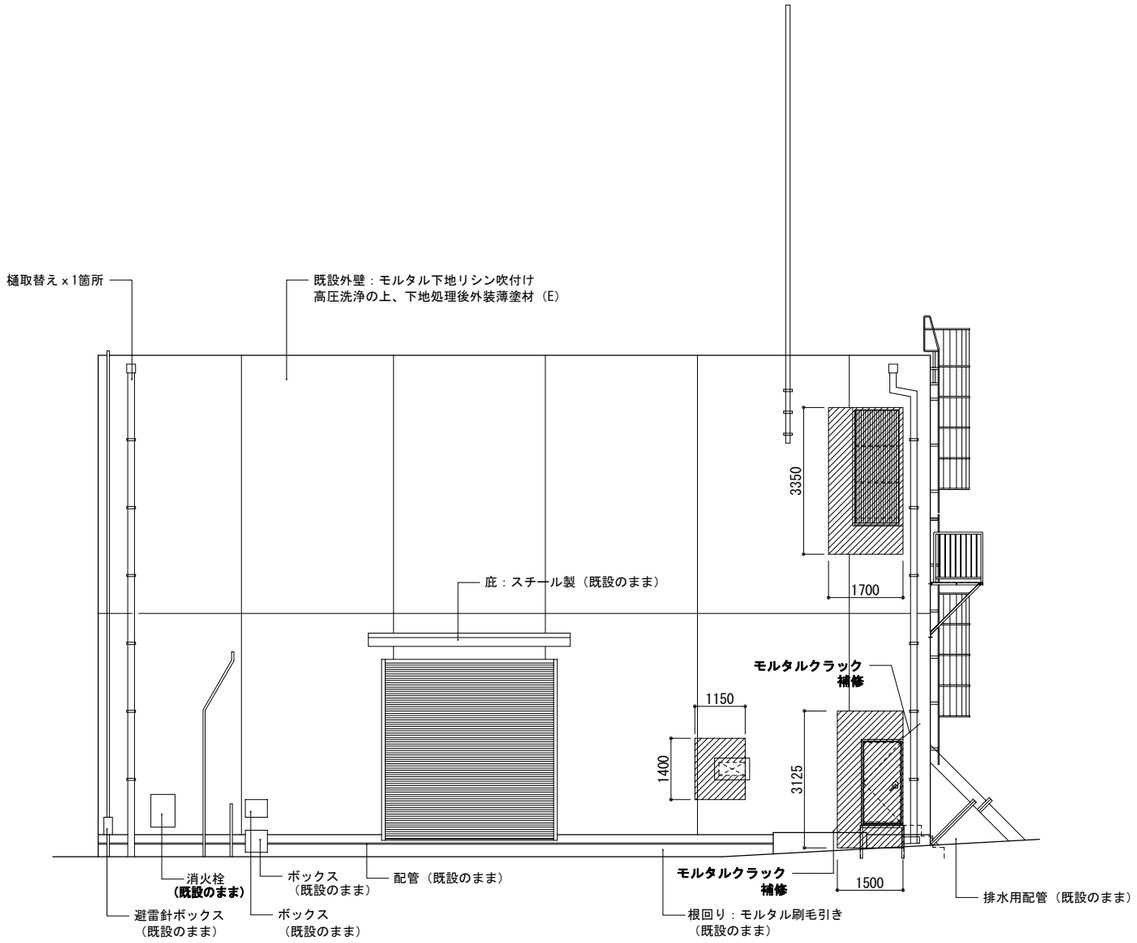

南立面図　S=1/100

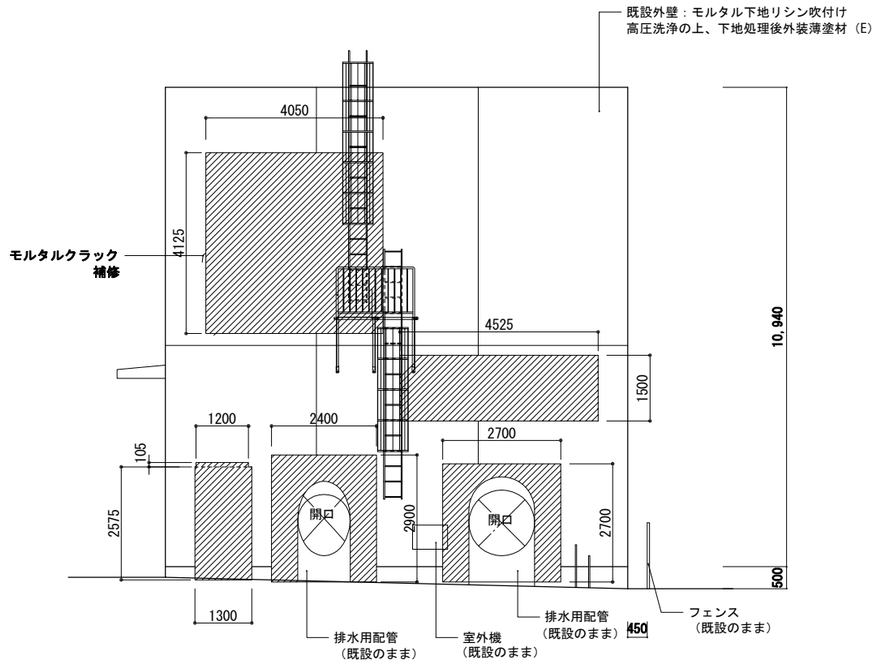

東立面図　S=1/100

耐震補強工事における施工範囲を示す

茂福ポンプ場電気設備更新工事設計図	訂正	備考	宮田建築設計事務所	南立面図	（ポンプ室）	scale S:1/100	no D-31
			三重県四日市市日永西一丁目 28-3 Tel 059 (347) 7224 Fax 059 (347) 7227	東立面図		date 2,010 年 3月 17日	
			三重県知事登録 1-537号 一級建築士 270497号 宮田 陽一	approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

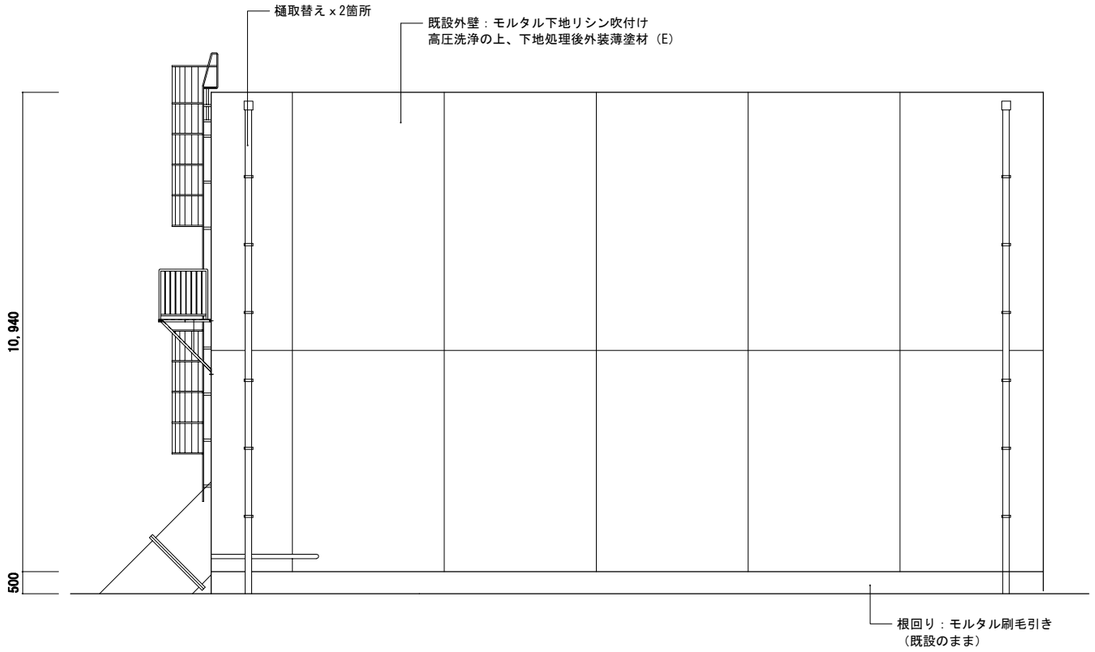

北立面図　S=1/100

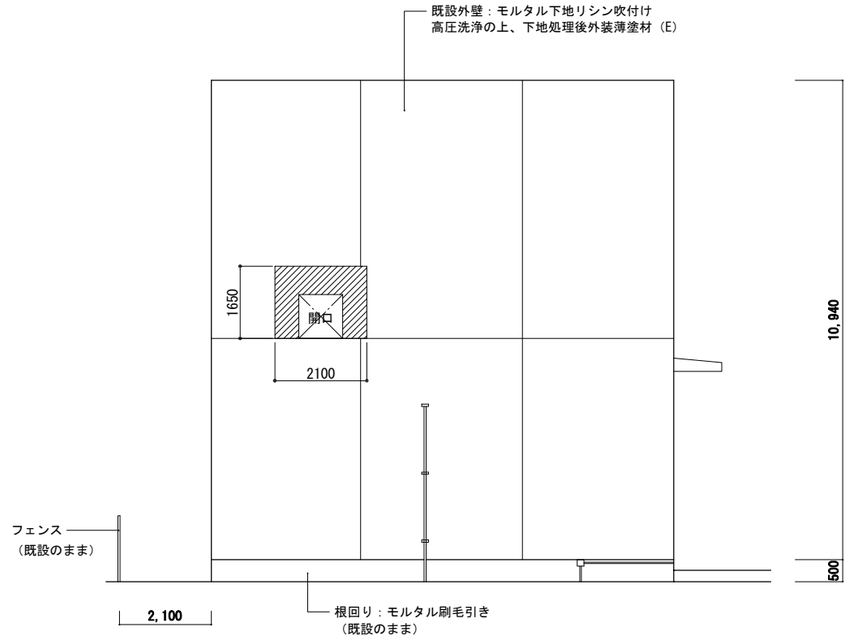

西立面図　S=1/100

耐震補強工事における施工範囲を示す

茂福ポンプ場電気設備更新工事設計図	訂正	備考

宮田建築設計事務所
三重県四日市市日永西一丁目　28-3　Tel 059 (347) 7224
Fax 059 (347) 7227
三重県知事登録 1-537号　一級建築士 270497号　宮田　陽一

北立面図	（ポンプ室）	scale S:1/100	no D-32
西立面図		date 2,010 年　3 月　17日	
approved Y.Miyata	check	drawn Y.Miyata	job no

外部仕上表

階段床				巾木				外壁				屋根				パラペット				軒裏								附属物・備考
下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	
C	モルタル塗 （蹴上・踏面共）		C	C	C打放し	―	C	ＡＬＣ	アクリルリシン吹付	―	C	S	カラー鉄板　折版葺き カラー鉄板　折版葺き 裏面断熱材貼	―	C													

内部仕上表

階	室名	床				幅木					腰壁					壁								天井								備考
		下地	仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	高さ	詳細番号	改修内容	下地	仕上	高さ	詳細番号	改修内容	下地	仕上	詳細番号	改修内容	柱型仕上	詳細番号	改修内容	下地	仕上	高さ	詳細番号	改修内容	梁型仕上	詳細番号	改修内容	
一階	電気室	C	モルタル金鏝	―	F	C	モルタル金鏝	200	―	C		――				ＡＬＣ	白セメント吹付	―	C	鉄骨 塗装	―	C	S	カラー鉄板　折版葺き 裏面断熱材貼	直天	―	C	鉄骨 塗装	―	C	竪樋SGPφ89.1

改修内容凡例	改修前
	Ａ：仕上撤去
	Ｂ：図示の仕上撤去
	Ｃ：下地共撤去
	Ｄ：図示の下地共撤去
	Ｅ：下地の調整
	Ｆ：既存のまま
	○：今回工事
	□：次回工事

建具　リスト　S=1/50

符号・名称・個数		SD 1 両開きスチールドア 1	AW 1 引違いアルミサッシ 2
場所		電気室	電気室
仕上（枠共）		SOP	アルマイト処理
建具	見込（ランマ）	枠100　扉40	70
	硝子（ランマ）		トーメイ5mm
	ガラリ		
建具枠	見込取合　沓摺		
枠記号　沓摺（水切）記号			
建具金物		丁番、フランス落し、モノロック錠、額縁用アングル	二重皿板、額縁用アングル
その他		ガラリ	
形状・寸法		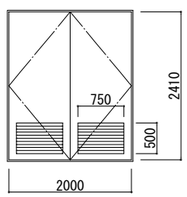	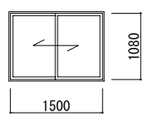

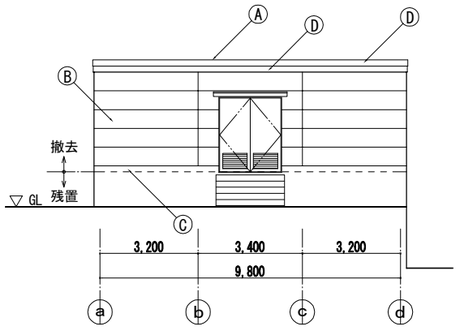

東立面図　S=1/100

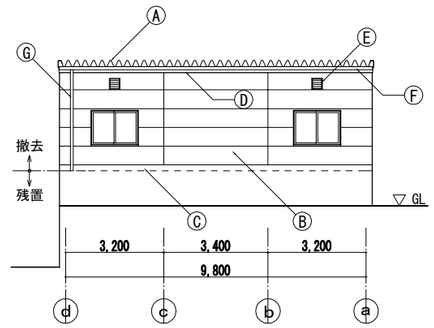

西立面図　S=1/100

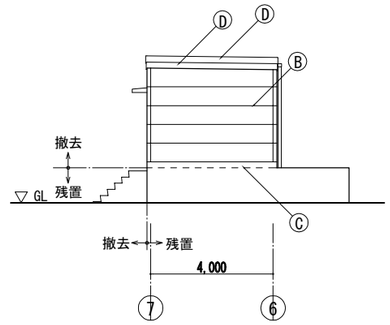

北立面図　S=1/100

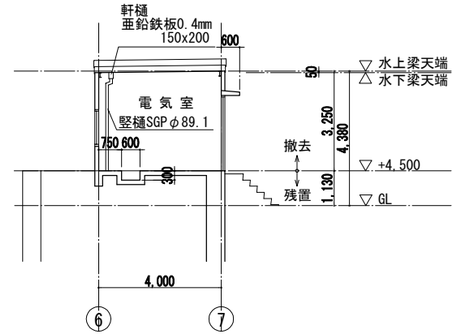

断面図　S=1/100

Ⓐ 屋根．カラー鉄板 t=0.6 折版構造、裏面断熱材貼付
Ⓑ 壁．ALC板、横壁、アクリル系リシン吹付
Ⓒ 巾木．コンクリート打放し
Ⓓ 鉄板 t=1.2 曲げ加工 OP
- - - - - カッター入（コンクリート面）を示す
Ⓔ 換気扇
Ⓕ 軒樋塩ビ 120×120
Ⓖ 竪樋塩ビ 100φ

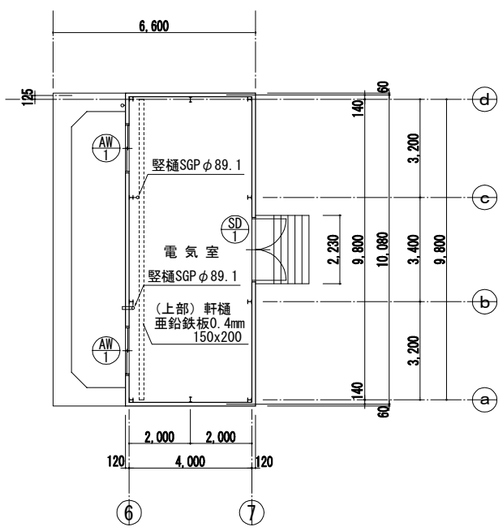

平面図　S=1/100

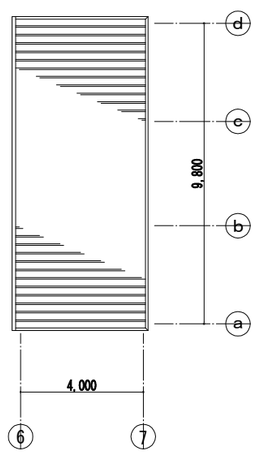

屋根伏図　S=1/100

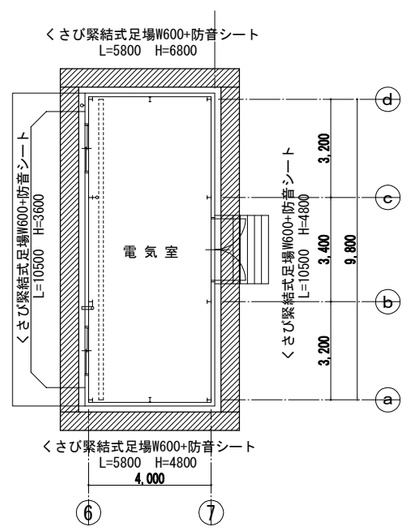

（参考）仮設計画図　S=1/100

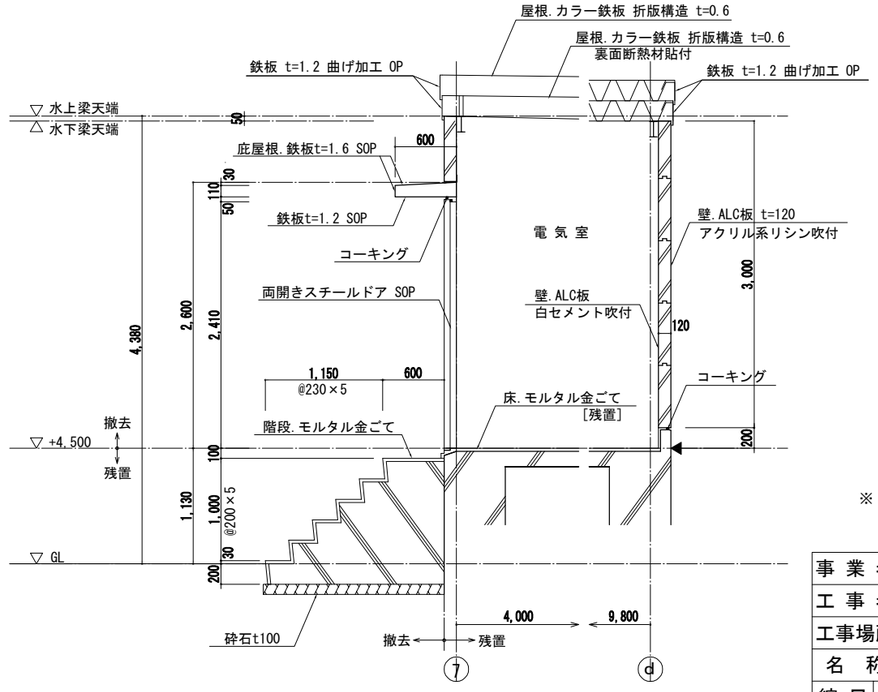

矩計図　S=1/30

◀：カッター入（コンクリート面）を示す

※ 特記なき限り全て撤去とする

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	電気室　仕上表、平・立・断面図 矩計図、建具表、仮設計画図		
縮尺	1/100 1/50、1/30	設計年月日	令和 2年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-33

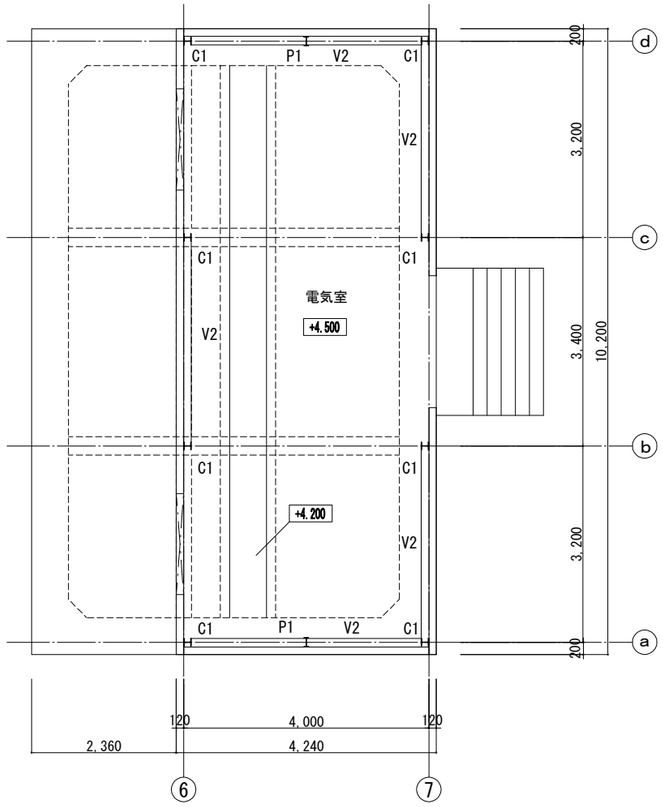

１階伏図　　S=1/50

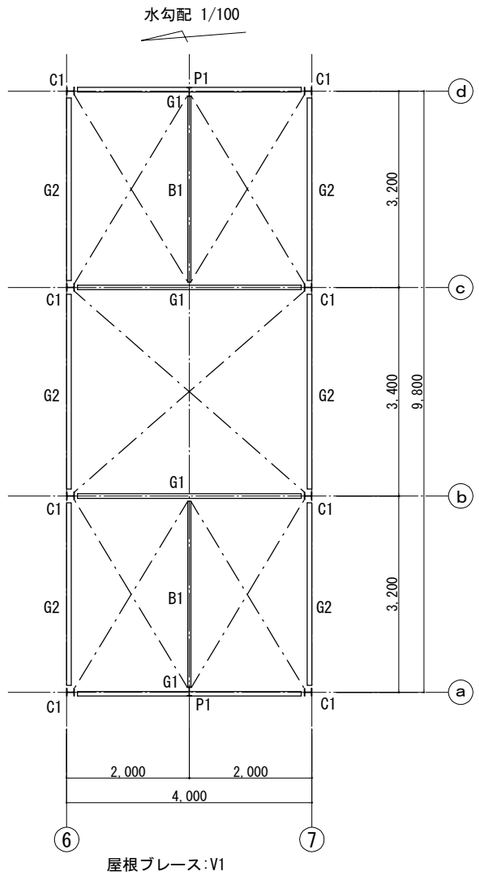

屋根伏図　　S=1/50

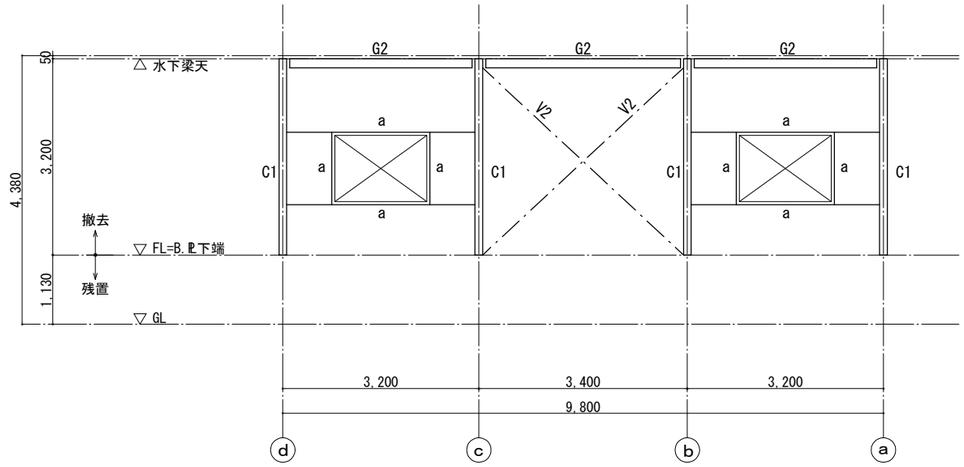

⑥通り軸組図　　S=1/50

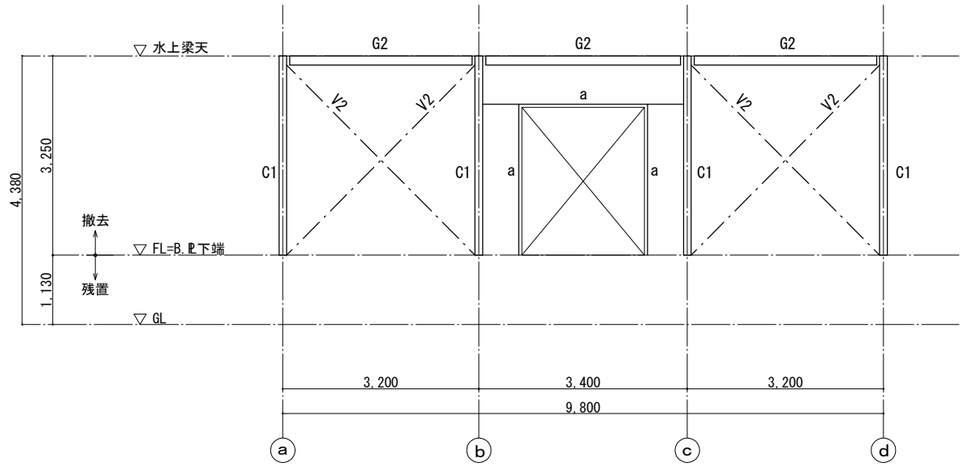

⑦通り軸組図　　S=1/50

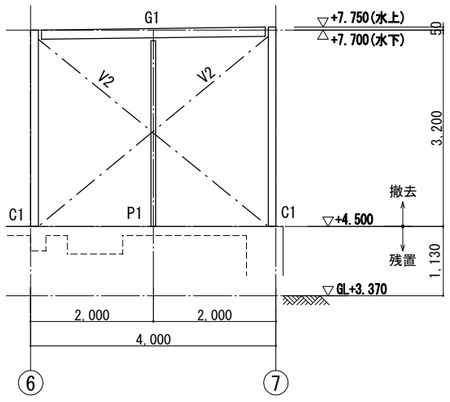

ⓐ通り・ⓓ通り軸組図　　S=1/50

部材リスト

C1	H-125×125×6.5×9	B.PL-12	A.Bolt	2-M20	ℓ=500
P1	H-150×75×5×7	B.PL-12	A.Bolt	2-M16	ℓ=300
G1	H-150×75×5×7	G.PL-9	H.T.B	3-M16	
G2	H-150×75×5×7	G.PL-9	H.T.B	3-M16	
B1	[-100×50×20×2.3	G.PL-4.5	H.T.B	2-M16	
V1	φ13（ターンバックル締め）	G.PL-6	H.T.B	1-M16	
V2	φ13（ターンバックル締め）	G.PL-6	H.T.B	1-M16	
a	FB-65×6				

※ 特記なき限り全て撤去とする

事業名	令和２年　公共下水道事業		
工事名	茂福ポンプ場電気設備更新工事		
工事場所	四日市市　富田浜町 地内		
名称	電気室 伏図、軸組図、部材リスト		
縮尺	1/50	設計年月日	令和 2年 3月
工種		設計者	（株）ＮＪＳ
事業主体	四日市市	図面番号	D-34

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊